

須賀川市地域防災計画

令和 7 (2025) 年 1 月修正

須賀川市防災会議

須賀川市地域防災計画 目次

第1部	総則	1
第1節	計画の目的及び方針	3
第1	計画の目的	3
第2	計画の構成	3
第3	計画の基本方針	4
第4	計画の修正	5
第5	計画の周知徹底	5
第2節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	5
第1	防災関係機関の実施責任	5
第2	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第3節	須賀川市の概況	14
第1	位置及び面積	14
第2	地勢	14
第3	気象	14
第4	活断層	14
第5	人口	14
第6	産業	15
第7	土地利用	15
第8	交通	15
第4節	災害履歴	16
第1	地震災害	16
第2	風水害	18
第3	林野火災・火災	19
第4	その他自然災害	20
第5	大規模事故等	20
第5節	被害想定	21
第1	地震災害	21
第2	風水害	26
第6節	調査研究推進体制の充実	27
第1	調査研究体制	27

第2部 一般災害対策計画 29

第1章 災害予防計画 31

第1節 防災組織の整備・充実 31

第1 防災会議の強化 31

第2 配備・動員体制の強化 31

第3 災害対策本部の強化 31

第4 水防本部の強化 31

第2節 応援協力体制の強化 32

第1 県との連携強化 32

第2 他市町村との協力体制の強化 32

第3 消防の相互応援の強化 32

第4 自衛隊の派遣要請手続きの習熟 32

第5 民間事業者の協力体制の強化 33

第6 自主防災組織との連携強化 33

第7 公的機関等の業務継続性の確保 33

第8 (公社) 福島県建築士会との協力体制の強化 33

第3節 情報連絡体制の整備 34

第1 情報収集体制の整備 34

第2 情報通信網の整備 35

第3 通信機器の習熟等 35

第4 広報体制の整備 36

第5 通信手段の周知 36

第4節 都市の防災対策の整備 37

第1 都市防災に関する方針の明確化 37

第2 計画的な市街地整備の推進 37

第3 オープンスペースの確保 37

第4 防災拠点施設整備の推進 37

第5 公共施設の安全化 38

第6 民間建築物の安全化 38

第7 落下物等の防止対策 39

第5節 上水道・下水道施設の強化 40

第1 上水道施設の安全化 40

第2 下水道施設の強化 40

第6節	道路・鉄道施設の強化.....	42
第1	道路施設の強化	42
第2	道路閉塞要因の撤去	42
第3	鉄道施設の強化	42
第7節	電力・ガス・電気通信施設の強化.....	43
第1	電力施設災害予防対策	43
第2	L P ガス施設災害予防対策	43
第3	電気通信施設災害予防対策	43
第8節	水害予防対策	44
第1	治山整備の推進	44
第2	河川整備の推進	44
第3	施設の維持及び補修	44
第4	下水道事業等の推進	44
第5	都市における防災・減災対策の推進	44
第6	農業用ため池整備事業の推進	44
第7	水防倉庫、資機材の整備等	45
第8	水防体制の強化	45
第9	水害に関する危険箇所の周知	45
第10	浸水想定区域における避難の確保.....	45
第9節	土砂災害予防対策	47
第1	危険地区等の区分	47
第2	土砂災害警戒区域等の安全対策	48
第3	山地災害危険地区の安全対策	48
第4	土砂災害警戒区域等の周知	48
第5	土砂災害に関する危険箇所における避難の確保	48
第6	盛土による災害対策	50
第10節	雪害予防対策.....	51
第1	道路の除雪	51
第2	道路閉塞要因の撤去	51
第3	凍結防止剤の散布	51
第4	保守・点検の実施	51
第5	広報・呼びかけの実施	51
第11節	消防体制の整備	53
第1	火災予防対策の実施	53
第2	初期消火体制の強化	53

第3	火災拡大要因の除去	54
第4	消防組織・消防力の強化	54
第5	広域応援体制の整備	55
第6	消防水利の整備	55
第7	救助体制の整備	55
第12節	緊急輸送体制の整備	56
第1	県指定緊急輸送路	56
第2	緊急輸送路等の指定	56
第3	緊急輸送路等の整備	56
第4	緊急通行車両等の事前届出・確認手続	56
第5	ヘリコプター臨時離着陸場	57
第6	緊急輸送路等の広報	57
第13節	避難対策の強化	58
第1	避難計画の策定	58
第2	避難所の指定等	60
第3	避難路の選定等	62
第4	避難所・避難路及び指示伝達方法等の周知	62
第5	学校、病院等における避難計画	62
第6	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	63
第7	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	63
第14節	医療（助産）救護・防疫体制の強化	65
第1	医療（助産）救護体制の整備	65
第2	医薬品・衛生材料等の整備	65
第3	傷病者の搬送体制の整備	65
第4	後方医療体制等の整備	65
第5	防疫体制の整備	66
第15節	食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備	67
第1	食料の備蓄・調達体制の整備	67
第2	生活物資の備蓄・調達体制の整備	67
第3	飲料水の確保	67
第4	防災資機材等の整備	67
第5	住民に対する普及・啓発	68
第16節	消防防災ヘリコプター活用体制の整備	69
第1	消防防災ヘリコプターの活動内容	69
第2	臨時ヘリポートの確保	69

第 17 節	防災教育の充実	70
第 1	防災知識の普及啓発	70
第 2	防災上重要な施設における防災教育	71
第 3	防災対策要員に対する防災教育	71
第 4	学校教育における防災教育	71
第 18 節	防災訓練等の実施.....	72
第 1	防災訓練の実施	72
第 2	個別訓練の実施	72
第 3	訓練の評価と地域防災計画等への反映	73
第 4	事業所等における訓練の実施	73
第 5	自主防災組織等における訓練の実施	73
第 19 節	自主防災組織の整備.....	74
第 1	自主防災組織の組織化	74
第 2	広報活動等による支援	74
第 3	活動環境の整備	74
第 4	計画等の策定	75
第 5	防災知識の普及等	75
第 6	防災訓練等の実施	75
第 7	防災用資機材等の整備・点検等	75
第 8	避難行動要支援者の把握	75
第 9	企業防災の促進	76
第 10	地区防災計画の作成.....	76
第 20 節	要配慮者支援体制の強化.....	77
第 1	社会福祉施設入所者に対する対策	77
第 2	在宅者に対する対策	78
第 3	外国人に対する防災対策	81
第 4	避難所における対策	81
第 21 節	NPO・ボランティア等との連携体制の強化.....	82
第 1	ボランティアの種類	82
第 2	NPO・ボランティア団体等との連携強化	82
第 3	NPO・ボランティア等の登録	82
第 4	ボランティアコーディネーターの育成	82
第 5	NPO・ボランティアの受入れ体制の整備	83
第 22 節	文化財予防対策の強化	84
第 1	防災設備等の整備強化	84

第2	防火査察の徹底	84
第3	火災予防体制の強化	84
第4	訓練の実施	84
第5	文化財保護思想の普及啓発	84
第23節	危険物施設等の安全性の向上	85
第1	危険物施設の把握	85
第2	事業所に対する指導の強化	85
第3	保安体制の整備	85
第4	防災資機材等の整備	85
第5	防災訓練の実施	85
第2章	災害応急対策計画	86
第1節	応急活動体制の確立	86
第1	災害応急対策の防災行動計画	86
第2	配備体制の基準・動員配備	89
第3	活動の要点	90
第4	県等への報告	92
第5	勤務時間外等の非常参集及び非常連絡	92
第6	消防団員等の動員	93
第2節	災害対策本部の設置	94
第1	災害対策本部の設置及び解散	94
第2	災害対策本部の設置基準	94
第3	意思決定者不在時の措置	94
第4	災害対策本部の設置場所	94
第5	災害対策本部の設置の報告・通知	94
第6	本部会議の開催	95
第7	現地災害対策本部の設置	95
第8	複合災害発生時の体制	95
第9	災害対策本部の組織	96
第10	災害対策本部の事務分掌	97
第3節	災害情報の収集・伝達	104
第1	気象注意報・警報等の伝達	104
第2	被害状況等の収集・報告	105
第4節	通信の確保	108
第1	災害時の通信連絡	108

第2	通信の統制	108
第3	非常無線通信の利用	108
第4	通信施設所有者等の相互協力	109
第5	県総合情報通信ネットワークの活用	109
第6	市防災行政無線の運用	109
第7	電気通信事業者の措置	109
第5節	相互応援協力	110
第1	市と県の相互協力	110
第2	国に対する応援要請	111
第3	市と公共的団体等との協力	111
第4	他市町村への応援	112
第5	本市における受援体制	112
第6節	災害広報	113
第1	広報体制の確立	113
第2	広報する内容	113
第3	広報の方法	114
第4	報道機関への発表	114
第5	県による広報活動	114
第6	防災関係機関による広報活動	114
第7	災害の記録活動	114
第7節	水防計画	115
第8節	消火活動	116
第1	消防活動の基本方針	116
第2	消防団による活動	116
第3	事業所の活動	117
第4	自主防災組織の活動	117
第5	住民の活動	118
第6	応援要請	118
第9節	救助・救急	119
第1	自主防災組織・事業所等による救助活動	119
第2	市による救助活動	119
第3	消防本部による救助・救急活動	120
第4	広域応援	121
第10節	自衛隊の災害派遣	122

第1	災害派遣要請の範囲	122
第2	災害派遣要請の要求	122
第3	災害派遣要請の要求要領	123
第4	部隊の自主派遣	123
第5	災害派遣部隊の受入体制	124
第6	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	125
第7	派遣部隊の撤収	125
第8	経費の負担区分	126
第11節	避難	127
第1	住民避難情報の発令	127
第2	警戒区域の設定	133
第3	避難の誘導	134
第4	避難所の設置	135
第5	要配慮者対策	139
第6	安否情報の提供等	141
第12節	医療（助産）救護	142
第1	医療体制の確立	142
第2	医療（助産）救護活動の実施	144
第3	傷病者の搬送	144
第4	医薬品等の確保	145
第5	人工透析の供給確保	145
第13節	緊急輸送対策	146
第1	緊急輸送の範囲	146
第2	車両等の確保及び調達	147
第3	緊急輸送路等の確保	147
第4	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	147
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	148
第1	災害警備活動	148
第2	交通規制措置	149
第15節	防疫及び保健衛生	152
第1	防疫活動	152
第2	食品衛生監視	153
第3	栄養指導	154
第4	保健指導	154
第5	精神保健活動	154

第6 防疫及び保健衛生用資機材の確保・調達	154
第7 動物救護対策	154
第16節 廃棄物処理対策	155
第1 災害廃棄物処理	155
第2 し尿処理	156
第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧	157
第4 応援体制の確保	157
第17節 救援対策	158
第1 給水救援対策	158
第2 食料救援対策	159
第3 生活必需物資等救援対策	160
第4 義援物資及び義援金の受入れ	161
第18節 被災地の応急対策	162
第1 被害状況の把握及び報告	162
第2 障害物の除去	162
第3 応急仮設住宅の供与	163
第4 住宅の応急修理	164
第5 公営住宅等のあっせん	165
第6 災害相談対策	165
第7 応急金融対策	166
第19節 死者の捜索・遺体の処理等	167
第1 全般的な事項	167
第2 遺体の捜索	167
第3 遺体の収容	168
第4 遺体の火葬・埋葬	169
第5 災害弔慰金の支給	170
第20節 生活関連施設の応急対策	171
第1 上水道施設の応急復旧対策	171
第2 下水道施設の応急復旧対策	171
第3 電力施設の応急対策	172
第4 L P ガス施設の応急対策	173
第5 電気通信施設の応急対策	175
第6 鉄道施設の応急対策	176
第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	178

第1	道路の応急対策	178
第2	河川管理施設等の応急対策	180
第3	公共建築物等の応急対策	181
第22節	文教対策	183
第1	児童生徒等の保護	183
第2	被害状況の把握及び報告	183
第3	教員の参集	183
第4	教育施設の確保	184
第5	教員の確保	184
第6	応急教育の実施	184
第7	学用品の確保	185
第8	児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応	185
第9	避難所として使用される場合の措置	185
第10	保育料の減免	185
第11	文化財の応急対策	185
第23節	要配慮者対策	186
第1	要配慮者に係る対策	186
第2	社会福祉施設等に係る対策	186
第3	障がい者及び高齢者に係る対策	187
第4	児童・生徒に係る対策	187
第5	外国人に係る対策	188
第24節	NPO・ボランティア等との連携	189
第1	NPO・ボランティア等の受入れ	189
第2	NPO・ボランティア団体等の活動	189
第3	ボランティア活動保険の加入促進	190
第25節	危険物施設等災害応急対策	191
第1	危険物施設等	191
第2	出動体制の確立	191
第3	被害状況等の把握	191
第4	災害時における緊急措置	192
第5	市・県及び防災関係機関の対応	192
第26節	災害救助法の適用等	193
第1	災害救助法の適用	193
第2	災害救助法の適用基準	194
第3	災害救助法の適用手続き	194

第4	災害救助法による救助の種類及び職権の委任等	195
第5	災害対策基本法に基づく従事命令等	196
第27節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	197
第1	被災者生活再建支援法の適用	197
第2	り災証明書等の交付	199
第3	被災者台帳の作成	201
第4	被災者の生活支援	202
第3章	災害復旧計画	203
第1節	施設の復旧対策	203
第1	災害復旧事業計画の作成	203
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	204
第3	激甚災害の指定	206
第4	災害復旧事業の実施	206
第2節	被災者の生活安定	207
第1	義援金の配分	207
第2	被災者の生活確保	207
第3	被災者への融資	210
第3部	震災対策計画	211
第1章	総則	213
第2章	災害予防計画	213
第1節	防災組織の整備・充実	213
第2節	応援協力体制の強化	213
第3節	情報連絡体制の整備	213
第6	震度情報ネットワークシステムの強化	213
第4節	都市の防災対策	213
第1	都市防災に関する方針の明確化	213
第2	計画的な市街地整備の推進	214
第3	オープンスペースの確保	214
第4	防災拠点施設整備の推進	214
第5	公共施設の安全化	214

第6	民間建築物の安全化	215
第7	落下物・転倒等の防止対策	215
第8	建物内の安全対策	215
第9	建築物の応急危険度判定体制の整備	215
第5節	上水道・下水道施設の強化	216
第1	上水道施設の強化	216
第2	下水道施設の強化	216
第6節	道路・鉄道施設の強化	217
第7節	電力・ガス・電気通信施設の強化	217
第8節	土砂災害予防対策	217
第7	地震災害等の予防の推進	217
第9節	消防体制の整備	217
第10節	緊急輸送体制の整備	217
第11節	避難対策の強化	217
第12節	医療（助産）救護・防疫体制の強化	218
第13節	食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備	218
第14節	消防防災ヘリコプター活用体制の整備	218
第15節	防災教育の充実	218
第16節	防災訓練の実施	218
第17節	自主防災組織の整備	218
第18節	要配慮者支援体制の強化	218
第19節	ボランティアとの連携体制の強化	218
第20節	文化財予防対策の強化	218
第21節	危険物施設等の安全性の向上	219
第3章	災害応急対策計画	220
第1節	応急活動体制の確立	220
第1	災害応急対策の防災行動計画	220
第2	配備体制の基準・動員配備	220
第3	活動の要点	222
第4	県等への報告	224

第5	勤務時間外等の非常参集及び非常連絡	224
第6	消防団員等の動員	224
第2節	災害対策本部の設置	225
第1	災害対策本部の設置及び解散	225
第2	災害対策本部の設置基準	225
第3	意思決定者不在時の措置	225
第4	災害対策本部の設置場所	225
第5	災害対策本部の設置の報告・通知	225
第6	本部会議の開催	225
第7	現地災害対策本部の設置	226
第8	複合災害発生時の体制	226
第9	災害対策本部の組織	226
第10	災害対策本部の事務分掌	226
第3節	災害情報の収集・伝達	227
第3	情報の収集・伝達	227
第4節	通信の確保	227
第5節	相互応援協力	227
第6節	災害広報	227
第7節	水防計画	227
第8節	消火活動	227
第9節	救助・救急	228
第10節	自衛隊の災害派遣	228
第11節	避難	228
第12節	医療（助産）救護	228
第13節	緊急輸送対策	228
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	228
第15節	防疫及び保健衛生	228
第16節	廃棄物処理対策	228
第17節	救援対策	229
第18節	被災地の応急対策	229
第8	被災建築物応急危険度判定活動の実施	229

第 19 節	死者の捜索・遺体の処理等	229
第 20 節	生活関連施設の応急対策	229
第 21 節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	229
第 22 節	文教対策	229
第 23 節	要配慮者対策	230
第 24 節	NPO・ボランティア等との連携	230
第 25 節	危険物施設等災害応急対策	230
第 26 節	災害救助法の適用等	230
第 4 部	原子力災害対策計画	231
第 1 章	総則	233
第 1 節	計画の目的及び方針	233
第 1	計画の目的	233
第 2	計画の構成	233
第 3	計画の修正	233
第 4	計画の周知徹底	233
第 5	計画の基本方針	233
第 2 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	234
第 1	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	234
第 2 章	原子力災害予防計画	239
第 1 節	情報の収集・連絡体制等の整備	239
第 1	情報の収集・連絡体制等の整備	239
第 2	情報の分析整理	239
第 3	受信情報に基づく意志決定	240
第 4	通信手段・経路の多様化	240
第 2 節	災害応急体制の整備	241
第 1	警戒配備をとるために必要な体制等	241
第 2	災害対策本部体制	241
第 3	防災関係機関相互の連携体制	241
第 4	消防の相互応援体制	241
第 5	原子力災害医療体制	241

第6	広域的な応援協力体制	242
第7	自衛隊派遣要請体制	242
第8	専門家の派遣要請体制	242
第9	救護所運営・避難退域時検査実施体制	242
第10	緊急時モニタリング体制	242
第3節	屋内退避等に係る体制の整備	243
第1	判断基準	243
第2	対象者の把握	243
第3	避難所等の整備	243
第4	避難所運営等の体制	243
第5	要配慮者への対応体制	244
第6	市民等の屋内退避及び避難状況の確認体制の整備	245
第7	屋内退避・避難等の周知体制の整備	245
第4節	緊急輸送活動体制の整備	246
第5節	防護資機材等の整備	247
第1	医療活動用資機材の整備	247
第2	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備 ...	247
第3	物資の調達・供給体制の整備	247
第4	安定ヨウ素剤の備蓄	247
第5	除染用資機材の整備	247
第6節	市民等への的確な情報伝達体制の整備	248
第1	情報項目の整理	248
第2	情報伝達手段の整備等	248
第3	市民相談窓口の準備	248
第4	情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備	248
第7節	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備	249
第1	避難対象者の把握	249
第2	市の対応資源の確認	249
第3	受入計画の作成	249
第4	支援計画の作成	249
第8節	原子力防災に関する普及啓発活動	250
第1	市民に対する普及啓発	250
第2	教育機関における普及啓発	250
第3	要配慮者への配慮	250

第3章 原子力災害応急対策計画 251

第1節 応急活動体制の確立 251

- 第1 配備体制の基準・動員配備 251
- 第2 活動の要点 252
- 第3 県等への報告 253
- 第4 消防団員等の動員 253
- 第5 広域的な応援協力等 254
- 第6 自衛隊の派遣要請 254
- 第7 専門家の派遣要請 254
- 第8 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保 254

第2節 災害対策本部の設置 255

- 第1 災害対策本部の設置及び解散 255
- 第2 意思決定者不在時の措置 255
- 第3 災害対策本部の設置場所 255
- 第4 災害対策本部の設置の報告・通知 255
- 第5 本部会議の開催 256
- 第6 複合災害発生時の体制 256

第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信の確保 257

- 第1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡 257
- 第2 応急対策活動情報の連絡 257
- 第3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 257
- 第4 一般回線が使用できない場合の対処 257

第4節 緊急時モニタリングの実施 258

- 第1 緊急時モニタリング体制 258

第5節 屋内退避等の防護措置の実施 259

- 第1 屋内退避の実施 259
- 第2 避難の実施 259
- 第3 要配慮者への配慮 260
- 第4 飲食物、生活必需品等の供給 261
- 第5 安定ヨウ素剤の取り扱い 261
- 第6 屋内退避等の解除 262

第6節 社会的混乱の防止 263

- 第1 交通規制等の実施 263

第2 自主避難・買い占め等への対策	263
第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施.....	264
第1 飲食物の出荷制限、摂取制限等	264
第2 放射性物質の影響の把握	264
第8節 緊急輸送対策	265
第1 緊急輸送活動	265
第2 緊急輸送のための交通確保	265
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保	265
第9節 原子力災害医療活動	266
第10節 情報伝達活動.....	267
第1 迅速・的確な情報提供	267
第2 市民ニーズを踏まえた情報伝達内容	267
第3 安否情報の提供等	267
第4 多様な情報伝達手段の確保	267
第5 情報伝達困難者等に対する情報伝達	268
第11節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援	269
第1 関係自治体の支援ニーズの把握	269
第2 受け入れ先施設の確保	269
第3 避難方法・経路等の調整、緊急輸送	269
第4 避難所の開設・運営	269
第5 安定ヨウ素剤の取り扱い	269
第6 飲食物、生活必需品等の供給	269
第7 家畜・ペット	270
第8 関係自治体行政機能の代替拠点の確保	270
第9 自発的支援の受け入れ	270
第10 二次避難先の確保.....	270
第4章 災害復旧・復興計画	271
第1節 放射性物質への対応	271
第1 環境汚染への対処.....	271
第2 各種制限措置の解除	271
第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	271
第2節 心身の健康管理・医療.....	272
第1 相談窓口の設置	272

第2	健康影響調査の実施	272
第3節	風評被害等対策	273
第1	市内産農林産物等の売り上げ減少への対応	273
第2	販売促進・観光誘致活動	273
第3	放射線被ばくについての人権侵害の防止	273
第4節	関係自治体の避難者に対する中長期的支援	274
第1	地域コミュニティの維持	274
第2	就労・就学支援	274
第5部	事故対策計画	275
第1章	航空機事故対策計画	277
第1節	航空事故予防対策	277
第1	災害応急対策への備え	277
第2	要配慮者対策	278
第2節	航空事故応急対策	279
第1	災害情報の収集伝達	279
第2	活動体制の確立	281
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	282
第4	交通規制措置	283
第5	災害広報	283
第3節	航空事故復旧対策	283
第2章	鉄道事故対策計画	284
第1節	鉄道事故予防対策	284
第1	鉄道交通の安全の確保	284
第2	災害応急対策、災害復旧への備え	284
第3	防災知識の普及・啓発	285
第4	要配慮者対策	286
第2節	鉄道事故応急対策	286
第1	災害情報の収集伝達	286
第2	活動体制の確立	288
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	289
第4	交通規制措置	289

第5	避難誘導	289
第6	災害広報	289
第3節	鉄道事故復旧対策	290
第3章	道路事故対策計画	291
第1節	道路事故予防対策	291
第1	道路交通の安全のための情報の充実	291
第2	道路施設等の整備	291
第3	災害応急対策、災害復旧への備え	291
第4	防災知識の普及・啓発	292
第5	要配慮者対策	292
第2節	道路事故応急対策	293
第1	災害情報の収集伝達	293
第2	活動体制の確立	294
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	295
第4	交通規制措置	295
第5	危険物の流出に対する応急対策	295
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧	295
第7	災害広報	295
第3節	道路事故復旧対策	296
第4章	危険物等事故対策計画	297
第1節	危険物等事故予防対策	297
第1	危険物等の定義	297
第2	危険物等施設の安全性の確保	297
第3	災害応急対策、災害復旧への備え	299
第4	防災知識の普及・啓発	300
第5	要配慮者対策	300
第2節	危険物等事故応急対策	301
第1	災害情報の収集伝達	301
第2	活動体制の確立	302
第3	災害の拡大防止	303
第4	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	303
第5	交通規制措置	303

第6	危険物等の大量流出に対する応急対策	303
第7	避難誘導	304
第8	災害広報	304
第3節	危険物等事故復旧対策.....	304
第5章	大規模な火災対策計画.....	305
第1節	大規模な火災予防対策.....	305
第1	災害に強いまちづくりの形成	305
第2	大規模な火災防止のための情報の充実	306
第3	災害応急対策、災害復旧への備え	306
第4	防災知識の普及・啓発	307
第5	要配慮者対策	307
第2節	大規模な火災応急対策.....	308
第1	災害情報の収集伝達	308
第2	活動体制の確立	309
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	309
第4	交通規制措置	310
第5	避難誘導	310
第6	災害広報	310
第3節	大規模な火災復旧対策.....	310
第6章	林野火災対策計画.....	311
第1節	林野火災予防対策.....	311
第1	林野火災に強い地域づくり	311
第2	林野火災防止のための情報の充実	311
第3	災害応急対策、災害復旧への備え	311
第4	防災知識の普及・啓発	313
第5	要配慮者対策	313
第2節	林野火災応急対策.....	314
第1	災害情報の収集伝達	314
第2	活動体制の確立	315
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	316
第4	交通規制措置	317
第5	避難誘導	317

第6	災害広報	317
第7	二次災害の防止	317
第3節	林野火災復旧対策	318
第6部	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画	319
第1章	総則	321
第1節	計画の目的	321
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	321
第2章	地震予防計画	321
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等	321
第2節	避難場所及び避難所の運営・安全確保	321
第3節	防災意識の普及・啓発	322
第4節	電力・ガス・電気通信施設の強化	322
第5節	報道機関による放送	322
第6節	避難路・緊急輸送路の確保	322
第7節	公共施設等における防災対策	322
第8節	救助体制の強化	322
第9節	食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備	322
第10節	防災訓練の実施	322
第3章	地震応急対策計画	323

第 1 部 総則

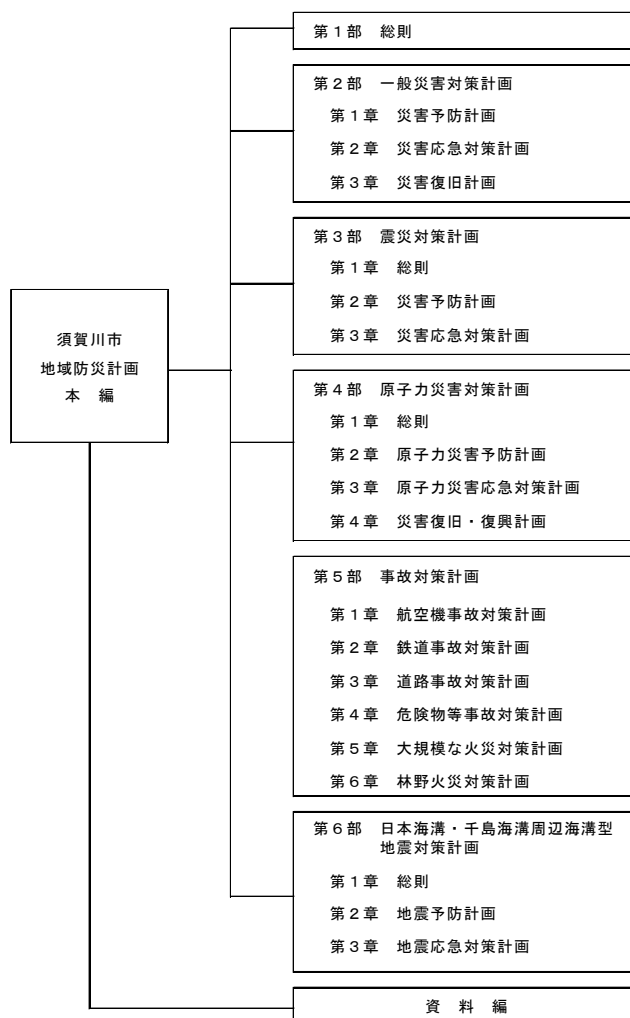
第 1 節 計画の目的及び方針

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和 36(1961)年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、本市において防災上必要と考えられる施策の基本を定める計画であり、県、市、公共機関及び市民がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の構成

本計画は、本編「第 1 部 総則」、「第 2 部 一般災害対策計画」、「第 3 部 震災対策計画」、「第 4 部 原子力災害対策計画」、「第 5 部 事故対策計画」、「第 6 部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」と「資料編」により構成する。「第 2 部 一般災害対策計画」は、風水害を中心に災害全般について整理し、「第 3 部 震災対策計画」、「第 4 部 原子力災害対策計画」、「第 5 部 事故対策計画」、「第 6 部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」においては、その災害の特性から特に必要な項目のみ整理する。



第3 計画の基本方針

本計画の策定、推進において、以下の事項を基本とする。

なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を踏まえながら取り組む。

<関係法令等の遵守>

災害対策基本法、その他関係法令を遵守するとともに、国・県の防災に関する計画との整合を図るものとする。

<防災・減災事業の推進>

風水害、地震災害の被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、治山、治水等の防災・減災事業の推進を図る。

<施設・設備・資機材等の整備>

市及び防災関係機関は、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設・設備・資機材の整備を図る。

<ライフライン施設の強化>

上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受けると、応急対策の実施、市民の生活に多大な影響を及ぼすため、事業者は施設の安全の強化を図る。

<防災関係機関相互の協力体制の強化>

災害時の防災機関の活動が的確、総合的かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。

<地域の防災力の強化>

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関が実施する応急活動には限界があり、地域における市民の積極的な活動が非常に重要となるため、自主防災組織の組織化、地域コミュニティの強化を図る。

<市民の防災に関する意識の高揚>

「自らの身の安全は自らが守る」を基本に市民自らが災害に対する手段を備えるよう、市民の防災に関する意識の高揚を図る。

<発災直前及び発災後の活動目標>

活動区分ごとの基本的な活動目標について、災害の態様、状況に応じて検討して定める。

<要配慮者への対応>

高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に対して十分配慮した計画の策定を図る。

SDGs（Sustainable Development Goals）

平成27（2015）年9月に国連総会で採択された、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を、総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す、国際社会の共通目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4 計画の修正

災害予防計画、災害応急対策計画をはじめ災害に関連する計画は、市、県、国、防災関係機関が一体的に行うべきものであるため、県、国、防災関係機関の計画の改訂、関係法令の改正、市の組織の改正、社会情勢の変化等にあわせ、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第5 計画の周知徹底

市及び防災関係機関は、防災・減災教育、防災訓練、防災・減災に関する広報の実施等により職員及び市民に対し、本計画の周知徹底に努める。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 須賀川市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 福島県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図る

とともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民及び自主防災組織等

防災においては、「自らの身の安全は自らが守る」というのが防災の基本であり、住民は自覚を持って、平素から、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。また、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び関係機関等

(1) 須賀川市

- ・ 防災組織の整備及び育成指導
- ・ 防災知識の普及及び教育
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災施設の整備
- ・ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ・ 避難対策
- ・ 消防活動その他応急措置
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ・ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ・ 保健衛生
- ・ 文教対策
- ・ 被災施設の復旧
- ・ その他の災害応急対策
- ・ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 須賀川地方広域消防本部

- ・ 消防に関する施設及び組織の整備
- ・ 防災思想の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
- ・ 災害の発生予防、被害の拡大防止のための措置
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ・ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ・ 避難の誘導
- ・ 消防、水防の通信、気象情報の収集、伝達

(3) 消防団

- ・ 災害時の消防、水防活動の実施
- ・ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ・ 避難の誘導
- ・ 災害時における応急復旧作業の実施

2 県関係機関

(1) 福島県(県中地方振興局)

- ・ 防災組織の整備
- ・ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ・ 防災知識の普及及び教育
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災施設の整備
- ・ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ・ 緊急輸送の確保
- ・ 交通規制、その他社会秩序の維持
- ・ 保健衛生
- ・ 文教対策
- ・ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- ・ 災害救助法に基づく被災者の救助
- ・ 被災施設の復旧
- ・ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 県中保健福祉事務所

- ・ 災害救助法に基づく医療及び助産
- ・ 災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置

(3) 須賀川農業普及所

- ・ 災害時における農作物の技術対策

(4) 須賀川土木事務所

- ・ 公共土木施設に対する応急措置の実施
- ・ 公共土木施設の維持管理、災害復旧

(5) 県警察(県警察本部・須賀川警察署)

- ・ 情報の収集、伝達
- ・ 災害広報の実施
- ・ 避難の指示及び誘導
- ・ 被災者に対する救助及び救護の実施
- ・ 危険物等の保安措置
- ・ 交通規制、警戒区域の設定
- ・ 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

(1) 東北農政局（福島県拠点）

- ・農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- ・農業関係被害情報の収集報告
- ・農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- ・被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- ・排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- ・野菜・乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- ・応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

(2) 関東森林管理局（福島森林管理署白河支署）

- ・国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- ・災害復旧用材（国有林材）の供給

(3) 東北地方整備局（郡山国道事務所・福島河川国道事務所郡山出張所）

- ・災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
- ・直轄公共土木施設の整備と防災管理
- ・洪水予警報等の発表及び伝達
- ・水防活動の支援
- ・災害時における通行規制及び輸送の確保
- ・被災直轄公共土木施設の復旧
- ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(4) 仙台湾気象台（福島地方気象台）

- ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ・県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地・郡山駐屯地）

- ・県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

5 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（須賀川支店）

- ・ 災害時における郵便事業運営の確保
- ・ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(2) 日本郵便株式会社（各郵便局）

- ・ 災害時における郵便局窓口業務の維持
- ・ 災害時における郵便局窓口業務継続のための特別措置

(3) 日本赤十字社（福島県支部須賀川市地区）

- ・ 医療、助産等救護の実施
- ・ 義援金の募集
- ・ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(4) 日本放送協会（福島放送局）

- ・ 気象、災害情報等の放送
- ・ 住民に対する防災知識の普及

(5) 東日本旅客鉄道(株)（仙台支社福島支店）

- ・ 鉄道施設等の整備及び防災管理
- ・ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- ・ 災害時における応急輸送対策
- ・ 被災鉄道施設の復旧

(6) 東日本電信電話(株)（福島支店）

- ・ 電気通信施設の整備及び防災管理
- ・ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- ・ 被災電気通信施設の復旧

(7) 日本通運（株）（郡山支店県南ロジスティクス事業所）

- ・ 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

(8) 東北電力ネットワーク(株)（須賀川電力センター）

- ・ 電気供給施設の整備及び防災管理
- ・ 災害時における電力供給の確保
- ・ 被災電力施設の復旧

6 指定地方公共機関等

(1) バス機関（福島交通(株)須賀川営業所）

- ・被災地の人員輸送の確保
- ・災害時における避難者等の緊急輸送の協力

(2) 放送機関（福島テレビ(株)・(株)福島中央テレビ・(株)福島放送・ (株)テレビユー福島・(株)ラジオ福島・(株)エフエム福島）

- ・気象予報、警報等の放送
- ・災害状況及び災害対策に関する放送
- ・放送施設の保安
- ・住民に対する防災知識の普及

(3) 新聞社（(株)福島民報社・福島民友新聞(株)）

- ・災害状況及び災害対策に関する報道

(4) 運輸業者

- ・災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力

(5) 医療関係機関（(一社)須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会）

- ・医療助産等救護活動の実施
- ・救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- ・防疫その他保健衛生活動の協力

(6) (一社)福島県LPガス協会（須賀川支部）

- ・災害時におけるLPガスの安全対策の実施

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 夢みなみ農業協同組合

- ・市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ・農作物災害応急対策の指導
- ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- ・被災組合員に対する融資のあっせん

(2) ふくしま中央森林組合（岩瀬事務所）

- ・市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ・被災組合員に対する融資のあっせん

(3) 須賀川商工会議所・大東商工会・長沼商工会・岩瀬商工会

- ・市及び県が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- ・災害時における物資安定確保についての協力
- ・救助用物資、復旧資材の確保について協力

(4) ウルトラFM（(株)こぶろ須賀川）

- ・災害状況及び災害対策に関する放送

(5) 地方新聞社（(有)マメタイムス社・(有)阿武隈時報社）

- ・災害状況及び災害対策に関する報道

(6) 金融機関

- ・災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

(7) 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練の実施
- ・災害時における受入者の保護及び誘導
- ・災害時における病人等の受入及び保護
- ・災害時における被災負傷者の治療及び助産

(8) 社会福祉施設等の管理者

- ・避難施設の整備及び避難訓練の実施
- ・災害時における入所者の保護及び誘導

(9) (福) 須賀川市社会福祉協議会

- ・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力

(10) 自主防災組織及び自治組織等

- ・防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ・地域における住民の避難誘導、被災者の救護
- ・その他災害時における応急対策の協力

(11) 危険物等施設の管理者

- ・安全管理の徹底
- ・防護施設の整備
- ・災害応急対策及びその復旧対策の確立

(12) L P ガス取扱事業所

- ・安全管理の徹底
- ・ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第3節 須賀川市の概況

第1 位置及び面積

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、東西に 37.9km、南北に 16.5km の広がりを持ち、面積は 279.43km²、北は郡山市、南東は石川郡、南西は岩瀬郡に隣接している。

第2 地勢

本市は、東西に扁平な形状をなしており、西に那須連峰、東に阿武隈高地の山々が連なり、その間の中央部に平坦地が広がっている。中央部を南から北に向かって流れる阿武隈川、西部の山岳地帯から中央部の平坦地に向かって流れ、合流しながら阿武隈川に注ぎ込む釈迦堂川、滑川等があり、その流れに沿って肥沃な農耕地が広がっている。

第3 気象

気候は、総体的に一年を通じて比較的温和で関東地方に近いものの、奥羽山系の影響を強く受ける西部は日本内陸型に属し、気温の較差が大きく1月から3月までにかけては北西からの季節風が強い。

【資料 1-1】気象

第4 活断層

県内には、主に活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）から成る断層帯として、「会津盆地西縁断層帯」、「会津盆地東縁断層帯」、「福島盆地西縁断層帯」、「双葉断層」の4つがある。

本市周辺としては、栃木県に位置するが活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）とされている「関谷断層」、活断層と推定されるもの（確実度Ⅱ）として、「江花一虫笠断層」、「川桁山断層」がある。

第5 人口

本市は、平成 17（2005）年 4 月 1 日に須賀川市、長沼町、岩瀬村が合併し、人口 8 万人の市となったが、平成 22（2010）年の国勢調査においては、人口 79,267 人、25,792 世帯、3.07 人/世帯、平成 27（2015）年の国勢調査においては、人口 77,441 人、26,345 世帯、2.94 人/世帯、令和 2（2020）年の国勢調査においては、人口 74,992 人、27,127 世帯、2.76 人/世帯となっている。総世帯数が増加傾向にある一方、一世帯当たりの人員は減少しており、世帯の少人数化が進んでいる。

【資料 1-4】人口・世帯

【資料 1-5】高齢化率

第 6 産業

令和 2 (2020) 年における本市の就業構造は、第 1 次産業 8.0%、第 2 次産業 31.5%、第 3 次産業 60.5%と就業者の半数以上が第 3 次産業に就業し、第 1 次産業就業者が減少、第 3 次産業が増加傾向にある。

農業においては、米、きゅうり、りんごといった特産品をはじめ、野菜、果物等の栽培が中心となっている。工業は、電気、金属、食料、情報、窯業が中心となっており、須賀川テクニカルリサーチガーデン内に用地を整備し、地域雇用と産業振興を推進している。商業は、県中地域第 2 都市として、県道須賀川二本松線沿いに商業集積されてきたが、近年は国道 4 号、市道 1-20 号線（東部環状線）沿いに郊外型の商業施設が立地している。

観光は、阿武隈山系の豊かな自然資源があり、国指定名勝「須賀川の牡丹園」や、釈迦堂川花火大会、松明あかしには、毎年たくさんの観光客が訪れている。

【資料 1-6】産業別就業人口

第 7 土地利用

本市は、東西に長く、国道 4 号を軸とする中央部地域に市街地が形成され、それぞれ東西に優良な農業地が広がり、さらにそれらの東西に阿武隈山系、奥羽山系の良好な自然環境を有する地域が広がっている。

令和 5 (2023) 年の地目別の土地利用は、山林が 35.7%と最も多く、田の 22.0%、畑の 9.3%と続き、宅地は 6.5%となっている。

【資料 1-3】土地利用

第 8 交通

本市の中央を南北に東北自動車道が縦断し、市内には東北自動車道の須賀川 IC があり、隣接する郡山市を磐越自動車道が東西に横断しており、本市は自動車交通の利便性が高い。一般道路は、国道 4 号、国道 118 号、国道 294 号、主要地方道須賀川三春線、主要地方道中野須賀川線、主要地方道古殿須賀川線、県道須賀川二本松線、県道三穂田須賀川線、県道安積長沼線、県道玉川田村線が主要な道路となっている。

鉄道は、東北新幹線が本市の中央を縦断し、郡山駅が本市から 10km 程度の位置にあり、市の中央に東北本線須賀川駅、市の東側に水郡線小塩江駅、川東駅があり、本市は鉄道の利便性も高い。

また、県内唯一の福島空港が本市にあり、県内はもとより隣接県まで利用圏域が広がっており、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

第4節 災害履歴

第1 地震災害

昭和元(1926)年以降の福島県に被害を及ぼした主な地震は次のとおりである。

発生年月	名称（震央地名）	震度等	被害場所・被害内容等
昭和2(1927)年 8月6日	(宮城県沖)	M6.7 震度5 福島 震度4 小名浜、猪苗代	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。
昭和8(1933)年 3月3日	昭和三陸地震 (三陸沖)	M8.1 震度5 福島、猪苗代 震度4 小名浜	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福浦・中村・磯部1～1.5m程度の津波。相双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決壊、床下浸水5棟。
昭和10(1935)年 7月19日	(茨城県沖)	M6.9 震度5 小名浜 震度4 猪苗代	小津波の発生。
昭和11(1936)年 11月3日	(宮城県沖)	M7.4 震度5 小名浜 震度4 福島、猪苗代	小津波の発生。屋根瓦・土蔵壁のはく落、道路の亀裂等が発生。
昭和13(1938)年 5月23日	(茨城県沖)	M7.0 震度5 福島、小名浜、 猪苗代	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件。
昭和13(1938)年 11月5日	(福島県沖)	M7.5 震度5 福島、小名浜	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92回、福島164回発生。浜通りで死者1名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、がけくずれ、道路の亀裂等の被害。
昭和18(1943)年 8月12日	田島地震 (福島県会津)	M6.2 震度3 白河	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸。
昭和35(1960)年 5月23日	チリ地震津波 (チリ南部沖)	M9.5 (モーメントマグニチュード)	津波が小名浜で3.75m、富岡町・相馬市・磐城市・勿来市で4名死亡、負傷者2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流水出4隻の被害。
昭和39(1964)年 6月16日	新潟地震 (新潟県下越沖)	M7.5 震度5 只見 震度4 福島、郡山、小名浜、 白河、若松	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22ヶ所、がけくずれ17ヶ所。被害額5億8,000万円。
昭和43(1968)年 5月16日	1968年十勝沖地震 (青森県東方沖)	M7.9 震度4 福島、小名浜、白河	津波が小名浜で0.6m、鏡石町等で水路決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田冠水18ha、学校1件、他市町村で農業施設8ヶ所の被害。被害額8,720万円。
昭和53(1978)年 6月12日	1978年宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 震度5 福島 震度4 小名浜、白河、若松	死者1名、重軽傷者49名、全壊6棟、半壊60棟、一部破損1,672棟の被害。被害額は27億7,756万円。
昭和62(1987)年 4月7日	(福島県沖)	M6.6 震度5 小名浜 震度4 福島、白河	ガラスの破損などの被害。

発生年月	名称（震央地名）	震度等	被害場所・被害内容等
昭和 62(1987)年 4 月 23 日	(福島県沖)	M6.5 震度 5 白河 震度 4 福島、小名浜	軽傷者 1 名、半壊 1 棟、一部破損 1 棟の被害。 被害額 1 億 5,751 万円。
平成 6(1994)年 12 月 18 日	(福島県会津)	M5.5 震度 4 若松	一部破損 10 棟。
平成 15(2003)年 5 月 26 日	(宮城県沖)	M7.1 震度 5 弱 鹿島町、相馬市、原 町市、富岡町、小高 町、都路村	一部破損住家 124 棟、公共建物 12 棟、その他建 物 17 棟。
平成 16(2004)年 10 月 23 日	平成 16 年(2004 年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	M6.8 震度 5 弱 只見町、西会津町、 柳津町	一部破損住家 1 棟。
平成 17(2005)年 8 月 16 日	(宮城県沖)	M7.2 震度 5 強 国見町、川俣町、相 馬市、新地町、鹿島 町	一部破損 590 棟。
平成 20(2008)年 6 月 14 日	平成 20 年(2008 年) 岩手・宮城内陸地震 (岩手県内陸南部)	M7.2 震度 5 弱 新地町	死者 1 名（いわき市海岸の岩場での落石）
平成 23(2011)年 3 月 11 日	平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖 地震（三陸沖）	M9.0 (モーメントマグニチ ュード) 震度 6 強 白河市、須賀川市、 国見町、鏡石町、天 栄村、楡葉町、富岡 町、大熊町、浪江町、 双葉町、新地町	○福島県内被害状況(R6.9.9) 死者4,177名、重傷者20名、軽傷者163名 住家全壊15,483棟、住家半壊83,640棟、住家一 部損壊141,065棟、住家床上浸水1,061棟、住家 床下浸水351棟、公共建物被害1,010棟、その他 建物被害36,882棟、福島第 1 原子力発電所事故 ○須賀川市被害状況(R6.9.9) 死者12名、軽傷者1名 住家全壊 1,249 棟、住家半壊 3,503 棟、住家一 部損壊 10,557 棟、住家床上浸水 32 棟、住家床 下浸水 30 棟、公共建物被害 93 棟、その他建物 被害 947 棟
令和 3(2021)年 2 月 13 日	(福島県沖)	M7.3 震度 6 強 国見町、相馬市、 新地町 震度 6 弱 福島市、郡山市、須 賀川市、伊達市、本 宮市、桑折町、川俣 町、天栄村、南相馬 市、広野町、楡葉町、 川内村、大熊町、双 葉町、浪江町	○福島県内被害状況(R4.3.8) 死者 2 名、重傷者 5 名、軽傷者 95 名 住家全壊 137 棟、住家半壊 2,785 棟、住家一部 損壊 20,614 棟、公共建物被害 519 棟、その他建 物被害 1,768 棟 ○須賀川市被害状況(R4.3.8) 軽傷者 5 名 住家全壊 4 棟、住家半壊 127 棟、住家一部損壊 1,965 棟、公共建物被害 40 棟

発生年月	名称（震央地名）	震度等	被害場所・被害内容等
令和4(2022)年 3月16日	(福島県沖)	M7.4 震度6強 相馬市、南相馬市、 国見町 震度6弱 福島市、二本松市、 田村市、伊達市、桑 折町、天栄村、檜葉 町、富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町、新 地町、飯舘村 震度5強 郡山市、いわき市、 白河市、須賀川市、 本宮市、川俣町、大 玉村、鏡石町、泉崎 村、中島村、矢吹町、 棚倉町、玉川村、浅 川町、古殿町、広野 町、川内村、葛尾村	○福島県内被害状況(R4.9.14) 死者1名、重傷者9名、軽傷者92名 住家全壊165棟、住家半壊4,024棟、住家一部 損壊30,621棟、公共建物被害350棟、その他建 物被害4,081棟 ○須賀川市被害状況(R4.9.14) 軽傷者1名 住家全壊0棟、住家半壊11棟、住家一部損壊863 棟、公共建物被害65棟

第2 風水害

昭和50(1975)年以降の本市に被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。

発生年月日	災害要因	被害場所・被害内容等
昭和56(1981)年 7月16日	集中豪雨	床上浸水7棟、床下浸水25棟。
昭和56(1981)年 8月22日	台風第15号	床上浸水9棟、床下浸水53棟、家屋破損42棟。
昭和57(1982)年 8月3日	台風第10号	床上浸水1棟、床下浸水11棟、家屋破損45棟。
昭和57(1982)年 9月12日	台風第18号	床上浸水48棟、床下浸水163棟、家屋破損7棟、土砂崩れ25ヶ所、道 路決壊3ヶ所、橋流失3ヶ所。
昭和61(1986)年 8月5日	台風第10号	河川の氾濫、土砂崩れ等、各地に甚大な被害が発生。8月7日本市に災害 救助法が適用。家屋破損21棟、床上浸水605棟、床下浸水586棟、救助 者44名。
昭和62(1987)年 7月14日	集中豪雨	床上浸水18棟、床下浸水151棟。
平成10(1998)年 8月27日	集中豪雨	全壊1棟、半壊2棟、一部損壊22棟、床上浸水193棟、床下浸水145棟、 救助者101名。
平成23(2011)年 9月21日	台風第15号	一部損壊4棟、床上浸水363棟、床下浸水206棟。
令和元(2019)年 10月12日	令和元年東日本 台風 (台風第19号)	救助者183名、死者3名、全壊155棟、半壊675棟、一部損壊232棟。

(場所の明記がない場合、被害数は須賀川地方広域消防管内)

第3 林野火災・火災

昭和 50(1975)年以降の本市で発生した主な林野火災、火災は次のとおりである。

発生年月日	災害区分	被害場所・被害内容等
昭和 50(1975)年 2月1日	火災	住宅から出火、住宅4棟を全焼、6世帯20名が災。
昭和 51(1976)年 1月14日	火災	パチンコ店から出火し、店舗等2棟474㎡を焼失。
昭和 51(1976)年 1月19日	火災	神社から出火、1棟132㎡を全焼。
昭和 51(1976)年 6月28日	ガス爆発	社宅でガス漏れから爆発、負傷者2名。
昭和 53(1978)年 3月7日	火災	住宅から出火、住家9棟、非住家12棟、1,433㎡を焼失。
昭和 55(1980)年 7月15日	火災	百貨店から出火、1棟2,696㎡が焼失。
昭和 59(1984)年 10月21日	火災	市立第二中学校から出火、1棟延べ3,383㎡が半焼。
昭和 60(1985)年 8月7日	火災	連続放火事件(5件)が発生、7世帯13名が災。
平成 3(1991)年 2月15日	火災	縫製工場から出火、6世帯20名が災、負傷者1名、全焼4棟、部分焼4棟、焼損面積746㎡。
平成 6(1994)年 4月16日	火災	倉庫から出火、6世帯16名が災、全焼7棟、部分焼9棟。
平成 7(1995)年 2月15日	火災	店舗から出火、3世帯、3名が災、焼損9棟。
平成 10(1998)年 1月23日	火災	休業中の遊技場から出火、715㎡を全焼。
平成 14(2002)年 5月22日	爆発火災	花火製造作業現場が太陽光線により爆発。負傷者1名
令和 2(2020)年 12月24日	火災	矢田野・南町で連続して住宅から出火。 0:30 矢田野の住宅から出火、1世帯1名が災、死者1名、全焼2棟、部分焼1棟。 1:50 南町の住宅から出火、11世帯19名が災、死者1名、全焼8棟、部分焼2棟、ぼや1棟。
令和 3(2021)年 9月6日	火災	15:06 向陽町地内の住宅から出火、死者1名、全焼1棟。
令和 4(2022)年 2月20日	火災	16:23 北横田地内の住宅から出火、死者1名、全焼1棟。
令和 4(2022)年 9月17日	火災	12:48 小作田地内の空き家から出火、全焼1棟、部分焼2棟。
令和 5(2023)年 4月14日	火災	16:06 雨田地内で焚火から出火、全焼5棟、部分焼2棟 福島県消防防災ヘリコプターによる散水実施(2回)

第 4 その他自然災害

昭和 50(1975)年以降の本市に被害を及ぼしたその他自然災害は次のとおりである。

発生年月日	災害要因	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
昭和 50(1975)年 8 月～9 月	干害	20 日以上無降水日が続き、農作物に大きな被害が発生。
昭和 52(1977)年	冷害	
昭和 55(1980)年 12 月 24 日	豪雪	豪雪による甚大な被害が発生。負傷者 2 名、全壊住家 1 棟、非住家 16 棟、半壊住家 1 棟、非住家 11 棟。
昭和 58(1983)年 12 月～翌年 4 月	冷害	麦、野菜、果樹、杉、桧に大きな被害が発生。
昭和 63(1988)年 7 月～9 月	冷害	水稻に大きな被害が発生。
平成 5(1993)年 7 月～8 月	冷害	水稻に大きな被害が発生。
平成 13(2001)年 1 月 4 日・8 日	豪雪	
平成 15(2003)年 6 月～8 月	冷害	

第 5 大規模事故等

昭和 50(1975)年以降の本市周辺で発生した事故は次のとおりである。

発生年月日	事故状況	発生場所	事 故 の 内 容 等
昭和 50(1975)年 10 月 28 日	交通事故	天栄村	大型トレーラーの単独事故、4 名が車内に閉じこめられる。
昭和 54(1979)年 9 月 28 日	危険物 漏洩事故	玉川村	作業所内サービスタンクからの越油により、重油 2 キロリットルが河川、池に流出。
昭和 55(1980)年 10 月 11 日	交通事故	古殿町	県道いわき-石川線で大型バスとトラックが正面衝突、負傷者 28 名。
昭和 59(1984)年 1 月 22 日	CO 中毒事故	天栄村	わかさぎ釣りをしていた釣り人がテントの中で練炭により CO 中毒、5 名が死亡。
平成 4(1992)年 3 月 2 日	航空機墜落	平田村	自衛隊偵察機が墜落。死者 2 名、非住家 1 棟全焼、山林 57a 焼損。
平成 13(2001)年 1 月 5 日	多重衝突事故	郡山市	東北自動車道郡山南インター付近で地吹雪による視界不良で減速した車に追突、大型トラック、観光バス等 22 台の玉突き事故。重傷者 3 名、負傷者 15 名。
平成 18(2006)年 11 月 30 日	交通事故	須賀川市	国道 4 号上においてトラックと大型バスの追突事故。重傷者 4 名、中・軽傷者 22 名。

第5節 被害想定

第1 地震災害

1 被害想定概要

この被害想定は、福島県が令和元（2019）年から4か年かけて策定した「福島県地震・津波被害想定調査」の結果をまとめたものである。なおこの調査の概要は次のとおりである。

- ・地質、地盤等の基礎データの整理
- ・想定地震の設定
- ・地震動、液状化等の危険度の想定
- ・地震動に起因する人的被害、建物被害の想定
- ・ライフライン被害等の予測

2 想定地震

県は、「福島県地震・津波被害想定調査」において、「福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震」、「会津盆地東縁断層帯を震源とする地震」、「各市町村直下の地震」の3つの内陸部地震と、海洋部地震である「想定東北地方太平洋沖地震」の合計4つの地震を想定している。

種別	地震名	マグニチュード	
		Mj※1	Mw※2
内陸部地震	福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	7.8	7.1
	会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	7.7	7.0
	各市町村直下の地震	7.3	6.8
海洋部地震	想定東北地方太平洋沖地震	9.0	9.0

※1 気象庁マグニチュード

→ 地震計で観測される波の振幅から計算したもの。

※2 モーメントマグニチュード

→ 断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成して求めたもの。

3 想定結果

- (1) 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震、会津盆地東縁断層帯を震源とする地震及び想定東北地方太平洋沖地震における本市の地震災害の被害想定結果は次のとおりである。

ア 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震（想定最大震度：５弱）

（ア） 建物被害想定

種別	被害 程度	冬 5 時		夏 12 時		冬 18 時	
		風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
液状化	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
揺れ	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
急傾斜地	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
火災	焼失	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
合計	全壊・焼失	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟

（イ） 人的被害想定

区分	種別	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
		風速 8m/s	風速 8m/s	風速 8m/s
		被害人数	被害人数	被害人数
死者	建物倒壊	0 人	0 人	0 人
	うち屋内収容物等	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人
負傷者	建物倒壊	0 人	0 人	0 人
	うち屋内収容物等	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人
重傷者	建物倒壊	0 人	0 人	0 人
	うち屋内収容物等	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人

*：わずか，0：被害なし

※ 表中の数字は小数第 1 位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

イ 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震（想定最大震度：6弱）

（ア）建物被害想定

種別	被害 程度	冬 5 時		夏 12 時		冬 18 時	
		風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
液状化	全壊	48 棟	48 棟	48 棟	48 棟	48 棟	48 棟
	半壊	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟
揺れ	全壊	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟
	半壊	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟
急傾斜地	全壊	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟
	半壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟
火災	焼失	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
合計	全壊・焼失	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟
	半壊	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟

（イ）人的被害想定

区分	種別	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
		風速 8m/s	風速 8m/s	風速 8m/s
		被害人数	被害人数	被害人数
死者	建物倒壊	* 人	* 人	* 人
	うち屋内収容物等	* 人	* 人	* 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人
負傷者	建物倒壊	22 人	20 人	17 人
	うち屋内収容物等	8 人	6 人	6 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	22 人	20 人	17 人
重傷者	建物倒壊	* 人	* 人	* 人
	うち屋内収容物等	* 人	* 人	* 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	火災	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	* 人	* 人	* 人

*：わずか，0：被害なし

※ 表中の数字は小数第 1 位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

ウ 想定東北地方太平洋沖地震（想定最大震度：7）

（ア）建物被害想定

種別	被害 程度	冬 5 時		夏 12 時		冬 18 時	
		風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
液状化	全壊	125 棟	125 棟	125 棟	125 棟	125 棟	125 棟
	半壊	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟
揺れ	全壊	2, 241 棟	2, 241 棟	2, 241 棟	2, 241 棟	2, 241 棟	2, 241 棟
	半壊	6, 089 棟	6, 089 棟	6, 089 棟	6, 089 棟	6, 089 棟	6, 089 棟
急傾斜地	全壊	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟
	半壊	6 棟	6 棟	6 棟	6 棟	6 棟	6 棟
津波	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
火災	焼失	186 棟	217 棟	361 棟	445 棟	747 棟	1, 057 棟
合計	全壊・焼失	2, 555 棟	2, 586 棟	2, 730 棟	2, 814 棟	3, 116 棟	3, 426 棟
	半壊	6, 693 棟	6, 693 棟	6, 693 棟	6, 693 棟	6, 693 棟	6, 693 棟

（イ）人的被害想定

区分	種別	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
		風速 8m/s	風速 8m/s	風速 8m/s
		被害人数	被害人数	被害人数
死者	建物倒壊	144 人	60 人	107 人
	うち屋内収容物等	3 人	3 人	2 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	津波	0 人	0 人	0 人
	火災	5 人	13 人	28 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	149 人	74 人	135 人
負傷者	建物倒壊	1, 415 人	1, 220 人	1, 103 人
	うち屋内収容物等	65 人	52 人	50 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	津波	0 人	0 人	0 人
	火災	85 人	178 人	496 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	1, 501 人	1, 398 人	1, 599 人
重傷者	建物倒壊	213 人	170 人	162 人
	うち屋内収容物等	13 人	10 人	10 人
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人
	津波	0 人	0 人	0 人
	火災	34 人	71 人	199 人
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人
	合計	248 人	242 人	361 人

*: わずか, 0 : 被害なし

※ 表中の数字は小数第 1 位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

(2) 各市町村直下の地震における本市の地震災害の被害想定結果は次のとおりである。

ア 市町村直下の地震（想定最大震度：7）

（ア）建物被害想定

建物棟数	夏				冬			
	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率
49,363 棟	3,642 棟	7.4%	9,303 棟	18.8%	3,642 棟	7.4%	9,303 棟	18.8%

- (1) 「福島県地震・津波被害想定調査－Ⅲ 被害想定について」の1.3(2)の揺れによる建物被害の手法を用いている。
- (2) 建物棟数と被害棟数は、木造、非木造合わせた数である。なお、被害棟数の重複処理は行っていない。
- (3) 市町村の被害数は、市町村直下の地震に該当する市町村のみの被害数を集計したもの。

※ 建物棟数及び被害棟数は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

（イ）人的被害想定（冬）

5 時			12 時			18 時		
死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
233 人	2,189 人	350 人	97 人	1,890 人	274 人	173 人	1,705 人	263 人

- (1) 「福島県地震・津波被害想定調査－Ⅲ 被害想定について」の2.2(2)の建物倒壊による人的被害の手法を用いている。
- (2) 木造及び非木造建物の倒壊による人的被害を合わせた数である。
- (3) 市町村の被害数は、市町村直下の地震に該当する市町村のみの被害数を集計したもの。

※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

第2 風水害

1 被害想定概要

市は、平成 11（1999）年に「洪水避難のてびき」として、洪水ハザードマップを作成した。平成 17（2005）年に阿武隈川流域の浸水想定区域の見直しを行い、平成 20（2008）年に洪水ハザードマップを改訂している。

また、平成 23（2011）年 9 月 21 日の台風 15 号の影響を反映させ、平成 24（2012）年に一部修正を行った。

平成 27（2015）年の水防法改正により、浸水想定区域図を作成する際の想定雨量が、河川整備計画の基本となる降雨から、想定最大規模降雨に転換されたことを踏まえ、阿武隈川・釈迦堂川の浸水想定区域が拡大した。このことから、本市においても国・県が作成した浸水想定区域に加え、土砂災害警戒区域を網羅した洪水・土砂災害ハザードマップを令和 2（2020）年度に作成した。さらに、令和 4（2022）年 9 月に県が滑川の浸水想定区域を指定したことから、その内容と、災害対策基本法の改正やその他防災関連情報の変更等を反映しデザインを刷新した防災ガイドブックを令和 5（2023）年度に作成した。

2 浸水想定区域

阿武隈川、釈迦堂川の河川に沿って比較的狭い地区が浸水想定区域となっているが、阿武隈川では浜尾、和田地区、釈迦堂川では稲、岩渕地区が広い範囲で浸水想定区域となっている。滑川では、河川に沿って広範囲にわたり浸水想定区域となっている。3.0m以上の浸水予想区域は次のとおりである。

河川	浸水深	町内会・行政区
阿武隈川	5.0m以上	あおば町、愛宕町、下江持、下宿、下小山田、滑川、宮の杜、市野関、十貫内、小作田、昭和町、上江持、前田川、堤、浜尾
	3.0～5.0m未満	あおば町、愛宕町、下江持、下宿、下小山田、滑川、宮の杜、市野関、十貫内、小作田、昭和町、松が丘、上江持、前田川、堤、田中、浜尾、和田
釈迦堂川	5.0m以上	稲、丸田町、岩渕、弘法坦、守谷館、新栄町、西川、中宿川東、中宿第一、北町
	3.0～5.0m未満	稲、丸田町、岩渕、弘法坦、守谷館、新栄町、西川、中宿川東、中宿第一、北町
滑川	5.0m以上	森宿
	3.0～5.0m未満	下宿、森宿、仁井田、関下、滑川、十貫内、館ヶ岡、宮の杜、新田、梅田

※浸水区域は上記の地区の一部分

第 6 節 調査研究推進体制の充実

第 1 調査研究体制

1 防災アセスメントの実施

市では、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施について推進し、災害素因情報の蓄積と活用環境の整備を図る。

第 2 部 一般災害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、防災会議、災害対策本部、水防本部等の市の活動体制の整備・充実に努める。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生することや感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条に定める感染症のうち、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延時に発生した災害など、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の整備に努める。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課

第1 防災会議の強化（市民安全課）

防災会議は、地域防災計画の作成、見直し、計画の具体化を図る機関であり、市は、防災会議が効率的かつ的確に機能するように、防災会議の強化に努める。

第2 配備・動員体制の強化（市民安全課・人事課・全課）

災害時に的確に応急対策が実施できるよう、職制、職員の人数等をふまえ、必要に応じて配備基準、班体制、所掌事務等を見直し、配備体制の適正化に努める。

また、夜間・休日に確実に職員が参集できるよう、マニュアルの整備、参集訓練等を実施し、参集における問題等を検討し、必要に応じて改善に努める。

第3 災害対策本部の強化（市民安全課・行政管理課）

市は、災害が発生した場合、迅速に災害対策本部が設置できるよう、本部設置に関する基準の明確化、体制の整備を図り、災害対策本部の強化を図る。また、災害対策本部設置時に必要となる電話、パソコン、地図等の備品の整備に努める。

第4 水防本部の強化（市民安全課）

市は、水害のおそれがある場合、迅速に水防本部が設置できるよう、本部設置に関する基準の明確化、体制の整備、水防本部の強化を図る。また、水防本部設置時に必要となる電話、パソコン、地図等の備品の整備に努める。なお、災害の状況により災害対策本部を設置した場合、水防本部はこの組織に入り、水防事務を処理する。

第2節 応援協力体制の強化

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあることから、県、他市町村等の応援協力体制の強化を図る。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・観光交流課・健康づくり課・道路河川課・建築住宅課・水道施設課 【関係機関】消防本部・自主防災組織

第1 県との連携強化（市民安全課）

大規模な災害が発生した場合、応急対策の実施においては、県との連携が不可欠である。そのため、災害時に円滑に県と連携が図れるよう、県への報告、応援の要請の手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておく。

第2 他市町村との協力体制の強化（市民安全課・人事課・観光交流課）

災害が発生し、他市町村の応援が必要となった場合、円滑に応援が受けられるよう、あらかじめ他市町村との応援協定を締結し、災害時に迅速な対応をとることができるように、手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておく。

【資料 4-3】災害時における相互応援に関する協定

【資料 4-4】連携中枢都市圏形成に係る連携協約

第3 消防の相互応援の強化（市民安全課・消防本部）

市及び消防本部は、大規模な災害に対応するため、消防相互応援協定を締結する等、広域における消防応援体制の整備を図る。なお、消防相互応援協定の効率的な運用が図られるよう、応援要請の手続き等について明確にしておく。

【資料 4-1】消防相互応援協定

第4 自衛隊の派遣要請手続きの習熟（市民安全課）

大規模な災害が発生し自衛隊の派遣が必要となった場合に円滑に派遣要請できるよう、手続きの習熟に努める。

【資料 4-2】自衛隊の災害派遣担当窓口

第5 民間事業者の協力体制の強化

（市民安全課・行政管理課・健康づくり課・道路河川課・水道施設課）

大規模な災害が発生した場合、食料・生活物資・資機材の確保、医療活動の実施、ライフラインの確保、道路・建築物の応急復旧、防疫・ごみ・し尿処理活動等、様々な応急対策を実施する上で、民間事業者の協力は不可欠である。そのため、災害時に円滑に民間事業者の応援協力が得られるよう、協定を締結する等、協力体制の整備に努める。

【資料 4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧

第6 自主防災組織との連携強化（市民安全課・自主防災組織）

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあるため、自主防災組織の組織化に努める。災害時に自主防災組織が効果的に機能するよう、市及び防災関係機関との連携体制の強化を図るとともに、災害時の自主防災組織の役割、災害・応急医療等に関する知識等の普及に努める。

【資料 18-1】自主防災組織の設置状況

第7 公的機関等の業務継続性の確保（市民安全課）

市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

業務継続体制の整備を通じて、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

第8 （公社）福島県建築士会との協力体制の強化（建築住宅課）

大規模な地震災害が発生し、建築物の倒壊による二次災害を防ぐために、応急危険度判定を実施することとなった場合に備え、建築士会との「地震時における建築物等の被災情報収集に関する協定」に基づき、須賀川支部との連携を図りながら体制を整備しておく。

【資料 4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧

第3節 情報連絡体制の整備

災害が発生した場合、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、情報は非常に重要であるため、情報の収集体制、情報通信網の整備を図るとともに、住民の安全を確保するため広報体制の整備を図る。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・企画政策課・秘書広報課・情報政策課・道路河川課・全課

第1 情報収集体制の整備（市民安全課・道路河川課・全課）

気象、地震等に関する情報を迅速に収集するため、県が実施しているシステムを活用するとともに、観測体制の整備に努める。

【資料 5-1】予警報の種類

【資料 5-2】予警報の発表基準

1 雨量観測所・水位観測所・積雪観測所の整備

市は、市内の気象状況を把握するため、関係機関と連携し、必要に応じ雨量観測所、水位観測所、積雪観測所等の気象観測所の施設、設備の整備を図る。

【資料 17-1】雨量観測所

【資料 17-2】水位観測所

2 気象情報伝送処理システムの活用

県は、福島地方気象台から当該システムにより気象、地象及び水象情報の提供を受け、総合情報通信ネットワークを通じて市町村等に伝達又は提供している。

市は、県と連携し、これらのシステムの有効的な活用を努める。

3 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県は、県が設置した震度計及び気象庁が設置した震度計の震度情報を収集し、ネットワーク化した「福島県震度情報ネットワークシステム」を整備しており、市は県と連携し、これらのシステムの有効的な活用を努める。

4 職員等による情報収集体制の強化

災害が発生した場合、又は気象状況等により災害が発生するおそれがある場合、職員、消防関係機関等による被害状況調査が迅速かつ円滑に実施できるよう、マニュアル、調査体制、様式等の整備を図り、情報収集体制の強化に努める。

第2 情報通信網の整備（市民安全課）

1 福島県総合情報通信ネットワークの活用

県は、災害時において県及び市町村等の連絡通信を確実にできるよう、「福島県総合情報通信ネットワーク」を整備し、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、衛星可搬局の導入、地上系の画像伝送システムの整備等、防災通信機能の拡充・強化を図っている。市は県と連携し、これらのシステムの有効的な活用に努める。

2 市防災行政無線の整備

防災行政無線は、災害時において住民、職員、防災関係機関等への各種情報の提供手段の中心となるため、市は、防災行政無線の聞きとりにくい地域の解消、屋内受信設備の普及等、整備充実に努める。

3 東北地方非常通信協議会との連携

大規模な災害等により、加入電話、自己の所有する無線通信施設が使用できない場合、又は利用困難な場合、東北地方非常通信協議会は、電波法第52条の規定に基づく非常通信活用を図る。市及び防災関係機関は、災害時に円滑に非常通信が活用できるよう、東北地方非常通信協議会との連携強化に努める。

4 その他通信網の整備・活用

大規模な災害により、通信設備に被害が発生した場合の通信手段を確保するため、市は、インターネット、アマチュア無線、タクシー無線等の通信手段の活用についても検討し、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。また、災害時に円滑に協力が得られるよう、必要に応じて協定等の締結に努める。

5 災害時の機能確保

市、防災関係機関、情報通信関係機関は、有線、無線、地上、衛星系等の伝送路の多ルート化、関連装置の二重化等、災害に強い通信網の構築に努める。また、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第3 通信機器の習熟等（市民安全課）

災害時において、防災行政無線、福島県総合情報通信ネットワーク、非常通信等の通信網及び機器の円滑かつ効率的に運用できるよう、市は、防災関係機関と協力し、非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第4 広報体制の整備

（市民安全課・行政管理課・企画政策課・秘書広報課・情報政策課）

災害時に円滑に広報活動が実施できるよう、防災行政無線、広報車等の整備に努めるとともに、様々な状況を想定し、インターネットの活用、マスメディア等の協力など複数の広報手段の確保を検討する。

また、災害時の広報は、報道機関の役割が重要となるため、報道機関への災害情報の提供、報道機関に依頼する広報の内容等について協議しておくとともに、市が広報する内容、手順等を事前に検討しておく。

第5 通信手段の周知（市民安全課・行政管理課・情報政策課）

1 市と関係機関間の連絡体制の周知

市は、通信連絡網を整備し、関係機関に対し、災害時に情報連絡を行うための災害対策本部等の連絡先を周知しておく。

2 住民への連絡体制の周知

市は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておく。

第4節 都市の防災対策の整備

各種関連する計画と整合を図るとともに、各種事業と連携し、計画的な都市の防災対策を進め、被害の防止、軽減に努める。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課

第1 都市防災に関する方針の明確化（都市計画課）

都市計画マスタープランをはじめとする各種都市計画・都市整備に関する計画において、防災に関する方針を明確にし、総合的な都市防災を推進する。

第2 計画的な市街地整備の推進（道路河川課・建築住宅課・都市計画課）

浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定状況、地盤条件等の土地の特性を十分考慮した安全で計画的な土地利用が図れるよう、用途地域・防火地域等を指定し、建築物の用途の制限、建築物の不燃化の促進を図る。また、各種都市計画の手法を用いて、計画的な市街地の整備を推進し、緊急車両の通行を阻害する狭あい道路、火災の延焼拡大の要因となる住宅の密集を解消する。

第3 オープンスペースの確保（道路河川課・都市計画課）

公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する場合は、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。

また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせ整備を推進する。

【資料 8-1】指定緊急避難場所

【資料 8-2】指定一般避難所

第4 防災拠点施設整備の推進（市民安全課・市民協働推進課・教育総務課）

大規模災害時に備え、市全域の応急対策を実施する広域防災拠点として市庁舎を位置づけるとともに、地域の被災状況にあわせた応急対策を行う地域防災拠点として、各コミュニティセンターを位置づける。また、これらの施設の耐震性を確保するとともに、応急対策機能の整備を推進する。

1 広域防災拠点の役割及び必要応急対策機能

(1) 役割

- ・災害対策本部
- ・被災者の一時避難受入

- ・公共交通機関等の被害に伴う帰宅困難者の一時受入
 - ・被災者への救援物資の提供及び各地域防災拠点への物資配布
 - ・応急対策人員の確保及び派遣
 - ・災害情報の収集及び提供
- (2) 応急対策必要機能
- ・情報収集システム
 - ・連絡通信設備
 - ・情報提供設備
 - ・避難所スペース
 - ・防災備蓄倉庫
 - ・耐震性貯水槽
 - ・非常用電源設備
 - ・防災行政無線

2 地域防災拠点の役割及び必要応急対策機能

- (1) 役割
- ・被災者の受入及び避難所の運営
 - ・被災者及び地域住民への情報提供
- (2) 応急対策必要機能
- ・避難所スペース
 - ・防災備蓄倉庫
 - ・耐震性貯水槽
 - ・非常用電源設備
 - ・防災行政無線
 - ・情報提供設備

第5 公共施設の安全化（行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・建築住宅課・教育総務課・こども課）

公共施設は、多くの人々が利用するとともに、災害時には応急対策の拠点や避難施設となることから、改良工事等により、施設の安全化対策を図るとともに、室内備品等の不燃化対策を行う。

第6 民間建築物の安全化（市民安全課・建築住宅課）

民間の建築物については、所有者の責務において安全対策を行うものであるため、市は、関係機関と連携し、耐震不燃化に関する指導、広報に努める。特に、多数の者が利用する特殊建築物の防火、避難対策について指導に努める。

第 7 落下物等の防止対策（市民安全課・建築住宅課）

建築物の所有者・管理者が、強風の発生に伴う外装・看板の落下防止対策、窓ガラス飛散防止対策等を実施するよう、市は、関係機関と連携し指導、広報に努める。特に看板が多く取り付けられている商業・業務地区や主要通学路沿い、避難所周辺については、積極的に指導を進める。

第5節 上水道・下水道施設の強化

水害や土砂災害により、上水道・下水道施設に被害が発生した場合、市民の生活、応急対策の実施に大きな影響を及ぼすため、施設の管理者は、施設の安全対策に努めるとともに、災害により施設に被害が発生した場合、迅速に応急復旧できるよう、体制の整備に努める。

担当	【本庁】経営課・水道施設課・下水道施設課

第1 上水道施設の安全化（経営課・水道施設課）

1 上水道施設の安全化

市は、災害発生時において医療施設や公共施設等へ優先的に応急給水するため、これらの施設に給水する管路についての地盤の状況、過去の被害状況を考慮し、基幹管路の耐震化や石綿セメント管等の更新及び必要に応じて配水塔などへ緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。

2 応急復旧用資機材の確保

水道事業者は、上水道施設が被災した場合に備え、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。あわせて調達体制の整備に努める。

3 相互応援

水道事業者は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者、さらには災害による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応援復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

【資料 4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧

第2 下水道施設の強化（経営課・下水道施設課）

1 排水機能の確保

市は、災害発生時においても下水道処理機能を確保するため、関係機関と連携してポンプ場等の下水道施設の安全対策に努める。また、災害時には、最小限の排水機能が確保できるよう努める。

2 応急復旧用資機材の確保

下水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、優先的に調達を図るものとする。また、災害発生後に速やかに対応できるよう下水道台帳及び維持管理録を一体として整理し、さらに優先的に調査する箇所の情報を整理しておくものとする。

3 要員の確保

応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道関連業者等と災害時の応援協定等に基づき協力、支援を求めるものとする。

第6節 道路・鉄道施設の強化

災害により道路・鉄道施設に被害が発生した場合、市民の生活、経済活動、応急対策の実施に大きな影響を及ぼすため、道路・鉄道施設の管理者は施設の安全対策に努めるとともに、施設に被害が発生した場合、迅速に応急復旧できるよう、体制の整備に努める。

担当	【本庁】道路河川課・建築住宅課 【関係機関】須賀川土木事務所・須賀川警察署・東日本旅客鉄道(株)

第1 道路施設の強化（道路河川課・道路管理者）

各道路管理者は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救出、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、多重性のある道路ネットワークを整備する。

また、定期的に主要な道路の安全性に関する点検を実施し、必要に応じて道路の耐震性の強化を図る。

第2 道路閉塞要因の撤去（道路河川課・建築住宅課・警察署）

大規模な災害が発生した場合、放置された自動車や自転車、突き出し商品、不法に設置された自動販売機等により、道路の閉塞が予想されることから、これらについて事前指導やPRを行うとともに、巡回指導、警察署と合同による指導取締りを実施する。

第3 鉄道施設の強化（鉄道管理者）

鉄道事業者は、旅客の安全確保と円滑な輸送を図るとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧ができるよう、災害時の体制の充実に努める。

第7節 電力・ガス・電気通信施設の強化

電力・ガス・電気通信施設は、災害時に市民の生活に大きな影響を及ぼすため、事業者は施設の安全対策を実施するとともに、災害により施設に被害が発生した場合、迅速に応急復旧できるよう、体制の整備に努める。

担当	【関係機関】＜電力事業者：東北電力ネットワーク(株)＞＜ガス関連事業者：(一社)福島県ＬＰガス協会・ＬＰガス事業者＞＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞

第1 電力施設災害予防対策（電力事業者）

電力事業者は、発電施設・送電設備・変電設備・配電設備の耐震化、安全化対策を実施し、電力の安定供給に努める。

第2 ＬＰガス施設災害予防対策（ガス関連事業者）

ガス関連事業者は、ガス容器設置場所の安全性の向上、ガス容器の転倒防止対策、耐震性配管の設置、安全器具の設置、ガス放出防止器の設置等を実施し、ガス施設の安全化に努める。

第3 電気通信施設災害予防対策（電気通信事業者）

電気通信事業者は、災害時においても必要な通信を確保するため、施設の耐震化、ケーブルの２ルート化、回線の分散化、ケーブルの地中化等の電気通信施設の安全化対策を実施する。

また、災害等により電気通信サービスが停止又は通信が輻輳した場合の通信を確保するため、移動電源車、衛星通信システム装置等の整備を推進する。

第8節 水害予防対策

水害の予防、被害の軽減を図るため、県等の関係機関と連携し、砂防、治山、下水道、農業用ため池整備事業等を推進するとともに、河川管理者等が主体となつて行う治水対策（河川、下水道等）に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、「流域治水」を推進する。

担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・農政課・道路河川課・都市計画課・経営課・下水道施設課・こども課 【関係機関】須賀川土木事務所

第1 治山整備の推進（農政課・道路河川課）

森林は、水源かん養機能を有し、洪水、土砂流出防止の上で非常に重要な役割を果たすため、市は、県及び関係機関と連携し、治山整備、森林整備の推進に努める。また、河川の荒廃を防止するため、河川への土砂、倒木等の流入防止対策に努める。

第2 河川整備の推進（道路河川課・市民安全課）

市は、国及び県と連携し、河道の拡張、築堤、河床掘削、護岸等、計画的な河川整備を推進し、河川の安全性の向上に努める。

第3 施設の維持及び補修（道路河川課）

市は、定期的に河川のパトロール等を実施し、危険な箇所を発見した場合、管理者に報告し安全対策の早期、実施に努める。

第4 下水道事業等の推進（道路河川課・経営課・下水道施設課）

市は、関係機関と連携し、計画的な下水道施設の整備を推進するとともに、ポンプ場等の整備により安全性の向上に努める。また、宅地化の進行、水田等の減少による雨水貯留機能の低下がもたらす内水氾濫を防止するため、雨水の貯留、地下浸透等の計画的な雨水対策の整備に努める。

第5 都市における防災・減災対策の推進（都市計画課）

市は、関係機関と連携し、都市における防災・減災対策を推進するとともに、浸水被害の軽減と避難時間を確保するため、雨水の貯留、地下浸透等、計画的な雨水対策の実施に努める。

第6 農業用ため池整備事業の推進（農政課）

市は農業用ため池の点検を実施し、管理者及び受益者に対し、機能維持に努めるよう指導するとともに、あらかじめ大雨が予想される場合は、市、管理者及び受益者が連携し、農業用ため池の事前放流等を実施する。また、周辺の都市化に伴い、受益者

のいなくなった農業用ため池については、用途の廃止を行い、水抜きや別用途への転換等に努める。

防災重点農業用ため池については、県等の関係機関と連携し、耐震調査のうえ、安全基準を満たしていない場合は、改修事業等を実施する。

【資料 1-12】 防災重点農業用ため池

第 7 水防倉庫、資機材の整備等（市民安全課・道路河川課）

市は、水害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に水防活動を円滑に実施できるよう、水防倉庫及び資機材の整備に努める。また、水防資機材が不足する場合に関係機関、民間事業者等から円滑に調達できるよう、連携体制の強化に努める。

第 8 水防体制の強化（市民安全課・道路河川課）

市は、水害が発生するおそれがある場合、又は水害が発生した場合に円滑に応急対策が実施できるよう、関係機関と連携し、水防体制の強化に努める。また、定期的に水防訓練を実施し、水防活動の習熟に努める。

第 9 水害に関する危険箇所の周知

（市民安全課・農政課・道路河川課・下水道施設課）

市は、県及び関係機関と連携し、洪水・土砂災害ハザードマップ・内水ハザードマップ・ため池ハザードマップ・広報紙・パンフレット等により、重要水防区域、浸水想定区域、防災重点農業用ため池等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。

第 10 浸水想定区域における避難の確保

（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・こども課）

市は、水防法第 14 条及び第 15 条の規定により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達方法、避難所等の避難措置について、市民への周知徹底を図る。

また、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。要配慮者利用施設の範囲は以下のとおりとする。

要配慮者利用施設	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい者（児）施

	設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、特別支援学校等の学校

洪水予報伝達方法については、「水防計画」による。

避難情報の伝達方法については、第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第3節情報連絡体制の整備」、第2章災害応急対策計画「第11節避難」、「水防計画」及び「水害対策マニュアル」による。

< 参考 >

< 災害対策基本法（抜粋） >

（施策における防災上の配慮等）

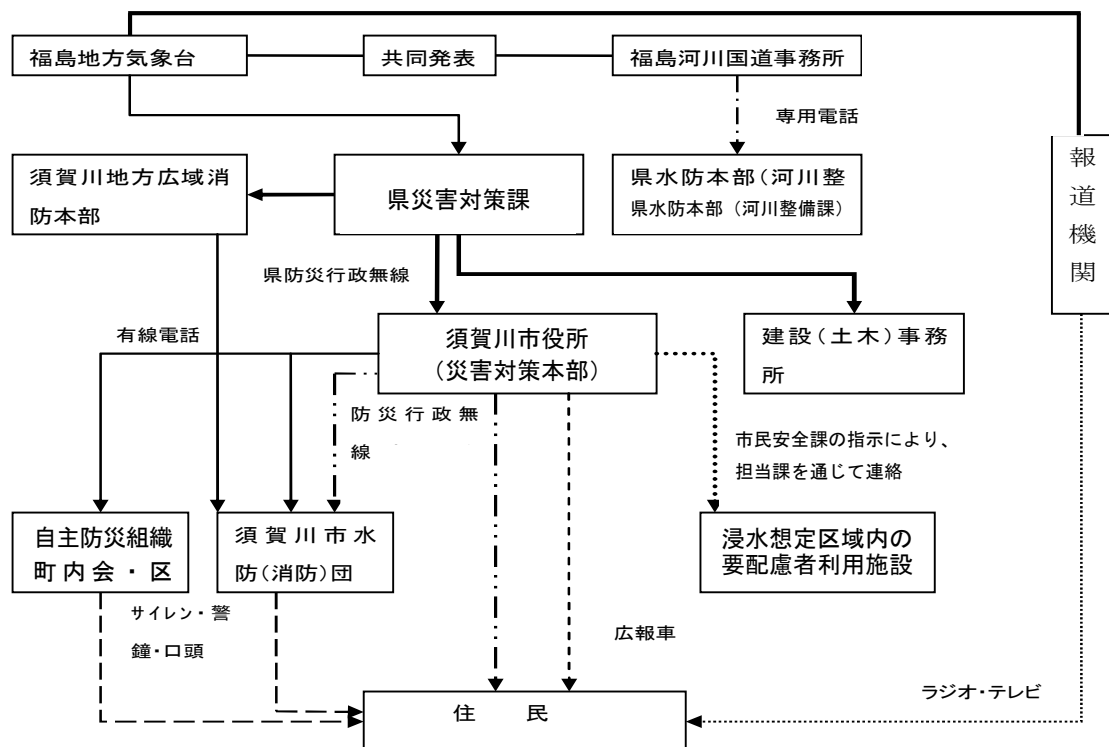
第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

～略～

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

■ 洪水予報伝達系統図



【資料 18-3】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

第9節 土砂災害予防対策

土砂災害の発生を未然に防止するため、市は、国、県及び関係機関と連携し、総合的な土砂災害対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・農政課・道路河川課・教育総務課・学校教育課・こども課 【関係機関】須賀川土木事務所・消防団

第1 危険地区等の区分（市民安全課・農政課・道路河川課）

土砂災害に関する危険地区等の区分には、林野庁が管轄する山地災害危険地区、国土交通省が管轄する土砂災害警戒区域等があり、定義は次のとおりである。

管轄	危険地区等の名称			定義
国土交通省	土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
			地すべり	- 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） - 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域
			急傾斜地の崩壊	- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 - 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 - 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
		土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域内で、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域 （土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域）
		土砂災害のおそれのある箇所		土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む）に被害が生じるおそれがある溪流
				地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
				傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所

	新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所		急傾斜地の崩壊	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で建物 1 戸以上に被害が想定される箇所
	※高精度な地形情報を用いて新たに抽出された箇所		土石流	2 度以上の縦断勾配が 200m 以上ある溪流で、建物 1 戸以上に被害が想定される箇所
	砂防指定地			砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域
林野庁	山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区	
		地すべり危険区域	地すべりにより、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区	
		崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区	

【資料 1-7】土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域)

【資料 1-8】土砂災害のおそれのある箇所

【資料 1-9】新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

【資料 1-10】砂防指定地

【資料 1-11】山地災害危険地区

第 2 土砂災害警戒区域等の安全対策（道路河川課）

国土交通省、県及び市は、土砂災害警戒区域等の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。

第 3 山地災害危険地区の安全対策（農政課）

林野庁、県及び市は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。

第 4 土砂災害警戒区域等の周知（市民安全課・農政課・道路河川課・消防団）

市は、県及び関係機関と連携し、ハザードマップ・広報紙・パンフレット・現場の標識等により、土砂災害警戒区域等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。

第 5 土砂災害に関する危険箇所における避難の確保

（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・教育総務課・学校教育課・こども課）

市は、土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒情報や避難情報等の伝達方法、避難所等の避難措置について、市民への周知徹底を図る。また、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定があった場合、市は、土砂災害防止法第 8 条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリ等による土砂災害警戒情報、避難情報等の伝達体制を整備する。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

要配慮者利用施設の範囲は以下のとおりする。

要配慮者利用施設	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい者（児）施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、特別支援学校等の学校

土砂災害警戒情報の伝達については、次の「土砂災害警戒情報伝達系統図」による。

避難情報の伝達方法については、第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第3節情報連絡体制の整備」、第2章災害応急対策計画「第11節避難」による。

[illegible]

第6 盛土による災害対策（農政課・都市計画課）

– 50 –

第10節 雪害予防対策

大雪、なだれ等により、人的被害の発生、交通、通信及び電力等の混乱を防止し、住民の日常生活の安定を図るため、市及び関係機関は、雪害対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・こども課 【関係機関】＜須賀川土木事務所＞＜電力事業者：東北電力ネットワーク(株)＞＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞

第1 道路の除雪（道路河川課）

道路管理者は、冬期の安全な交通を確保するため、除雪基準に基づき除雪路線の除雪を実施する。市が実施する場合は、須賀川土木事務所と連携を図り、効率的な除雪を行う。

また、除雪は原則として除雪路線に限るものとするが、災害時、災害の危険性がある場合等、必要な場合は、その他の道路、私道等においても除雪を行う。

第2 道路閉塞要因の撤去（道路河川課）

雪害時の緊急車両ルートの確保や除雪を実施するうえで妨げとなる車両がある場合、道路管理者は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う、若しくは自ら車両の移動等を行うことができる。

第3 凍結防止剤の散布（道路河川課）

市は、道路の凍結による事故を防止するため、平常時より凍結防止剤を準備するとともに、凍結のおそれがある場合は凍結防止剤を散布する。

第4 保守・点検の実施（行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・こども課・電力事業者・電気通信事業者）

市、関係機関及び指定管理者制度を導入している公共施設については管理者が、電力施設、電気通信施設等、凍結により被害が発生する施設の保守点検を実施し、被害の防止に努める。

第5 広報・呼びかけの実施（市民安全課・道路河川課）

冬期の事故の防止を図るため、関係機関と連携し、路線の積雪・凍結に関する案内板等を整備するとともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故等除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。

また、集中的な大雪が予測される場合には、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えるなど、主体的に道路の利用

抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。

第11節 消防体制の整備

火災発生の防止、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及び消防関係機関は、火災予防に関する必要な対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・建築住宅課・都市計画課・学校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織

第1 火災予防対策の実施（市民安全課・消防本部・消防団）

1 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

市及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火訪問の実施や住宅用防災機器の普及に努める。特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護や一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭等を優先的に実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

消防本部は、防火対象物の防火管理体制を強化するため、防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には、必ず防火管理者が置かれるよう指導する。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施する。

第2 初期消火体制の強化（市民安全課・消防本部・消防団・自主防災組織）

1 消火設備等の普及

市及び消防本部は、迅速に初期消火を行えるよう、家庭・事業所等における消火器、消火バケツ、警報装置、スプリンクラー等の消火設備の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう働きかける。

2 自主防災組織の強化

市及び消防本部は、地域における初期消火体制の強化を図るため、中心的な役割を担う自主防災組織に対し、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 広報活動等の実施

市及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第3 火災拡大要因の除去（建築住宅課・都市計画課・学校教育課）

1 道路等の整備

市及び県は、計画的に道路、公園等の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 耐火建築の推進

市及び県は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、研究・検査施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発し、被害を拡大する危険性があるため、市、県及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第4 消防組織・消防力の強化（市民安全課・消防本部・消防団）

1 消防資機材の整備

市及び消防本部は、消防力の強化を図るため、消防施設年次別整備計画に基づき、消防資機材の整備を図る。

2 点検

市及び消防本部は、定期的に次の点検を実施する。

- ・ 人員点検
- ・ 規律点検
- ・ 服装点検
- ・ 機械器具点検及び操法点検
- ・ 機械器具点検及び放水試験

3 消防教養訓練の充実

市及び消防本部は、消防団員の消防学校への入学を促進し、消防団員の基礎知識の習得、人格の育成に努める。

第5 広域応援体制の整備（市民安全課・消防本部）

市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

【資料 4-1】 消防相互応援協定

第6 消防水利の整備（市民安全課）

大規模な災害が発生した場合、消火栓が使用不能となる場合もあるため、市は、耐震性の防火水槽の整備、河川水等を活用した自然水利の確保等、水利の多様化に努める。

第7 救助体制の整備（市民安全課・消防本部・消防団・自主防災組織）

大規模な災害が発生した場合、多数の要救助者が発生するおそれがあるため、消防本部は、救助に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に迅速な救助が実施できるよう、訓練の充実に努める。また、多数の要救助者が発生した場合、消防機関のみでは、十分な対応が困難となるおそれがあるため、市は、自主防災組織等の資機材の整備を支援し、消防本部は、救命講習等を実施し、救助体制の強化に努める。

第12節 緊急輸送体制の整備

市は、災害時に必要な物資、資機材、人員等の円滑な輸送を行うため、緊急輸送路を事前に指定し、緊急輸送路の安全性を確保するための整備を図るとともに、災害時に円滑に緊急車両を確保できるよう体制の整備を図る。

担当	【本庁】市民安全課・道路河川課

第1 県指定緊急輸送路（市民安全課）

県は、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を第1次確保路線、第2次確保路線、第3次確保路線として指定している。

第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき道路
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

【資料 11-1】指定緊急輸送路

第2 緊急輸送路等の指定（市民安全課・道路河川課）

市は、地域内における緊急輸送を確保するため、県が指定する緊急輸送路をふまえ、市として必要な路線を緊急輸送路として指定する。

【資料 11-1】指定緊急輸送路

第3 緊急輸送路等の整備（市民安全課・道路河川課）

県又は市が指定した緊急輸送路のうち、市が管理する路線について、災害時に安全に道路が活用できるよう、施設等の整備を図る。また、県及び国等が管理する道路について、県と連携し、安全性の向上に努める。

第4 緊急通行車両等の事前届出・確認手続（市民安全課）

大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合において、公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行い、緊急通行車両を確認することとなるが、公安委員会は、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等に使用される車両について事前の届出を受け付けている。

市は、市の所有車が災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、管轄警察署に災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。

【資料 11-2】緊急通行車両確認証明書等

第 5 ヘリコプター臨時離着陸場（市民安全課）

市は、自衛隊の派遣、空路からの物資受入れ等の拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

【資料 11-4】ヘリコプター臨時離着陸場

第 6 緊急輸送路等の広報（市民安全課）

市は、広報紙・パンフレット等に県及び市が指定した緊急輸送路を日頃から住民に、周知する。

第13節 避難対策の強化

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、住民が迅速に安全な場所へ避難することができるよう、避難対策の強化を図る。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・下水道施設課・学校教育課・こども課 【関係機関】医療関係機関

第1 避難計画の策定（市民安全課）

市は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、市は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、避難区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。

さらには、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。

また、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

- ・避難情報を発令する基準
- ・避難情報の伝達方法
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
(給水・給食措置、毛布・寝具・生活必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅避難者への支援)
- ・指定避難所の管理に関する事項
(避難所の管理・運営責任者(原則として市職員を指定)及び運営方法、避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業務)
- ・指定避難所の整備に関する事項
(受入施設、給食・給水施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保管施設)
- ・要配慮者に対する救援措置に関する事項
(情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、老人デイサービスセンターの活用等。なお、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、(福)須賀川市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するとともに、個人情報保護に配慮のうえ、避難行動要支援者の情報の共有、個別避難計画の策定に努める。)
- ・広域避難に関する事項
(大規模広域災害時における広域避難又は広域一時滞在等に関わる他の地方公共団体等との応援協定の締結や広域避難等における被災住民の運送に関わる運送事業者等との応援協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の作成に努める。)
- ・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
(広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住民に対する巡回指導、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等)

第2 避難所の指定等（市民安全課）

市は、指定基準に基づき、避難所を指定する。指定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定める。なお、指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示する。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるとともに、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

1 避難所の位置づけ

災害時に公共施設を効率的に避難所として活用できるよう、避難所を次のとおり位置づける。

区分	位置づけ
指定緊急避難場所	災害時に一時的に危険を回避するための施設や広場等。
指定一般避難所	避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設
指定福祉避難所	一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため指定する施設。医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

2 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。

- ・安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて指定する。
- ・延焼火災の発生するおそれが高い地域にあつては、避難路の選定等と合わせて確実に避難が可能となるように体系だった指定を行う。
- ・学校のグラウンド等を指定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と使用時期が重複しないように調整する。

3 指定避難所の指定基準

指定避難所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。

- ・避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3㎡以上とする。
- ・要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- ・がけ崩れや浸水などの危険がないところとする。
- ・できる限り耐震構造（昭和56(1981)年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安

- 全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物で、生活面での障害が除去(バリアフリー化)され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密(密閉・密集・密接)を避ける配慮がなされている施設とする。

なお、指定避難所においては、発災時から、通信環境を確保するために、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等が設置されていることが望ましいため、施設等を更新する場合は、当該設備等の導入を検討する。

また、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

【資料 8-1】指定緊急避難場所

【資料 8-2】指定一般避難所

4 避難地区分けの実施

市は、次の点に留意して避難地区分けを実施する。

- ・避難地区分けの境界線は、できるだけ主要道路、河川などを横断して避難することを避ける。
- ・各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- ・避難人口は、夜間人口とするが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせる。

5 県有施設の利用

市は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、市から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努める。

6 学校等を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的に教育施設であることに留意し、教育委員会及び学校との使用施設の優先順位、避難所運営方法等について事前の協議を行っておく。

7 その他の施設の利用

市は、指定した避難所が不足する場合や避難が長期化する場合、又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能なため、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第3 避難路の選定等

市が策定する避難計画の避難路の選定基準等はおおむね次のとおりとする。

- ・避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- ・周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第4 避難所・避難路及び指示伝達方法等の周知

(市民安全課・農政課・下水道施設課)

市は、災害時において住民が円滑に避難できるよう、各種ハザードマップ・広報紙・掲示板・パンフレット等により、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、指示伝達方法及び避難時の注意点等について周知徹底を図る。

第5 学校、病院等における避難計画（行政管理課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・学校教育課・こども課・医療関係機関）

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を定める。

また、市は学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置
- ・避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- ・避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- ・避難者の確認方法
- ・児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- ・通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておく。

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- ・避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- ・避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- ・避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- ・避難者の確認方法
- ・家族等への連絡方法
- ・避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておく。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておく。

第6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

（市民協働推進課・市民安全課）

市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第7 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

（市民安全課）

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えることが重要である。市及び県は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図る。

- ・ 自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- ・ 指定緊急避難場所や指定避難所、避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- ・ 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- ・ 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第14節 医療（助産）救護・防疫体制の強化

大規模な災害が発生した場合、広域的あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるため、市は医療関係機関と連携し、広域を含めた医療体制の強化に努める。

担当	【本庁】市民安全課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・医療関係機関

第1 医療（助産）救護体制の整備

（市民安全課・健康づくり課・医療関係機関）

災害時に円滑に医療（助産）救護活動を実施できるよう、市は、医療機関と連携し、救護所の設置、医療救護班の編成等、災害時の医療（助産）救護体制の整備に努める。

第2 医薬品・衛生材料等の整備（市民安全課・健康づくり課・医療関係機関）

市は、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品、衛生材料等の調達計画を策定する。

また、緊急時における血液の不足に備え、献血促進について住民への普及啓発を図る。

第3 傷病者の搬送体制の整備

（市民安全課・健康づくり課・消防本部・医療関係機関）

市は、大規模な災害等により多数の傷病者が発生した場合、傷病者を迅速に他の医療機関へ搬送する必要があるため、受入先医療機関の被災状況、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定する際に必要な情報が把握できるよう、災害救急医療情報システムの確立に努める。

また、ヘリコプターを活用した搬送が行えるよう、ヘリコプター離発着予定場所を確保するとともに、要請等の手続きの習熟に努める。

【資料 11-4】ヘリコプター臨時離着陸場

第4 後方医療体制等の整備

（市民安全課・健康づくり課・消防本部・医療関係機関）

市は、大規模な災害により、多数の傷病者が発生した場合、市内の医療機関のみでは対応が困難となるおそれがあるため、県、医療機関等と連携し、後方医療体制の整備を図るとともに、災害時に県、他市の医療機関等に対し、広域的な応援要請を行うことができるよう、協力体制の整備に努める。

第5 防疫体制の整備（健康づくり課）

家屋等が浸水した場合、避難所生活が長期化した場合等、必要な場合に応じて防疫活動を実施できるよう、市は、防疫体制の整備を図る。また、防疫に必要な薬剤、資機材の備蓄を行うとともに、協定の締結により、調達体制の整備に努める。

【資料 7-2】医薬品衛生材料調達先

第 15 節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備

市及び防災関係機関は、市民の生活を確保するため、最低限の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、災害時に民間事業者等から調達できるよう、体制の整備を図る。また、市は、市民が自ら食料、飲料水等の備蓄を行うよう、周知啓発に努める。

担当	【本庁】市民安全課・商工課・経営課・水道施設課

第 1 食料の備蓄・調達体制の整備（市民安全課・商工課）

市は、保存期間が長く調理不要な非常用食料の備蓄を行うとともに、備蓄に適さない食料、不足する食料の調達が災害時に円滑にできるよう、卸売業者、小売業者等と協定を締結する等、食料の供給体制の確保に努める。

なお、非常用食料については、食品への表示が義務となっている特定原材料 8 品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの 20 品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮するものとする。

また、孤立するおそれのある集落や長期湛水のおそれのある地域がある場合、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮に努めるものとする。

【資料 4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧

第 2 生活物資の備蓄・調達体制の整備（市民安全課・商工課）

市は、寝具（毛布等）・衣料品（下着・作業着・タオル）・炊事器具（卓上コンロ・カセットボンベ）・食器・日用雑貨・光熱材料・燃料・ブルーシート・土のう袋・簡易トイレ・要配慮者向けの日用品等の生活物資の備蓄を行うとともに、必要な生活物資の調達が災害時に円滑にできるよう、卸売業者、小売業者等と協定を締結する等、生活物資の確保体制の強化に努める。

第 3 飲料水の確保（市民安全課・水道施設課・経営課）

市は、1 人 1 日あたり 3 リットルを目安に飲料水の確保に努める。飲料水の供給については、貯水施設、配水施設からの応急給水を原則とし、応急給水に必要な給水タンク車・ろ過装置・ポリタンク・ポリ袋等の資機材の整備に努める。

また、ペットボトルの飲料水について卸売業者、小売業者等から災害時に円滑に調達できるよう、協定の締結に努める。

また、飲料水が不足する場合、井戸水、貯水槽の貯水等を活用するため、それらの施設の把握に努める。

【資料 9-2】飲料用耐震性緊急貯水槽

【資料 9-3】応急給水資機材

第 4 防災資機材等の整備（市民安全課）

市は、公共施設、避難所等に防災倉庫を整備するとともに、救出救助に必要なとなる

エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等の防災資機材の整備に努める。

第5 住民に対する普及・啓発（市民安全課）

市は、広報紙、パンフレット、防災週間、防災関連行事等を通じ、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、生活物資、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の備蓄、防災資機材等の整備に努めるよう啓発するとともに、防災訓練等での供与訓練等の実施に努める。

第 16 節 消防防災ヘリコプター活用体制の整備

大規模な災害が発生した場合の重篤患者の搬送、山間部における孤立者の救助、林野火災における消火活動等、災害時において、消防防災ヘリコプターの活用は極めて効果的であるため、消防防災ヘリコプターの活用体制の整備に努める。

担当	【本庁】市民安全課 【関係機関】消防本部

第 1 消防防災ヘリコプターの活動内容（市民安全課・消防本部）

消防防災ヘリコプターの活動内容は次のとおりである。

救急・救助活動	・山村豪雪地区等陸上交通の不便な地域、陸上交通が遮断された地区からの緊急患者等の搬送 ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送 ・高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送 ・河川等での水難事故等における捜索・救助 ・山岳遭難事故における捜索・救助 ・大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送
災害応急対策活動	・地震・台風・豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮 ・孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送 ・高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮 ・各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
火災防御活動	・林野火災における空中からの消火活動 ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮 ・交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送
災害予防対策活動	・災害危険箇所等の調査 ・各種防災訓練等への参加 ・住民への災害予防の広報
その他	・広域航空消防防災応援活動

第 2 臨時ヘリポートの確保（市民安全課）

災害時に円滑に消防防災ヘリコプターを活用できるよう、市は、臨時ヘリポート候補地を確保する。

【資料 11-4】ヘリコプター臨時離着陸場

第17節 防災教育の充実

災害時における被害の軽減を図るためには、過去の災害の教訓を踏まえ、防災関係機関、防災上重要な施設等の職員が迅速かつ的確に行動するとともに、住民一人ひとりが、日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、また、早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識のもと、冷静かつ的確な対応を取ることが重要である。そのため、市及び防災関係機関は、居住地、職場、学校等において、住民に対し、防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・学校教育課・こども課 【関係機関】消防本部・消防団・医療関係機関

第1 防災知識の普及啓発（市民安全課・消防本部）

市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を利用して、災害発生時の心得、災害に関する一般的な知識等について、防災訓練、講演会、パンフレット等を活用し、住民に防災知識の普及啓発活動を実施する。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努める。

実施の期間	・水防月間 5月1日～31日 ・山地災害防止キャンペーン 5月～6月 ・がけ崩れ防止週間 6月1日～7日 ・土砂災害防止月間 6月1日～30日 ・防災週間 8月30日～9月5日 ・防災の日 9月1日 ・全国火災予防運動 秋季 11月9日～15日 ・雪崩防災週間 12月1日～7日 ・防災とボランティア週間 1月15日～21日 ・防災とボランティアの日 1月17日 ・全国火災予防運動 春季 3月1日～7日
普及の内容	・最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策等の家庭での予防・安全対策 ・避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握 ・警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動 ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動 ・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと ・平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

普及の方法	・各種防災訓練の実施 ・講演会、研修会等の開催 ・ハザードマップ、パンフレットの配布 ・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の利用

第2 防災上重要な施設における防災教育

（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・こども課・医療関係機関）

医療機関、社会福祉施設、旅館、その他不特定多数の者を受け入れる施設は、大規模な災害が発生した場合、人的被害が発生しやすいため、市及び防災関係機関は、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

第3 防災対策要員に対する防災教育（市民安全課）

市及び防災関係機関は、職員等が災害時において的確に状況を判断し、迅速かつ円滑に応急対策活動を実施できるよう、講習会や研修会等を開催し、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第4 学校教育における防災教育（市民安全課・学校教育課・消防団）

学校関係者は、児童・生徒の生命、身体を守るため、学校行事、学級活動、教育活動の全体を通して、防災専門家を招いた避難訓練の実施や消防団員等が参画した体験・実践的な防災教育の推進等に取り組み、児童・生徒が防災を身近な問題として認識し、災害時に的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

また、職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童・生徒に対する的確な指示・誘導、初期消火、負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第 18 節 防災訓練等の実施

市は、市民、市職員、防災関係機関等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動を行えるよう、また、防災に関する意識の高揚を図るため、防災訓練等を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・学校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・医療関係機関・自主防災組織

第 1 防災訓練の実施（市民安全課・消防本部・消防団）

市は、県、防災関係機関と連携し、大規模な地震、風水害及び複合災害の発生を想定した防災訓練を実施し、防災対策の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立、住民の防災意識の高揚を図る。

第 2 個別訓練の実施（市民安全課・消防本部・消防団）

市、防災関係機関は、総合防災訓練の他、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。個別訓練の種類はおおむね次のとおりとする。

なお、訓練実施に当たっては、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

訓練の種類	訓練の内容
水防訓練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練
通信訓練	大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練
動員訓練	災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練
災害対策本部運営訓練	災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練
避難所設置運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練
土砂災害防災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るための住民避難訓練
その他の訓練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練

第3 訓練の評価と地域防災計画等への反映（市民安全課・消防本部・消防団）

市は、訓練の実施後においては地域防災計画、マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第4 事業所等における訓練の実施

（市民安全課・学校教育課・消防本部・医療関係機関）

学校、病院、工場、事業所、旅館及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年実施する。また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策活動により、市、地域の防災組織が行う防災訓練への積極的な参加に努める。

第5 自主防災組織等における訓練の実施

（市民安全課・消防本部・自主防災組織）

自主防災組織、自治会等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟、関連防災機関との連携強化を図るため、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練、要配慮者の安全確保訓練等の訓練の実施に努める。

第 19 節 自主防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあるため、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、防災活動、災害時の応急対策活動を実施することが重要である。市は、地域住民の活動が組織的かつ円滑に行われるよう、自主防災組織の結成、活動を支援する。

担当	【本庁】市民安全課 【関係機関】自主防災組織

第 1 自主防災組織の組織化（市民安全課・自主防災組織）

市は、地域の防災活動の中心となる自主防災組織が各地域で組織化されるよう、支援に努める。なお、組織化に当たっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えるよう、自治会単位の規模で編成し、次の点に留意する。

- ・組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- ・地域内に事業所がある場合、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づける。
- ・自主防災組織は、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。
- ・市は、自主防災組織の中心となるリーダーを育成するための研修会等を開催する。なお、その際女性の参画の促進について努める。

【資料 18-1】自主防災組織の設置状況

第 2 広報活動等による支援（市民安全課）

市、防災関係機関は、自主防災組織の設置、自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等に関する内容の広報活動を積極的に展開する。また、研修会、防災訓練等を開催し、地域住民の連帯意識の高揚を図り、コミュニティ活動の中核としての自主防災組織について十分な理解を得られるよう努める。

第 3 活動環境の整備（市民安全課）

市は、自主防災組織の組織化、自主防災活動の充実強化を図るため、指導・支援を行うとともに、自主防災組織の資機材の整備、活動拠点の整備等、活動環境の整備に努める。

第4 計画等の策定（自主防災組織）

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ計画等を策定し、次の事項について記載しておく。

- ・ 各自の任務分担
- ・ 地域内での危険箇所
- ・ 訓練計画
- ・ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- ・ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- ・ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- ・ 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

第5 防災知識の普及等（自主防災組織）

自主防災組織は、市、消防関係機関等と連携し、地域住民の災害に対する正しい知識の普及に努める。

第6 防災訓練等の実施（自主防災組織）

自主防災組織は、必要な知識・技術の習熟、指揮連絡系統の明確化を図るため、市、消防関係機関等の協力により、自主防災組織が主体となり、防災訓練を実施する。

訓練の種類	訓練の内容
災害情報の収集伝達訓練	災害時において正確かつ迅速に地域住民に防災関係機関からの情報を伝達し、地域の被害状況を関係機関に正確に通報するための訓練
消火訓練	消火に必要な技術・知識の習得するための消火器等の消防用資機材を使用した訓練
救出、応急手当の実施訓練	負傷者の救出・手当てを行ううえで必要な応急処置方法の習得をするための訓練
給食給水訓練	学校、各家庭の限られた資機材を利用した給食、配給方法等について習熟を図るための訓練
避難訓練	各家庭の非常持出品の準備、災害時における秩序ある避難、避難行動要支援者の安全確保を行うための訓練

第7 防災用資機材等の整備・点検等（自主防災組織）

自主防災組織は、災害が発生した場合、迅速かつ適切な活動を行えるよう、活動に必要な防災資機材の整備を図るとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時において確実に資機材を活用できるよう努める。

第8 避難行動要支援者の把握（自主防災組織）

災害時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携を図り、地域内における高齢者、障がい者等のいわゆる避難行動要支援者の確認に努める。

第9 企業防災の促進（市民安全課）

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施など防災活動の推進に努める。

また、市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第10 地区防災計画の作成（市民安全課・自主防災組織）

市内の一定の地区内の住民及び該当地区に事業所を有する事業者は、当該地区の防災力向上を図るため、共同で防災訓練の実施や物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築など自発的な防災活動の推進に努めるものとし、必要に応じて地区防災計画を作成し市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うことができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案があった場合、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第20節 要配慮者支援体制の強化

災害が発生した場合、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者は、一般の人に比べ、被害を受ける危険性が高いため、災害時における要配慮者の安全を確保するため、予防対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・秘書広報課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・こども課 【関係機関】消防本部、須賀川警察署、自主防災組織、（福）須賀川市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者

第1 社会福祉施設入所者に対する対策（社会福祉課・長寿福祉課・こども課）

1 施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、要介護者、障がい者等の要配慮者が円滑に避難できるよう、ユニバーサルデザイン化等、移動しやすい環境を整備するとともに、消火器、火災報知器等、消防設備の整備を図り、施設安全性を高める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、施設職員が入所者を安全に避難誘導できるよう、職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡、入所者の避難誘導は、職員の人数が少なくなることから、市、他の施設、近隣住民、NPO・ボランティア等の協力が得られるよう体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段の確立に努めるとともに、入所者の家族等に円滑に連絡できる体制の整備に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に適切な行動がとれるよう防災教育、防災訓練を実施する。特に職員に対しては、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の対処方法等についての理解を深めさせるよう努める。

5 施設相互の協力体制の強化

社会福祉施設の管理者は、施設が被災等により使用不能となった場合、入所者を円滑に他の施設で受け入れられるよう、協定の締結等、協力体制の強化に努める。

第2 在宅者に対する対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・警察署・自主防災組織・（福）須賀川市社会福祉協議会）

1 避難支援プランの作成

市は、災害発生時に在宅の避難行動要支援者を安全に避難させるため、避難支援プランを策定する。

さらに、避難行動要支援者の名簿を整備するとともに、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、（福）須賀川市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得たうえで、居住地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内であるなどの地理的状況や、要支援者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画を作成するよう努める。

(1) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当し自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。

なお、避難支援等の必要性については、警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取るうえで必要な身体能力等の避難能力などを総合的に勘案して判断するものとする。

- ・身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた者（視覚・聴覚・肢体不自由者に限る）
- ・療育手帳Aの交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者
- ・都道府県から指定難病医療費受給者証を受けた者
- ・要介護3以上の認定を受けた者
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯（本人等から自ら避難することが困難である旨申出のあった者）
- ・その他市長が特に必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援を必要とする理由
- ・その他避難支援をするうえで必要とする事項

(3) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、上記避難行動要支援者名簿の記載事項に加え、次の事項を記載する。

- ・避難支援等実施者の氏名又は名称
- ・避難支援等実施者の住所又は居所
- ・避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(4) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

ア 市内部での情報集約

市は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため、関係課で把握している要介護者、障がい者等の情報集約に努める。

イ 都道府県等からの情報取得

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため必要と認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、情報の提供を依頼することができる。

(5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、1年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から避難行動要支援者の把握に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討するものとする。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用することとする。

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 消防機関・ 警察・ 民生委員・児童委員・ 町内会（行政区）長・ その他避難支援等の実施に携わる関係者 |
|--|

(2) 適正な情報管理

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者に対し、適正な情報管理を図るよう指導することができる。

3 情報伝達体制の整備

市は、要配慮者に、迅速かつ着実に情報伝達ができるよう、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールの活用など、情報伝達体制の強化に努める。

4 防災知識の普及・啓発

市は、パンフレット、チラシの配布等により、要配慮者や家族の災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努めるとともに、要配慮者や家族の地域の防災訓練等への参加を促進する。

5 支援体制及び避難用器具等の整備

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者が安全に避難できるよう、支援体制の整備及び避難用器具等の整備に努める。

第3 外国人に対する防災対策（市民安全課・秘書広報課）

外国人は、言語、生活習慣、防災意識等が異なり、災害発生時に迅速、的確な行動が困難となるおそれがあるため、市は、次のとおり外国人に対する防災対策を実施する。

- ・「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- ・指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- ・外国人を含めた防災訓練・防災教育
- ・外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第4 避難所における対策（市民安全課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課）

市は、避難所に指定する施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリースイレの設備等、要配慮者に配慮した整備に努めるとともに、避難生活が長期化した場合を想定し、要配慮者に対する生活支援が行えるよう、福祉避難所をあらかじめ指定する。

第21節 NPO・ボランティア等との連携体制の強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあり、NPO・ボランティア等の活動が非常に重要となる。そのため、市、関係機関は、NPO・ボランティア等の活動が円滑に行われるよう、関係機関との連携強化、受入れ体制の整備を図る。

担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会・日本赤十字社福島県支部

第1 ボランティアの種類（社会福祉課）

ボランティア活動には、労務提供型の一般ボランティアと、専門知識、技能を有する専門職ボランティアの2種類に大きく分けられ、専門職ボランティアとして次のボランティアが該当する。

- ・医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア
- ・介護福祉士の資格、介護職等の経験をもつ介護ボランティア
- ・外国人への通訳を行う通訳ボランティア
- ・消防業務の知識、経験を有する救急・救助ボランティア
- ・アマチュア無線の免許を有する無線ボランティア など

第2 NPO・ボランティア団体等との連携強化

（社会福祉課・日本赤十字社福島県支部・(福)須賀川市社会福祉協議会）

市は、県の関係機関、日本赤十字社福島県支部、(福)須賀川市社会福祉協議会等と連携を図り、NPO・ボランティア団体等との連携強化に努める。

第3 NPO・ボランティア等の登録

（市民安全課・社会福祉課・(福)須賀川市社会福祉協議会）

市は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、NPO・ボランティア団体等及び専門的知識、技能を持つボランティアの把握に努める。なお、消防職員OBを対象とした消火、救急ボランティア等の登録制度の導入について検討していく。

第4 ボランティアコーディネーターの育成

（市民安全課・社会福祉課・(福)須賀川市社会福祉協議会）

災害時において、NPO・ボランティア等を円滑に受入れ、効果的な活動を導くボランティアコーディネーターが有効であるため、市は関係機関と連携し、ボランティアコーディネーターの育成に努める。

第5 NPO・ボランティアの受入れ体制の整備

（市民安全課・社会福祉課・（福）須賀川市社会福祉協議会）

災害時にNPO・ボランティア等が活動する際に、どの分野でどのようなニーズがあるのか、的確な情報がないと効果的な活動は困難である。そのため、市は、災害時にNPO・ボランティア等が円滑に活動できるよう、平常時より、ボランティアに対する窓口の設置、情報提供担当者の選出等、受け入れ体制の整備に努める。

また、防災訓練において、ボランティアセンターの立ち上げ、運営訓練等を取り入れるように努める。

【資料 4-5】 災害時におけるボランティア活動に係る協定

第 22 節 文化財予防対策の強化

火災、災害から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、市、消防機関及び文化財所有者・管理者は、予防対策を実施する。

担当	【本庁】文化振興課 【関係機関】消防本部

第 1 防災設備等の整備強化（文化振興課・消防本部）

文化財所有者・管理者等は、文化財の安全対策として、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水、避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

第 2 防火査察の徹底（文化振興課・消防本部）

消防機関は、市と連携し、文化財施設の定期的な防火査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

第 3 火災予防体制の強化（文化振興課・消防本部）

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

第 4 訓練の実施（文化振興課・消防本部）

市、消防機関、文化財所有者・管理者は、火災発生時等において、相互に協力し、円滑な消火活動が実施できるよう、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

第 5 文化財保護思想の普及啓発（文化振興課・消防本部）

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市は、県と連携をとり、文化財保護強調週間（11 月 1 日～7 日）及び文化財防火デー（1 月 26 日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

第23節 危険物施設等の安全性の向上

危険物貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒・劇物貯蔵施設等の危険物施設に被害が発生した場合、被害が拡大するおそれがあるため、当該施設の管理者は安全管理の徹底を図るとともに、市、消防関係機関は、それらの管理者に対し、安全対策に関する指導を実施する。

担当	【本庁】市民安全課 【関係機関】消防本部・危険物等施設の管理者・高圧ガス及び火薬類取扱施設の管理者

第1 危険物施設の把握（市民安全課・消防本部）

市は、消防機関、関係機関と連携し、市内の危険物貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒・劇物貯蔵施設等の危険物施設を調査し、立地状況、貯蔵量、管理状況等の把握に努める。

【資料 6-1】危険物施設

第2 事業所に対する指導の強化（市民安全課・消防本部）

消防本部及び市は、二次災害の発生及び拡大を防止するため、危険物施設の予防査察等を実施し、保安体制の確立、適正な施設の維持管理、貯蔵取扱いの基準の遵守等について指導の強化に努める。

第3 保安体制の整備（事業者）

事業者は、被害の防止、被害の軽減を図るため、危険物等の漏洩、延焼等の防止に必要な施設、設備の整備を図るとともに、災害時においても施設、設備が機能するよう、定期的に点検を実施する。

また、事業所は従事者に対し、災害時の危険防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

第4 防災資機材等の整備（事業者）

事業者は、被害の防止、被害の軽減に必要な資機材を整備するとともに、常に使用可能な状態とするため点検を行う。また、資機材等が不足する場合を想定し、関係団体等からの調達体制を確立する。

第5 防災訓練の実施（事業者）

事業所は、災害発生後に迅速かつ的確に防災活動が行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、市は、被害状況、災害の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・道路河川課班・人事課班・全班 ※災害対策本部が設置された場合、各課は本部組織班として応急活動を実施する。 【関係機関】消防団

第1 災害応急対策の防災行動計画

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を策定のうえ、県・市・防災関係機関並びに市民に周知し、確実・円滑な応急活動の実施を図る。

また、市は、県・防災関係機関等と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めるとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行い、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるため、実際の災害対応においては、臨機応変に対応することとする。

1 初動対応において重要な対策

(1) 災害発生後3時間以内

- ア 災害対策本部の設置、対策本部会議の開催
- イ 住民への速やかな避難指示、誘導
- ウ 避難所の準備
- エ 通信連絡網の確立
- オ 被害情報の収集・発信

(2) 災害発生後24時間以内

- ア 応急給水開始
- イ 自衛隊、災害時応援協定締結市町村への応援要請
- ウ 被害情報の発信
- エ 避難所の開設
- オ 県情報連絡員の受入

2 防災行動計画

No.	災害応急対策業務	担当班	災害発生後 3 時間以内	災害発生後 24 時間以内	災害発生後 3 日以内
1	災害対策本部体制	市民安全課班 行政管理課班	・災害対策本部設置 ・関係機関への周知 ・第 1 回本部会議開催	・第 2 回本部会議開催 (以降適時開催)	
2	職員の動員	人事課班 全班	・職員全員登庁 ・指定職員が事務局参集 ・職員安否確認		
3	災害情報収集伝達	行政管理課班 市民安全課班 秘書広報課班 全班	・関係機関からの被害情報の収集 ・県への被害状況報告	・定期的な被害情報の収集及び報告	
4	通信の確保	行政管理課班 市民安全課班 情報政策課班	・防災行政無線の確認 ・電話回線の確保	・インターネット回線の確保	
5	相互応援協力	市民安全課班 人事課班		・県への応援要請 ・他市町村への応援要請	・広域応援の受入準備
6	災害広報	企画政策課班 秘書広報課班 市民安全課班 行政管理課班	・広報車による広報 ・緊急速報メールによる情報発信 ・防災行政無線による情報発信	・被害速報マスコミ提供 ・災害対応ホームページ掲載	
7	消火活動	市民安全課班	・地域による消火活動 ・消防団による消火活動 ・消防本部による消火活動 ・ヘリコプターによる消火活動の要請	・他市町村、他消防本部への応援要請	
8	救助・救急	市民安全課班 道路河川課班	・地域による救助活動 ・消防団による救助活動 ・消防本部による救助活動 ・ヘリコプターによる救助活動の要請	・他市町村、他消防本部への応援要請	
9	自衛隊災害派遣	市民安全課班		・県への派遣要請依頼	・災害派遣部隊の受入準備
10	避難・避難所	市民安全課班 社会福祉課班 長寿福祉課班 保険年金課班 健康づくり課班 施設管理者	・避難情報の発令 ・県への報告 ・住民への周知及び誘導 ・避難場所の確保 ・避難所の開設、周知	・避難所の運営	
11	医療救護	健康づくり課班		・医療救護班の編制 ・医薬品等の確保 ・救護所の設置 ・医療救護班の派遣	
12	緊急輸送	市民安全課班 行政管理課班 道路河川課班		・車両等の確保 ・緊急輸送路等の確保	
13	警備活動及び交通規制	市民安全課班 道路河川課班	・避難誘導 ・救助活動	・交通規制の実施、周知	・緊急通行車両証明書発行

14	防疫及び保健衛生	環境課班 健康づくり課班 経営課班 水道施設課班		・給水、炊き出し等食品衛生指導	・被災地の消毒 ・避難所の衛生指導 ・食事栄養指導
15	廃棄物処理	環境課班		・ゴミ収集体制の構築 ・仮置き場の検討	・がれき処理体制の検討
16	救援（給水・食料・生活物資）	商工課班 観光交流課班 社会福祉課班 会計課班 経営課班 水道施設課班		・備蓄品の供給 ・避難所への毛布等の提供 ・応急給水活動の開始 ・食料の調達 ・食料の配布 ・炊き出しの実施	・生活必需品の調達 ・生活必需品の配布
17	救援（義援物資・義援金）	商工課班 観光交流課班 社会福祉課班 会計課班			・義援物資、義援金の受入周知 ・義援金の受付口座公表
18	災害相談対策	行政管理課班			・臨時災害相談所の開設
19	上水道応急対策	経営課班 水道施設課班	・被害状況調査	・被害状況の広報 ・重要施設からの復旧作業	
20	下水道応急対策	経営課班 下水道施設課班	・被害状況調査	・被害状況の広報 ・重要施設からの復旧作業	
21	道路応急対策	道路河川課班 農政課班	・被害状況調査	・交通規制 ・被害状況の周知	・緊急輸送路等の復旧作業
22	建築物の応急危険度判定	建築住宅課班			・県への応援要請 ・建築士会への被災情報収集の要請
23	障害物の除去	建築住宅課班			・制度の周知 ・窓口の開設準備
24	住宅の応急修理	建築住宅課班			・制度の周知 ・窓口の開設準備
25	児童生徒等の保護	学校教育課班 各小中学校・義務教育学校班	・児童生徒の安全な避難 ・被害状況調査	・避難所受入準備 ・授業方針の検討及び周知	
26	要配慮者対策	市民安全課班 社会福祉課班 長寿福祉課班 市民課班 観光交流課班 こども課班	・地域による要支援者への声かけ、避難誘導の要請 ・福祉避難所の開設・周知 ・社会福祉施設等への受入要請 ・避難状況の把握		

第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）

各配備体制の配備基準及び動員計画は次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
事前配備	・市域に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表され、なお警報の発表が予想されるときで、市民安全課長が配備を決定したとき。 ・その他、特に市民安全課長が必要と認めたとき。	市民安全課長	・市民安全課長、道路河川課長 ・市民安全課職員数名、道路河川課職員数名
警戒配備	・市域に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されたとき。 ・その他、土砂災害警戒情報の発表が見込まれるなど、特に総務部長が必要と認めたとき。	総務部長	・総務部長、建設部長 ・市民安全課長、道路河川課長 ・市民安全課で必要な職員、道路河川課で必要な職員 ・予想される災害に関係する部課において必要な職員

2 災害対策本部設置後

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1 非常配備	・市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 ・複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課（廃）長、各施設長 ・消防長 ・消防団長 ・警察署長 ・予想される災害に関係する部課において必要な職員（全職員の半数程度） ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞
第2 非常配備	・市内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 ・被害が甚大と予想されるとき。 ・災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき ・その他、特に本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部長 (市長)	全職員動員

第3 活動の要点（市民安全課班・道路河川課班・全班）

各配備体制における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

配備体制	動員配備職員	活動の要点
事前配備	市民安全課長	・ 県及び関係機関と連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集する。必要に応じて総務部長に報告する。
	道路河川課長	・ 雨量、水位、流量等に関する情報を関係先から収集し、市民安全課長に報告する。
	市民安全課、道路河川課の配備につく職員	・ 災害に関する情報を収集し所属課長に報告する。 ・ 所属課長の指示により、必要に応じ関係先に連絡する。
警戒配備	総務部長	・ 状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
	配備につく課長	・ 必要に応じ総務部長席に参集して相互に情報を交換する。 ・ 市民安全課長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し必要な指示を行う。 ・ 状況に応じて各課職員の増減を行う。
	配備につく各職員	・ 自己の所属する課の所定の場所に待機する。

2 災害対策本部設置後

配備体制	動員配備職員	活動の要点
第1非常配備	市長	・ 災害対策本部の設置を発令する。 ・ 本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・ 本部会議により応急対策内容の決定と各課（庁）長への指示を行う。 ・ 避難情報を発令する。 ・ 災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。
	副市長	・ 副本部長として市長を補佐する。 ・ 市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	教育長	・ 副本部長として市長を補佐する。
	総務部長	・ 関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・ 副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	・ 必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 ・ 総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。

	各部長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課（廃）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。
	消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。
	警察署長	・本部員として署員へ指示を伝達する。
	各課（廃）長 各施設長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。
第2 非常 配備	配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
	全職員	・地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。 ・非常体制指令後及び被害発生後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。

第4 県等への報告（市民安全課班）

各配備において、次により県等への状況報告を行う。

- ・市が収集した被害状況等（被害内容、応急対策の状況、避難情報の発令状況など）については、速やかに県に報告する。
- ・大規模な地震等により市から県への報告ができない場合には、市から直接、国（総務省消防庁）へ報告する。また、市から県地方振興局に報告できない場合には、県災害対策課へ直接報告する。なお、県又は県振興局と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って行う。
- ・地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到する災害の場合には、その状況を電話、ファクシミリ等、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

第5 勤務時間外等の非常参集及び非常連絡

（市民安全課班・人事課班・全班）

1 非常参集

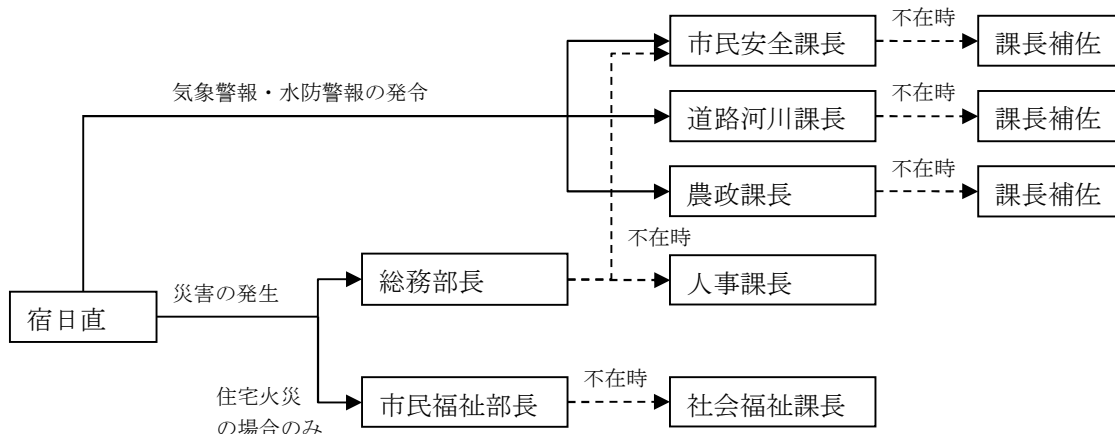
職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、動員伝達の有無にかかわらず、配備基準に従い、直ちに所定の場所に参集し配置につく。参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行い、所属においてその状況を報告する。

災害の状況により所定の場所に参集できないときは、最寄りの公共施設に参集し、当該施設の長又は当該施設の長が指名する職員の指示に従い、その業務を応援する。

2 非常連絡

(1) 本庁

休日及び夜間に災害が発生した場合、宿日直員は、総務部長に連絡し、住宅火災の場合は市民福祉部長へも連絡する。また、大雨、暴風、暴風雪、洪水、大雪又は水防の警報が発令された場合は、市民安全課長、道路河川課長、農政課長に連絡する。なお、部長、課長が不在の場合は、それぞれ次職の者に連絡する。



3 指示・連絡

宿日直員から連絡を受けた部長等は、宿日直員への指示事項がある場合は指示するとともに、配備の必要性を配備体制基準に基づき判断して関係部長へ電話等により連絡を行う。関係部長から所属職員への連絡は、あらかじめ定めてある「災害時連絡体制」の順位により電話等で行う。

第6 消防団員等の動員（市民安全課班・消防団）

1 動員命令

動員命令は、市長（災害対策本部が設置されたときは本部長）が消防団長に対し行い、消防団長が各分団に対し下記事項により命令する。

- ・動員を要する分団名
- ・動員の規模
- ・作業内容及び作業場所
- ・装具等
- ・集合時間及び集合場所
- ・その他必要と認める事項

2 動員

消防団員の動員方法は、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速かつ確実な方法で動員するものとし、緊急の動員は警鐘、サイレン等の迅速処置により動員を行う。なお、災害が発生し、又は発生のおそれがあると知った団員は進んで分団と連絡をとり、自らの判断により指定の場所へ出動する。

3 配備

消防団の配備は次のとおりである。

配備区分	配備内容
警戒配備	団本部、分団及び特命出動団員をもって充てる。
第1非常配備	団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、その他の団員は待機させる。
第2非常配備	消防団員をもって充てる。

4 須賀川地方広域消防本部との連携

消防団長は、火災及び各種災害に対応する警戒、防ぎよ等、統制ある消防活動を行うため、須賀川地方広域消防本部と連携を保つものとする。

第2節 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、市は、災害対策本部を設置し、組織及び機能のすべてをあげて応急対策にあたる。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・全班

第1 災害対策本部の設置及び解散（市民安全課班・行政管理課班・全班）

市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。

第2 災害対策本部の設置基準（市民安全課班・全班）

災害対策本部の設置は、次の基準に該当し、市長が必要と認めるときとする。なお、第2非常配備の場合は、自動的に災害対策本部を設置する。

- ・大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ・災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- ・災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

第3 意思決定者不在時の措置（市民安全課班）

市長が公務、被災等により不在、連絡が取れない場合は、避難情報の発令、自衛隊への災害派遣要請等、緊急を要する判断について、副市長が決定し、それも困難な場合は総務部長を第2順位、企画政策部長を第3順位とする。

第4 災害対策本部の設置場所（市民安全課班・行政管理課班）

災害対策本部は、本庁市政経営会議室に設置するものとし、被害等により使用不能な場合は、状況を判断し、本部長（市長）が公共施設等を指定し設置する。

第5 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）

市長は、災害対策本部を設置又は解散したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。

第6 本部会議の開催（市民安全課班・全班）

本部長（市長）は、本部長、副本部長及び各本部員で組織した本部会議を開催し、災害応急対策の具体的な事項について協議する。なお、本部会議においては、必要な場合、各班員（市職員）、関係機関の職員、団体等の関係者の出席を求める。

本部会議での主な協議・決定・指示事項は、次のとおりとし、決定事項は、速やかに各部、各班に伝達する。

- ・ 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・ 避難所の開設に関すること。
- ・ 救出・救援に関すること。
- ・ 応急医療対策に関すること。
- ・ 応急給水に関すること。
- ・ 公共施設の応急復旧作業に関すること。
- ・ 食料の配給、調達に関すること。
- ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 県及び他の市町村、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- ・ 避難のため立退きの指示に関すること。
- ・ 災害対策に要する経費の措置方法に関すること。
- ・ 義援金品の募集及び配分に関すること。
- ・ その他災害に対する必要な事項
- ・ 本部の配備体制の切替及び解散に関すること。

第7 現地災害対策本部の設置（市民安全課班・全班）

本部長（市長）は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、組織及び設置場所等を定めて現地災害対策本部を設置する。

災害救助法の適用時においては、県の指示にそって県と連携し現地対策本部の運営にあたる。

第8 複合災害発生時の体制（市民安全課班・全班）

複合災害が発生した場合において、その対策本部が複数設置された場合は、重複する要因の所在調整、情報の収集、連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

第9 災害対策本部の組織（市民安全課班・全班）

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

須賀川市災害対策本部組織編成表

	部名 (部長)	班名	(班長)
災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 企画政策部長 総務部長 財務部長 市民協働推進部長 文化交流部長 市民福祉部長 経済環境部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 須賀川地方広域消防組合消防長 須賀川警察署長 須賀川市消防団長			
	企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 秘書広報課班 情報政策課班	(企画政策課長) (秘書広報課長) (情報政策課長)
	総務部 (総務部長)	行政管理課班 人事課班 市民安全課班	(行政管理課長) (人事課長) (市民安全課長)
	財務部 (財務部長)	財政課班 税務課班 収納課班	(財政課長) (税務課長) (収納課長)
	市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班 市民協働推進課 関係各施設班 生涯学習スポーツ課班 生涯学習スポーツ課 関係各施設班	(市民協働推進課長) (各施設の長) (生涯学習スポーツ課長) (各施設の長)
	文化交流部 (文化交流部長)	中央図書館班 長沼図書館班 岩瀬図書館班 文化振興課班 文化振興課 関係各施設班 観光交流課班 観光交流課 関係各施設班	(中央図書館長) (長沼図書館長) (岩瀬図書館長) (文化振興課長) (各施設の長) (観光交流課長) (各施設の長)
	市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班 社会福祉課 関係各施設班 長寿福祉課班 長寿福祉課 関係各施設班 保険年金課班 健康づくり課班 市民課班 長沼市民サービスセンター班 岩瀬市民サービスセンター班	(社会福祉課長) (各施設の長) (長寿福祉課長) (各施設の長) (保険年金課長) (健康づくり課長) (市民課長) (長沼市民サービスセンター所長) (岩瀬市民サービスセンター所長)
	経済環境部 (経済環境部長)	農政課班 商工課班 環境課班	(農政課長) (商工課長) (環境課長)
	建設部 (建設部長)	道路河川課班 建築住宅課班 都市計画課班	(道路河川課長) (建築住宅課長) (都市計画課長)
	上下水道部 (上下水道部長)	経営課班 水道施設課班 下水道施設課班	(経営課長) (水道施設課長) (下水道施設課長)
	会計部 (会計管理者)	会計課班	(会計課長)
	教育部 (教育部長)	教育総務課班 学校教育課班 各小中学校班 各学校給食センター班 こども課班 こども課 関係各施設班	(教育総務課長) (学校教育課長) (各校長) (各所長) (こども課長) (各施設の長)
現地災害対策本部 現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。			

議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員については、必要に応じ本部長が要請するものとする。

第 10 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）

災害対策本部を設置した場合の各部、各班における分掌事務は次のとおりとし、災害対策本部を設置しない場合においても、概ねの次の分掌事務に従い、対応にあたる。

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ等による広報活動に関すること。 2 広報車による広報活動の支援に関すること。 3 部内の各班との連絡調整に関すること。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 特命による重要事項の調整に関すること。 6 その他応急対策に関すること。
	秘書広報課班 (秘書広報課長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	情報政策課班 (情報政策課長)	1 通信環境の確保に関すること。 2 その他応急対策に関すること。
総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関すること。 2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関すること。 3 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 庁用自動車の配車に関すること。 5 広報車による広報活動の調整に関すること。 6 部内の各班との連絡調整に関すること。 7 部内の他班の所掌に属さない事項。 8 その他応急対策に関すること。
	人事課班 (人事課長)	1 災害時における職員の動員及び調整に関すること。 2 職員の非常招集に関すること。 3 他の自治体等との間の職員派遣に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	市民安全課班 (市民安全課長)	1 防災会議に関すること。 2 本部長の命令の伝達に関すること。 3 本部の庶務に関すること。 4 気象情報の受信及び通報に関すること。

		5 災害救助法（昭和 22(1947)年法律第 118 号）の適用及び実施に関すること。 6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 警察署との連絡に関すること。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関すること。 10 り災証明書の発行に関すること（災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害を除く。）。 11 災害の情報の収集に関すること。 12 被害状況の結果整理及び報告に関すること。 13 危機管理における庁内調整に関すること。
財務部 (財務部長)	財政課班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 2 部内の各班との連絡調整に関すること。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関すること。
	税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関すること。 2 り災証明書の発行に関すること（災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害に限る。）。 3 被災証明書の発行に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	収納課班 (収納課長)	
市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班 (市民協働推進課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 各コミュニティセンター管内の災害情報収集に関すること。 4 部内の各班との連絡調整に関すること。 5 部内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関すること。
	市民協働推進課 関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 各コミュニティセンターにあっては、管内の災害情報の収集及び報告に関すること。

		5 その他応急対策に関すること。
	生涯学習スポーツ課 班 (生涯学習スポーツ 課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	生涯学習スポーツ課 関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	中央図書館班 (中央図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	長沼、岩瀬図書館班 (長沼図書館長、岩 瀬図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
文化交流部 (文化交流 部長)	文化振興課班 (文化振興課長)	1 文化財等の被害の調査に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	文化振興課関係施設 班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	観光交流課班 (観光交流課長)	1 救援物資の受付及び配布に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	観光交流課関係施設 班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
市民福祉部 (市民福祉	社会福祉課班 (社会福祉課長)	1 り災に対する支援対策に関すること。 2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。

部長)		3 避難所開設及び運営に関すること。 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者（児）世帯の支援対策に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。
	長寿福祉課班 (長寿福祉課長)	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する こと。 6 その他応急対策に関すること。
	保険年金課班 (保険年金課長)	1 避難所開設及び運営に関すること。 2 その他応急対策に関すること。
	健康づくり課班 (健康づくり課長)	1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被害地における感染症の予防に関すること。 4 災害時における応急医療及び助産に関すること。 5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する こと。 8 その他応急対策に関すること。
	市民課班 (市民課長)	1 梓衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に関する こと。 2 本部と梓衝市民サービスセンターとの連絡に関するこ と。 3 その他応急対策に関すること。
	長沼、岩瀬市民サー	1 管内の災害情報の収集及び報告に関すること。

	ビスセンター班 (長沼市民サービスセンター所長、岩瀬市民サービスセンター所長)	2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関する事 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事 6 その他応急対策に関する事
経済環境部 (経済環境部長)	農政課班 (農政課長)	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関する事 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関する事 3 農業気象に関する事 4 農産物の技術対策に関する事 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 6 林業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関する事 7 農業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関する事 8 部内の各班との連絡調整に関する事 9 部内の他班の所掌に属さない事項 10 その他応急対策に関する事
	商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関する事 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関する事 3 被災者の就業に関する事 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事 7 その他応急対策に関する事
	環境課班 (環境課長)	1 環境衛生に関する事 2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びその対策に関する事 3 その他応急対策に関する事
建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課長)	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関する事 2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関する事 3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関する事

		4 水防活動（水防資材の調達を含む。）に関する事 5 部内の各班との連絡調整に関する事 6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関する事。
	建築住宅課班 （建築住宅課長）	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関する事。 2 応急仮設住宅の供与（建設型・借上型）に関する事。 3 公営住宅の空き住戸への一時受入れに関する事。 4 建築物の応急危険度判定に関する事。 5 住宅における障害物の除去に関する事。 6 住宅の応急修理に関する事。 7 その他応急対策に関する事。
	都市計画課班 （都市計画課長）	1 土砂災害発生箇所等の調査及び応急復旧に関する事。 2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 その他応急対策に関する事。
会計部 （会計管理者）	会計課班 （会計課長）	1 災害応急対策に要する経費の出納に関する事。 2 災害救助寄附金の出納に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
上下水道部 （上下水道部長）	経営課班 （経営課長）	1 飲料水、医療用水等の供給に関する事。 2 部内の各班との連絡調整に関する事。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関する事。
	水道施設課班 （水道施設課長）	1 配水施設及び付属施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 3 その他応急復旧に関する事。
	下水道施設課班 （下水道施設課長）	1 下水道施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急復旧に関する事。
教育部 （教育部長）	教育総務課班 （教育総務課長）	1 事務局内の職員の動員に関する事。 2 教育関係施設の緊急利用に関する事。

		3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 事務局内の各班との連絡調整に関すること。 5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関すること。
	学校教育課班 (学校教育課長)	1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関するこ と。 3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	各小中学校・義務教 育学校班 (各学校長)	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する こと。 5 その他応急対策に関すること。
	岩瀬給食センター班 (所長)	1 り災した児童生徒の学校給食に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	こども課班 (こども課長)	1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関するこ と。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	こども課関係各施設 班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。

第3節 災害情報の収集・伝達

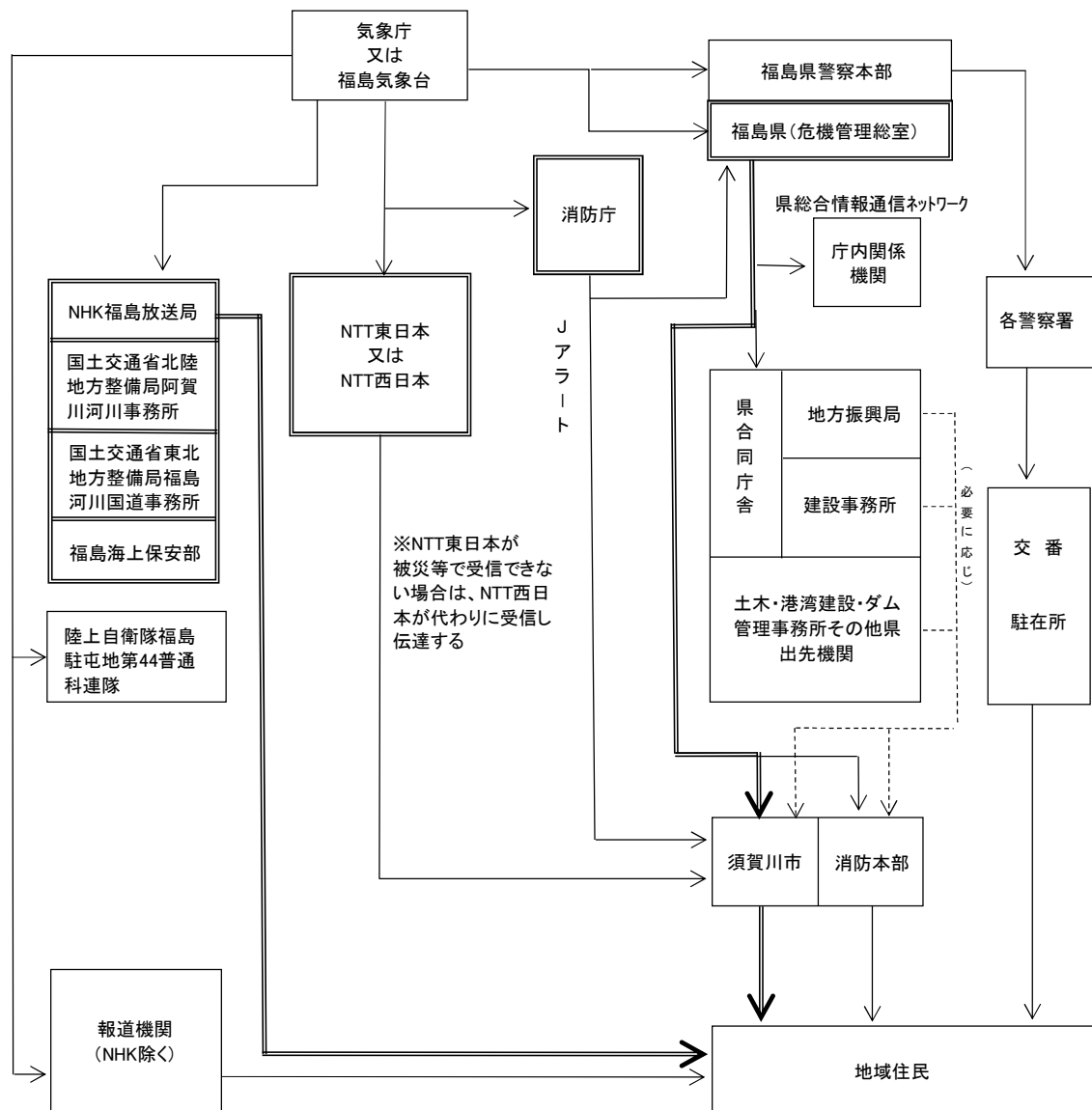
災害が発生した場合、発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な応急対策を実施する上で情報の収集・伝達は非常に重要であるため、市は、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班

第1 気象注意報・警報等の伝達（市民安全課班・全班）

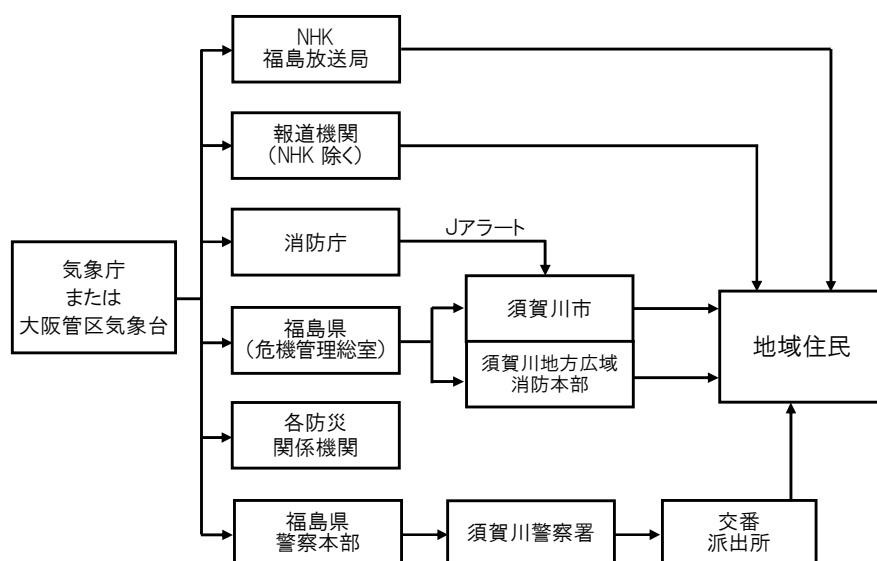
気象庁は、台風、その他の異常気象について発表基準に基づき、注意報、警報、特別警報を発表する。

■気象情報の伝達系統図



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
 ※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

■地震情報の伝達系統図



【資料 5-1】 予警報の種類

【資料 5-2】 予警報の発表基準

【資料 5-3】 地震情報の種類

第 2 被害状況等の収集・報告

(市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班)

1 被害調査

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに市内の被害状況について調査を行う。この場合、必要に応じ目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

- ・ 被害報告の収集は、災害発生初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。
- ・ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- ・ スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

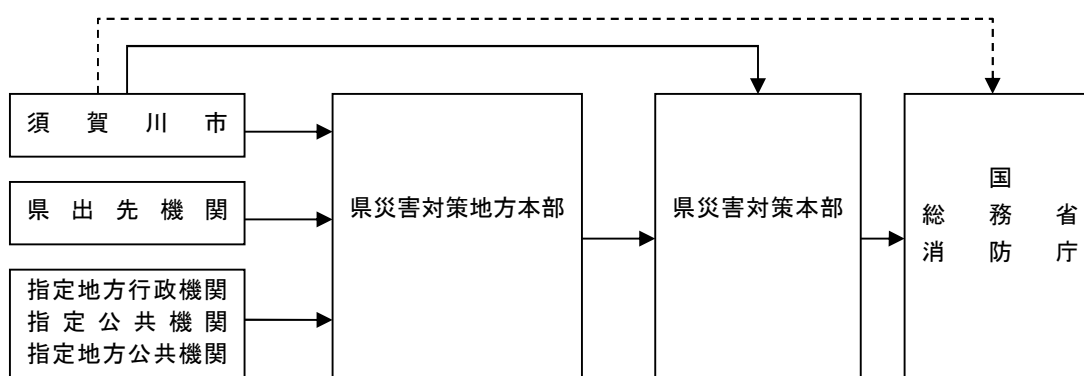
2 被害状況等の報告

市及び防災関係機関は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。

市の県への報告は、「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とするが、あわせて県中地方振興局へも報告する。

市が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁等）へ被害状況等の報告を行う。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部に報告する。



【資料 5-4】被害状況の報告先

3 被害状況の報告方法

被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から市→県→国（総務省消防庁等）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

有線が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワーク、警察無線、東北通信連絡協議会所属無線局、その他の無線局を利用する。通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

4 報告の内容と種類

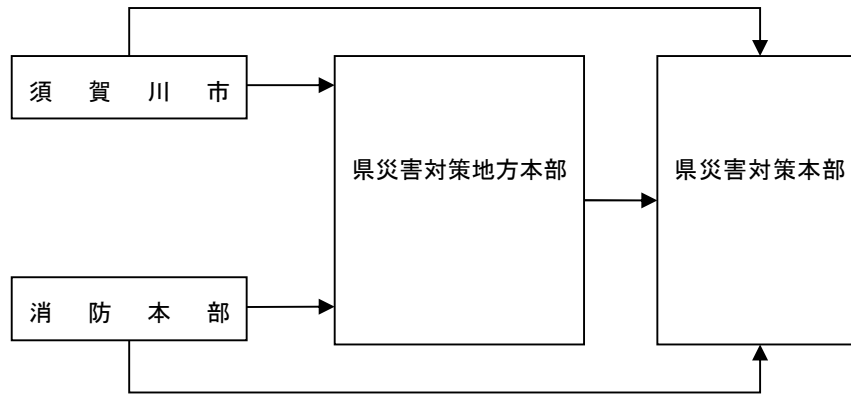
市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。県への報告の種類は次のとおりとする。

報告の種類	概況報告 (被害即報)	被害が発生した場合に直ちに行う報告
	中間報告	被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。
	確定報告	被害の状況が確定した場合に行う報告

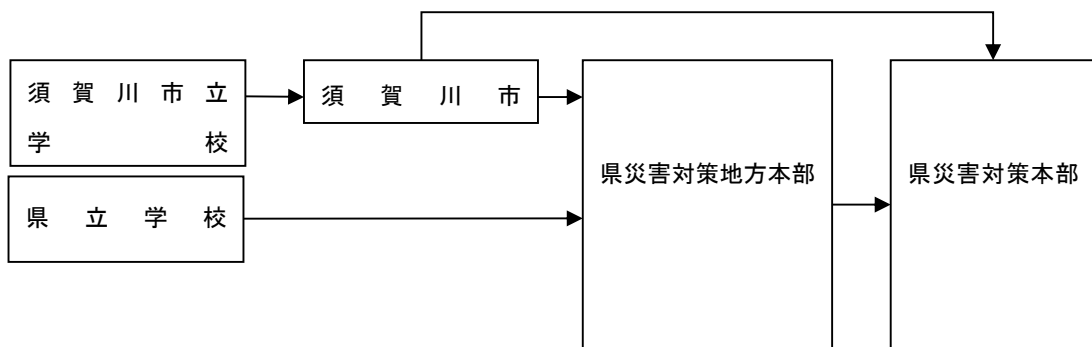
5 被害区分別報告系統

被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

人的被害、建物被害等



文教施設被害等



第4節 通信の確保

迅速な応急対策を実施する上で、情報の伝達は非常に重要であるが、大規模な災害が発生した場合、通信の不通、混乱が予想される。そのため、利用可能な通信設備の活用を図るとともに、早急に応急復旧を実施し、通信の確保を図る。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班 【関係機関】＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞

第1 災害時の通信連絡（市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班）

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。

市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示等は、原則として有線通信（加入電話）及び防災行政無線により速やかに行う。

加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時緊急電話」を利用する。

第2 通信の統制（市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班）

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

第3 非常無線通信の利用（市民安全課班・行政管理課班）

市及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地区非常通信協議会構成員及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。非常通報として取り扱う通信内容及び送信順位は次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- 1 人命救助に関するもの
- 2 秩序維持のため必要な緊急措置に関するもの
- 3 道路橋梁の修理、救済物資の緊急輸送のために必要とする場合
- 4 その他の通報

第4 通信施設所有者等の相互協力（市民安全課班・行政管理課班）

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

第5 県総合情報通信ネットワークの活用（市民安全課班）

市は、県総合情報通信ネットワークを活用し、迅速かつ円滑に県との情報連絡を行う。

第6 市防災行政無線の運用（市民安全課班）

市は、須賀川市同報系防災行政無線局運用基準により、防災行政無線を活用し、災害時の情報の伝達を行う。災害時は通信の輻輳が予想されるため、管理者は必要に応じて、通話の制限、優先通話等の通信統制措置を行う。

【資料 5-5】須賀川市防災行政無線運用基準

第7 電気通信事業者の措置（電気通信事業者）

電気通信事業者は、災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合、回線の迂回・規制、通話時間の制限、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）、携帯電話の災害用伝言板サービスの活用などにより、通信不能区域の解消、重要通信の確保を図る。

また、孤立防止用移動無線機・移動無線車の活用、可搬無線機による回線の作成、衛星通信システムの活用により通話を確保する。

なお、災害時に安否情報がやり取りできるサービスは、次のとおり。

区分	サービス名	電話番号又はURL
固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171
パソコン・ スマートフォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp
携帯電話 （スマートフォン）	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp
	a u 災害用伝言板	http://dengon.ezweb.ne.jp
	ソフトバンク 災害用伝言板	http://dengon.softbank.ne.jp
	楽天 mobile 災害用伝言版	https://public-safety.mobile.rakuten.co.jp/?lang=ja
	Y mobile 災害用伝言板	https://www.ymobile.jp/service/dengon/
	UQmobile 災害用伝言板	※NTT東日本災害用伝言板を案内 https://www.web171.jp

第5節 相互応援協力

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互の連携による円滑な応急対策の実施が重要であり、市、県、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・商工課班

第1 市と県の相互協力（市民安全課班・人事課班）

1 知事への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は応援のあつせんを要請する。また、職員の派遣を要請したときは、派遣された職員を受け入れる体制を整備する。

2 他市町村長への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を要請する。また、職員の派遣を要請したときは、派遣された職員を受け入れる体制を整備する。

3 応援要請の必要事項

市長が、知事、他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 災害の状況及び応援を求める理由・ 応援を要請する機関名・ 応援を要請する職種別人員、物資等・ 応援を必要とする場所、期間・ その他必要な事項 |
|--|

4 知事の指示

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条に基づき、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示するものとする。知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第2 国に対する応援要請（市民安全課班・人事課班）

1 応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

災害対策基本法施行令第15条の規定により、市長が指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、災害対策基本法施行令第16条の規定により、市長が知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要とされる事項

第3 市と公共的団体等との協力（市民安全課班・人事課班）

市は、公共的民間団体及び自主防災組織等の協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。なお、公共的民間団体及び自主防災組織等に協力を要請する内容は次のとおりである。

- ・異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ・災害に関する予警報その他情報を住民に伝達すること。
- ・災害時における広報広聴活動に協力すること。
- ・災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- ・避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- ・被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- ・被害状況の調査に協力すること。
- ・被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ・り災証明書交付事務に協力すること。
- ・その他の災害応急対策業務に関すること。

第4 他市町村への応援（市民安全課班・人事課班）

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、被災市町村から応援もしくは職員の派遣について要請があった場合、又は県から応援もしくは職員の派遣についてあっせんを受けた場合、市は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。その場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

【資料 4-3】災害時における相互応援に関する協定

【資料 4-4】連携中枢都市圏形成に係る連携協約

第5 本市における受援体制（市民安全課班・人事課班・商工課班）

本市において大規模な災害が発生し、職員や庁舎の被災等により、人的資源や物的資源が不足する場合には、非常時優先業務を適切に実施するとともに、他の地方公共団体や民間企業・ボランティアなどの支援を受けながら、迅速かつ的確に災害対応業務を処理していくことが必要である。そのため、災害発生時の人的・物的資源の受入れ手順、応援を受ける業務の選定、役割分担、応援要請のための連絡体制等について必要な準備を整えるなど、受援体制の整備に努めるものとする。

なお、具体的な受援活動等については、「須賀川市災害時受援計画」に基づき実施するものとする。

第6節 災害広報

災害時において、住民及び関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を援助するために、市、県及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

担当	【本庁】市民安全課班・企画政策課班・行政管理課班・秘書広報課班

第1 広報体制の確立

（市民安全課班・企画政策課班・行政管理課班・秘書広報課班）

市は、収集、整理した各種情報を速やかに広報するため、広報する内容、広報する方法、報道機関等への依頼、広報に必要な人員等を検討し、広報体制の確立を図る。

第2 広報する内容

（市民安全課班・企画政策課班・行政管理課班・秘書広報課班）

市は、住民の混乱を防止するため、次の内容の広報活動を実施する。

- 地域の被害状況に関する情報
- 市における避難に関する情報
 - ・避難情報に関すること。
 - ・受入施設に関すること。
 - ・指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- 地域の応急対策活動に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること。
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ・電気、水道の復旧に関すること。
- 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ・給水及び給食に関すること。
 - ・電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ・防疫に関すること。
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること。
 - ・被災者への支援策に関すること。

第3 広報の方法

（市民安全課班・企画政策課班・行政管理課班・秘書広報課班）

市は、状況に応じた広報手段により、効果的な広報活動を行う。

- ・防災行政無線（戸別受信機含む）による広報
- ・広報車による広報
- ・県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
- ・インターネットを利用した広報（ホームページ、SNS）
- ・携帯電話（緊急速報メール）を活用した広報
- ・コミュニティFMによる広報

第4 報道機関への発表（行政管理課班・企画政策課班）

市は、応急活動状況、災害情報、被害状況等に関する情報のうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに報道機関へ発表する。

第5 県による広報活動

県は、県民の安全、安心を確保するため、県地域防災計画に基づき、被害状況、救援活動等に関する広報活動を実施する。

第6 防災関係機関による広報活動（市民安全課班・秘書広報課班）

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県、市及び報道機関に広報を要請する。

第7 災害の記録活動（秘書広報課班）

市は、災害の記録を残すため、被害状況や応急復旧等の様子を撮影し、できる限り多くの写真等の収集に努め、保管する。

第7節 水防計画

河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、情報連絡、水門等の操作、水防団及び消防機関等の応急対策活動、避難誘導等により洪水の被害の軽減を図り、公共の安全の保持に努める。

担当	【本庁】市民安全課班・道路河川課班 【関係機関】消防本部・消防団

水防組織、水防活動については、「須賀川市水防計画」及び「須賀川市水害対策マニュアル」による。

第8節 消火活動

災害によってもたらされる二次被害のうち、最も大きいのが火災によるものである。これらの火災による被害を少なくするため、市は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定による応援要請を行う。また、自主防災組織等に協力を依頼し、初期消火、出火防止等を図る。

担当	【本庁】市民安全課班 【関係機関】消防本部・消防団・事業所・自主防災組織・住民

第1 消防活動の基本方針（消防本部・消防団）

消防本部は、次の基本方針に基づき、消防団等を指揮し有効な対策を行い、消防活動を実施する。

災害情報収集活動優先の原則	同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。
避難地及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
消火可能地域優先の原則	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺から出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。
火災現場活動の原則	・出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動（消防団）

1 情報収集活動

消防団長は、団員を指揮し、管内の災害、被害に関する情報を組織的に収集し、収集した情報を市及び消防本部に報告する。

2 出火防止

災害が発生した場合、災害発生が予測された場合、消防団は、管内の住民に対し広報活動を行い、出火防止に努める。

3 消火活動

出火した場合、地元消防団は住民と協力して初期消火を行い、消防隊（消防本部、消防団）が到着するまで間、消防隊が十分でない場合、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防団は、消防本部による活動を補佐するとともに、自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難情報が発令された場合、消防団は、関係機関と連絡をとりながら、住民に伝達し安全に避難誘導を実施する。

第3 事業所の活動（事業所）

1 火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合、自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行い、併せて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのある場合、周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供するとともに、警察署、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報し、立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を行う。

第4 自主防災組織の活動（自主防災組織）

自主防災組織は、火災の発生を防止するため、各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の呼びかけ、点検、確認を行う。

また、火災が発生したときは、消火器等を活用して初期消火に努め、消防隊が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

第5 住民の活動（住民）

住民は、地震が発生した場合等、火災発生のおそれがある場合、使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油タンクは元バルブを締めることとする。

また、火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で消火活動を行うものとする。

第6 応援要請（市民安全課班・消防本部）

1 他市町村、他消防本部への応援要請

市、消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断した場合、協定等に基づき応援要請を行う。

【資料 4-1】消防相互応援協定

2 他都道府県への応援要請

災害により、他都道府県への応援要請が必要な場合、市長は、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。なお、応援要請を行う場合は、担当者を明確にし、連絡体制を整えるとともに次の受け入れに必要な事項を明確する。

応援要請時に 明確にする事項	・火災の状況及び応援要請の理由 ・緊急消防援助隊の派遣要請期間 ・応援要請を行う消防隊の種別と人員 ・市への進入経路及び結集場所
受け入れ時に 明確にする事項	・緊急消防援助隊の誘導方法 ・緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認 ・緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

3 消防庁長官への派遣要請

知事は、市長から他都道府県の応援要請を求められた場合で、必要と認められるときは、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市へ連絡する。

4 広域航空消防応援

市長は、ヘリコプターによる消防活動の必要を認めた場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、知事を通じて、消防庁長官に対して他都道府県消防機関所有ヘリコプターによる応援を要請する。

第9節 救助・救急

災害が発生した場合、生命・身体の安全の確保は、最優先にすべきことであるため、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、迅速な救助活動を実施する。

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として、防災関係機関の協力を得て救助・救急活動を行う。住民及び自主防災組織は、自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力する。

担当	【本庁】市民安全課班・道路河川課班 【関係機関】消防本部・自主防災組織・事業所

第1 自主防災組織・事業所等による救助活動（自主防災組織・事業所）

1 救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- ・組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ・救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ・自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- ・救助活動を行うときは、可能な限り市、消防団、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

2 平常時の措置

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

- ・救助技術、救助活動の習熟
- ・救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ・地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 市による救助活動（市民安全課班・道路河川課班）

1 救助活動

市は、関係機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。また、警察署、地元の情報に精通した地域住民等と密接な連携のもと救助作業を実施する。なお、これらの状況については、逐次、県に報告する。

2 救助活動実施の要請

市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求める。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を希望する期間
- ・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 平常時の措置

市は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。

- ・ 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
- ・ 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と市との双方向の情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- ・ 自主防災組織、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- ・ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- ・ 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 消防本部による救助・救急活動（消防本部）

1 救助・救急活動

救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

消防署、消防団屯所及び自治会事務所等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第4 広域応援（市民安全課班・消防本部）

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行う。

また、必要に応じて、市長は県を通じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

【資料 4-1】消防相互応援協定

第 10 節 自衛隊の災害派遣

大規模な災害により多数の被害が発生し、自衛隊による救助活動が必要な場合、迅速かつ円滑に手続き等を実施し、自衛隊の派遣要請を行う。

担当	【本庁】市民安全課班 【関係機関】自衛隊

第 1 災害派遣要請の範囲（市民安全課班）

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における生命又は財産の保護のため必要があり、かつ緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- ・被害状況の把握
- ・避難の援助
- ・遭難者等の捜索救助
- ・水防活動
- ・消防活動
- ・道路又は水路の啓開
- ・応急医療、救護及び防疫
- ・人員及び物資の緊急輸送
- ・炊飯、給水
- ・救援物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第 13、14 条）
- ・危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- ・予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）
- ・その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第 2 災害派遣要請の要求（市民安全課班）

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

第3 災害派遣要請の要求要領（市民安全課班）

1 知事に派遣を要請する場合

市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県中地方振興局長（災害対策地方本部総括班）を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求する。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県中地方振興局長（災害対策地方本部総括班）へ連絡する。

提出（連絡）先	県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班
提出部数	2 部
記載事項	・ 災害の状況及び派遣を要する事由 ・ 派遣を希望する期間 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容 ・ その他参考となるべき事項

2 知事に派遣を要請できない場合

市長は、知事に自衛隊の派遣要請の要求ができない場合、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、生命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するものとするとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

【資料 4-2】自衛隊の災害派遣担当窓口

第4 部隊の自主派遣（自衛隊）

1 初動における情報収集

部隊長は、市、県及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集する。

部隊長は、必要な情報を速やかに知事（災害対策本部総括班）及びその他の関係機関へ伝達する。

2 災害派遣の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、災害派遣担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事（災害対策本部総括班）に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。災害派遣担当部隊長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ・ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ・ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ・ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5 災害派遣部隊の受入体制（市民安全課班）

市長、知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

市長及び知事は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

- ・ 作業箇所及び作業内容
- ・ 作業の優先順位
- ・ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ・ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 市における自衛隊との連絡体制の確立

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、市役所又は災害現場に市と自衛隊共同の連絡所を設置する。

4 派遣部隊の受入れ

市長は、自衛隊派遣が決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

- ・本部事務室
(現地における派遣部隊の本部は、原則として市役所又は市と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。)
- ・宿舎
- ・材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- ・駐車場（車一台の基準は 3m×8m）
- ・臨時ヘリポート（1 機当たり必要な広さは、観測用ヘリコプターで 30m×30m、多用途ヘリコプターで 50m×50m、輸送ヘリコプターで 100m×100m）

第 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

- ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- ・他人の土地等の一時使用等
- ・現場の被災工作物等の除去等
- ・住民等を応急措置の業務に従事させること

第 7 派遣部隊の撤収（市民安全課班）

市は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又は派遣の必要がなくなったとき、速やかに知事に対して、撤収の要請を依頼する。

第 8 経費の負担区分（市民安全課班）

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

県、市の負担	災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費
部隊の負担	部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第11節 避難

災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関と連携し、適切に避難誘導を行う。避難誘導、情報伝達、避難生活等においては、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に十分配慮する。

担当	【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課班・健康づくり課班 【各施設管理者】市民協働推進課関係各施設班・生涯学習スポーツ課関係各施設班・中央図書館班・長沼図書館班・岩瀬図書館班・文化振興課関係各施設班・観光交流課関係各施設班・社会福祉課関係各施設班・長寿福祉課関係各施設班・長沼市民サービスセンター班・岩瀬市民サービスセンター班・商工課関係各施設班・各小中学校・義務教育学校班・こども課関係各施設班 【関係機関】消防本部・消防団・須賀川警察署・自主防災組織・（福）須賀川市社会福祉協議会

第1 住民避難情報の発令（市民安全課班・消防本部・消防団・警察署）

市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体への保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令する。

また、災害が発生又は切迫している場合は、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした避難行動へと行動変容するよう促す。

避難情報の発令を行う場合は、気象情報、土砂災害警戒情報、水位情報、現地の状況、前兆現象等や必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、総合的に判断する。

【資料 5-1】 予警報の種類

【資料 5-2】 予警報の発表基準

1 避難の実施機関

避難情報発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難情報を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。なお、避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定避難所や安全な親戚・知人宅への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定避難所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、「近隣の安全な場所への移動」、「屋内安全確保」を指示する。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が周知徹底されるよう情報伝達の方法に十分配慮する。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 【警戒レベル 4】	市長 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	警告及び避難等の措置	人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	市長 (災害対策基本法第 60 条)	屋内での退避等の安全確保措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
			災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

2 避難情報の内容

避難情報の発令を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- ・避難対象地域
- ・避難先
- ・避難経路
- ・避難情報を発令した理由
- ・その他必要な事項

3 避難情報発令の判断基準

(1) 水害に関する判断基準

水害に関する避難情報発令の判断基準は、次のとおりとする。

発令する 情報等	水位の 名称	阿武隈川 須賀川水 位観測所 (国)	釈迦堂川 西川水位 観測所 (県)	滑川 関下水位 観測所 (県)	住民に求めるべき行動
消防団に 待機の要 請	水防団待機 水位	3.50m	3.20m	1.30m	・ハザードマップ等により自 宅、施設等の災害リスク、指 定避難所や避難経路、避難の タイミング等を再確認する とともに、避難情報の把握手 段を再確認、注意するなど、 避難に備え自らの避難行動 を確認する。
高齢者等 避難【警戒 レベル3】 消防団に 出動の要 請	氾濫注意水 位	4.50m	4.00m	1.80m	・高齢者等は危険な場所から 避難する。 ・高齢者等以外の人も必要に 応じ、出勤等の外出を控え るなど普段の行動を見合わ せ始めたり、避難の準備を したり、自主的に避難する タイミングである。
要配慮者 利用施設 に対する 避難指示	要配慮者利 用施設の避 難判断水位	6.30m	4.40m	1.80m	・要配慮者利用施設において は、指定された避難施設等へ の避難行動を開始する。
避難指示 【警戒レ ベル4】	避難判断水 位	7.10m	4.90m	2.24m	・危険な場所から全員避難す る。
緊急安全 確保【警戒 レベル5】	氾濫危険水 位	7.70m	5.70m	2.76m	・指定避難所等への立退き避難 することがかえって危険であ る場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状 況で、本行動を安全にとるこ とができるとは限らず、また 本行動をとったとしても身の 安全を確保できるとは限らな い。
	決壊や越水・溢水が発生した場合				

避難情報は、水位が上記の基準に到達し、引き続き上昇が見込まれるとき発令する。

ただし、降雨の状況、各地域の浸水の状況などにより、次のように発令の時期を調整する。

- ・勢力の強い台風等が本市を通過すると予想される場合は、水位にかかわらず、早期に、避難情報を発令する。
- ・堤防の漏水などの異常が確認されたときは、水位にかかわらず、異常の程度により避難情報を発令する。
- ・河川上流地域の降雨量が著しく多く、河川水位の上昇スピードが速い場合は、基準となる水位に到達する前に避難情報を発令する。

上記のほか、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水・洪水に関するキキクル（危険度分布）情報、指定河川洪水予報等、気象庁からの発表に基づき、災害が発生するおそれがあると見込まれる場合についても、避難情報を発令する。

【資料5-1】 予警報の種類

【資料5-2】 予警報の発表基準

(2) 土砂災害に関する判断基準

土砂災害に関する避難情報発令の判断基準は次のとおりとし、応急対策については、「土砂災害応急対策手順」に基づき実施する。

区 分	判 断 基 準	住民に求めるべき行動
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害のキキクル（危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	・避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の住民等は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始 ・状況に応じて危険と感じたら、自主避難

避難指示 【警戒レベル4】	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 土砂災害のキキクル（危険度分布）で「危険（紫）」となった場合 ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	・ 通常の避難行動ができる住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・ 土砂災害のキキクル（危険度分布）で「災害切迫（黒）」となった場合 ・ 土砂災害の発生が確認された場合	・ 既に災害が発生又は切迫している状況であり、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋へ待避や、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動したりする等の「緊急安全確保」を行う。
情報入手先	・ 気象庁ホームページ ・ 福島県河川流域総合情報システム ・ 川の防災情報 ・ 福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 ・ 土砂アラート（福島県土砂災害情報システム（危険度分布））	

土砂災害に関する判断基準の運用に当たっては、次の事項に留意する。

・ 避難情報の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方气象台、福島県土木部との間で相互に情報交換をすること。 ・ 関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。 ・ 自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。 ・ 災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあること。

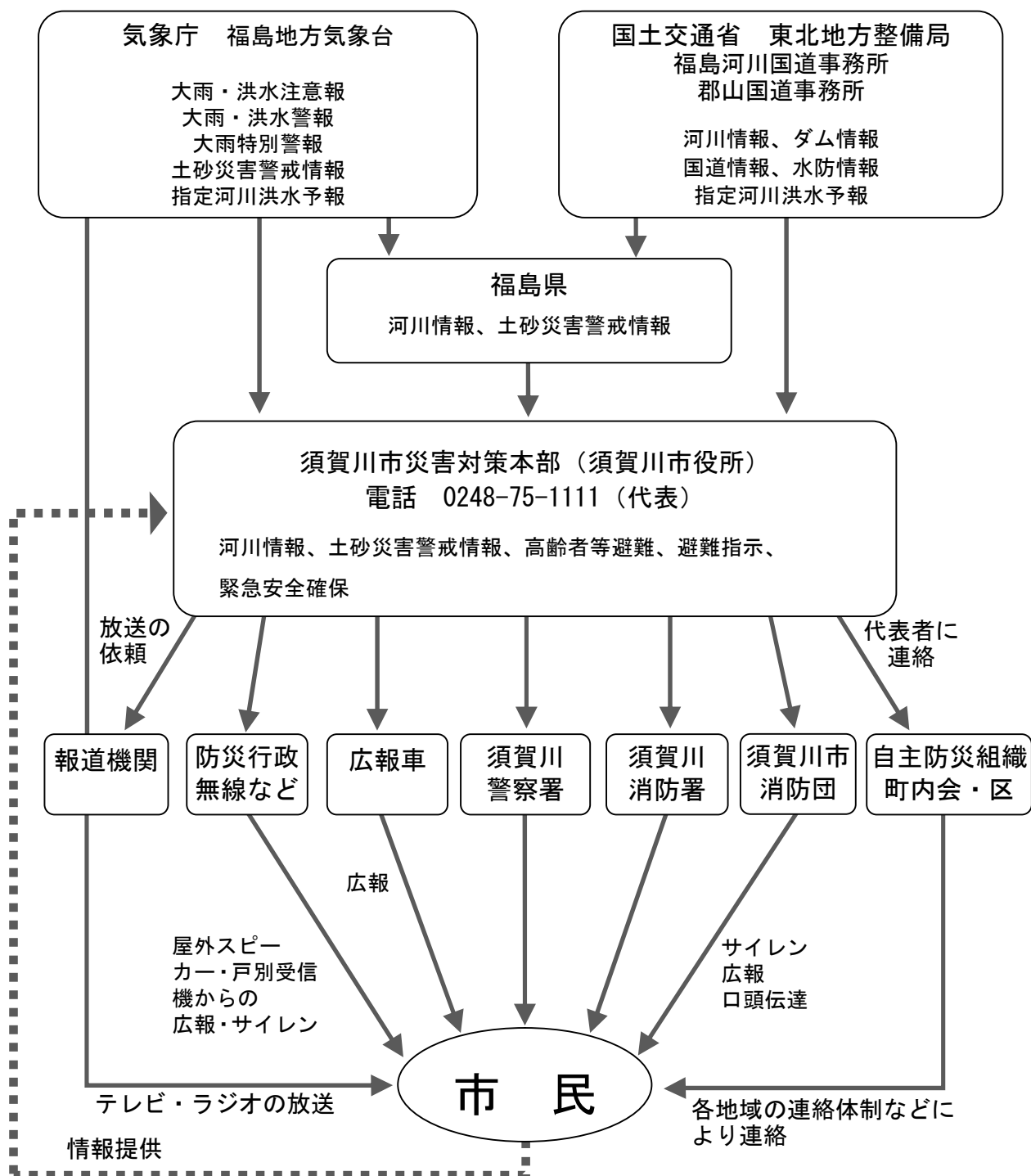
【資料5-1】 予警報の種類

【資料5-2】 予警報の発表基準

4 避難措置の周知等

(1) 住民への周知

市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の図により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。



(2) 知事への報告

市長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告する。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

- ・ 避難指示等の有無
- ・ 避難指示等の発令時刻
- ・ 避難対象地域
- ・ 避難場所及び避難経路
- ・ 避難責任者
- ・ 避難世帯数、人員
- ・ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

第2 警戒区域の設定（市民安全課班・消防本部・消防団・警察署）

1 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

- ・ 市長（災害対策基本法第 63 条）
- ・ 警察官（災害対策基本法第 63 条、警察官職務執行法第 4 条、消防法第 28 条及び第 23 条の 2）
- ・ 消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条）
- ・ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第 63 条 ただし、市長、警察官、消防吏員又は消防団員が現場にいない場合に限る。）
- ・ 知事（災害対策基本法第 73 条 市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合に限る。）

2 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難の誘導（市民安全課班・各施設管理者）

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され、又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である市長又は避難情報を発した者がその措置に当たる。

2 避難情報の伝達

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む）と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ・避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ・危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- ・高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- ・誘導中は事故防止に努めること。
- ・避難誘導は受入先での救助物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- ・避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、概ね次の順序による。

- ・傷病者
- ・高齢者
- ・歩行困難な者
- ・幼児・学童
- ・女性
- ・上記以外の一般住民
- ・災害応急対策従事者
- ・ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水（1人1日当たり最低3リットル）及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

6 避難輸送の応援要請

市は、災害救助法適用後、遠距離地に避難するための輸送に要する車両等の調達について県に要請し、車両等を確保するものとする。

＜災害救助法による避難輸送の範囲＞

- ・被災者自身を避難させるための輸送（災害によって被害を受けた者、災害によって被害を受けるおそれのある者（市長等の指示による避難に限る。））
- ・被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

第4 避難所の設置（市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課班・各施設管理者・自主防災組織・（福）須賀川市社会福祉協議会）

1 実施機関

- ・避難所の設置は、原則として市が実施する。
- ・市のみで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- ・大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、市で開設する避難所だけでは避難者を受け入れできない場合、市は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

2 市長の措置

(1) 避難所の開設

市長は、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市職員を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。また、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

なお、市はあらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。

<開設報告事項>

- ・ 避難所開設の日時及び場所
- ・ 箇所数及び受入人員
- ・ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

市長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県をはじめ消防、警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における市長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。なお、避難所における生活環境を良好にするため、避難者数や避難所のスペースも考慮したうえで、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置を検討する。また、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等、男女双方の視点、ユニバーサルデザイン等に配慮する。

- ・ 被災者の受入
- ・ 被災者に対する給水、給食措置、清掃等
- ・ 負傷者に対する医療救護措置
- ・ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- ・ 被災者への情報提供（必要に応じて避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話等の通信機器や携帯電話充電器の設置に努める。）
- ・ 感染症対策（市は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として必要な措置を講じるよう努める）
- ・ その他被災状況に応じた救援措置

(4) 県有施設の利用

市は、県有施設の一部に被災者を一時受け入れる場合、県へ要請する。施設管理者は、市長が行う受入活動に協力するとともに、受入の用に供する施設の部分を明示して提供する。なお、受け入れた被災者の管理は、市長が実施する。

(5) その他の施設の利用

市長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合、又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

3 避難所の運営

(1) 職員等の配置

避難所には、避難所等の運営管理を行うために必要な市職員（原則として女性と男性の両方）を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 自主防災組織等との連携

避難所の運営においては、町内会（行政区）、婦人会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力を得て行う。町内会（行政区）、婦人会、自主防災組織、NPO・ボランティア等は、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。

(3) 教職員等との連携

学校が避難所となった場合は、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(4) 物資等の配布

避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障等により物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることを考慮して、避難所の運営を行う。

(5) 住民の避難先の情報把握

市は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を整備する。

(6) 避難所の運営組織の立ち上げ

市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。自主運営組織を立ち上げる際には、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するとともに、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。

4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

市は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

- ・畳、マット、カーペット、段ボールベッド
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設風呂、シャワー
- ・仮設トイレ
- ・テレビ、ラジオ
- ・インターネット情報端末
- ・簡易台所、調理用品
- ・その他必要な設備・備品

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。

孤立するおそれのある集落や長期湛水のおそれのある地域がある場合、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮に努めるものとする。

5 指定避難所以外の被災者への支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。車中泊避難を行

うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

第5 要配慮者対策（市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・健康づくり課班・こども課班・各施設管理者・自主防災組織・（福）須賀川市社会福祉協議会）

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たっては、入所者に過度の不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

市は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たって聴覚障がい者については、音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

市及び県は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努める。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行

う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮する。

(2) 在宅者対策

市は、消防機関、民生委員・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

市は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3 避難所における配慮等

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

市は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、NPO・ボランティア等に介護や援護を依頼する。

(3) 健康支援活動の実施

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童・生徒や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(4) 栄養・食生活支援の実施

市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、

蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの 20 品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮するものとする。

(5) 施設・設備の整備

市は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

第6 安否情報の提供等

（市民安全課班・行政管理課班・市民課班・消防本部・警察署）

1 照会による安否情報の提供

県又は市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その場合は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

安否情報照会に必要な要件は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項・上記に係る運転免許証等法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出・被災者の氏名、住所、生年月日及び性別・照会をする理由 |
|---|

(2) 提供する安否情報

提供先	提供する情報等
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
同居以外の被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

県又は市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関等の協力を得て、情報収集を行うものとする。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化を理由とした県からの協力要請等（安否不明者に関する情報提供や安否不明者の氏名等の公表など）があった場合は、県に協力するものとする。

第12節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関と連携し、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施する。

担当	【本庁】健康づくり課班 【関係機関】医療関係機関・日本赤十字社福島県支部

第1 医療体制の確立

（健康づくり課班・医療関係機関・日本赤十字社福島県支部）

1 医療（助産）救護活動

災害時の応急医療は、市長が医療機関の協力を得て行う。市は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたときは県に対し、迅速・的確な医療（助産）救護について協力を要請する。

2 医療救護班の編成

市は、必要に応じ市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

県は、市から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の公立大学法人福島県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）を編成する。

日本赤十字社福島県支部は、県から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、日赤医療救護班を編成する。

3 救護所の設置

市及び県は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、避難所等に救護所を設置し、救護活動を行う。

4 医療救護班の派遣

市、県及び日本赤十字社福島県支部は、必要に応じて、救護所に市医療救護班、県

医療救護班、日赤医療救護班を派遣し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

【資料 7-1】 須賀川市内病院

【資料 7-3】 医療救護班の編成

第2 医療（助産）救護活動の実施

（健康づくり課班・医療関係機関・日本赤十字社福島県支部）

1 医療救護班の業務内容

市医療救護班、県医療救護班及び日赤医療救護班の業務内容はおおむね次のとおりとする。

- ・診療（死体検案・身元確認を含む。）
- ・応急処置、その他の治療及び施術
- ・分娩の介助及び分娩前後の処置
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- ・看護
- ・その他医療（助産）救護に必要な措置

2 医療（助産）救護活動の原則

市医療救護班、県医療救護班及び日赤医療救護班による救護活動は、原則として救護所において行うものとするが、市医療救護班、県医療救護班及び日赤医療救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、医療機関等において実施できるものとする。

第3 傷病者の搬送（健康づくり課班・医療関係機関）

1 傷病者搬送の判定

市医療救護班、県医療救護班及び日赤医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

2 傷病者搬送の要請

市医療救護班、県医療救護班及び日赤医療救護班の班長は、市、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。重症者等の場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプター等の手配を要請する。

3 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ次の要領で行う。

- ・重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、市、県、医療救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。
- ・道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送の場合は、県消防防災ヘリコプターにより実施し、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。
- ・傷病者搬送の要請を受けた市、県及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬

送経路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

- ・市においては、患者移送車両は市役所の公用車とするが、必要に応じ市内の自家用車を借り上げ必要な車両台数を確保する。

【資料 7-4】 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

第 4 医薬品等の確保（健康づくり課班・医療関係機関）

市は、医薬品等の確保に努めるとともに、不足する場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

【資料 7-2】 医薬品衛生材料調達先

第 5 人工透析の供給確保（健康づくり課班・医療関係機関）

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があることから、市及び県は、人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第13節 緊急輸送対策

災害時において、人員及び物資の輸送は、災害応急対策活動において非常に重要となるため、緊急輸送路等の確保、車両等の円滑な調達を行い、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・道路河川課班

第1 緊急輸送の範囲（市民安全課班）

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、次のとおりである。

- ・被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- ・医療及び助産における輸送
- ・被災者の救出のための輸送
- ・飲料水の供給のための輸送
- ・救済用物資の運搬のための輸送
- ・死体の捜索のための輸送
- ・死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- ・その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

緊急輸送活動の対象は、次のとおりであり、災害の応急対策の段階に応じて、対象を広げていく。

第1段階	・救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ・後方医療機関へ搬送する負傷者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 ・緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
第2段階	<第1段階に加え> ・食料、水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	<第2段階に加え> ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行うものとする。

- ・ 人命の安全
- ・ 被害の拡大防止
- ・ 災害応急対策の円滑な実施

第2 車両等の確保及び調達（行政管理課班）

輸送車両は、原則として自動車輸送とし、公用車を使用するものとする。公用車だけでは輸送できない場合、事業所及び個人の車両を借り上げ等により、迅速に車両等の確保及び調達を行う。市内で、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

第3 緊急輸送路等の確保（道路河川課班）

市、県及び道路管理者は、警察署等の関係機関と連携し、交通規制等を実施し、あらかじめ指定されている緊急輸送路の確保に努める。

【資料 11-1】 指定緊急輸送路

第4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保（市民安全課班）

被害の状況等により、ヘリコプターによる物資、人員等の輸送が必要となるため、市は、ヘリコプター臨時離着陸場を確保し、関係機関に周知する。また、事故等が発生しないよう、ヘリコプター臨時離着陸場及び周辺環境の安全性を確保するとともに、周辺住民等に周知する。

【資料 11-4】 ヘリコプター臨時離着陸場

第14節 災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、関係機関は連携し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・道路河川課班 【関係機関】警察本部・警察署

第1 災害警備活動（警察本部・警察署）

1 災害警備体制

(1) 職員の招集

警察本部は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 災害警備本部等の設置

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

(3) 警察災害派遣隊の運用

警察本部は、被害状況の全体把握に努めるとともに、警察災害派遣隊の援助を必要と認めるときは、直ちに警察庁と調整の上、隣接都道府県警察本部に対して援助の要求を行う。

2 災害警備活動

(1) 災害情報の収集

警察署は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たる。

(2) 救出救助活動

警察署は、把握した被害状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、市等と緊密な連携のもと、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で、安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

(4) 身元確認等

警察署は、市等と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

(5) 二次災害防止措置

警察署は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市災害対策本部等に伝達し、

避難情報の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

(6) 社会秩序の維持

警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等との連携により、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

(8) 相談活動の実施

警察署は、市等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

(9) ボランティア活動の支援

警察署は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2 交通規制措置（市民安全課班・道路河川課班・警察本部・警察署）

1 被害状況の把握

市は、管内交通事情の実態の把握に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、その状況を随時警備本部に報告する。

警察本部は、災害が発生した場合、又は災害の発生のおそれがある場合、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努める。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

(1) 警察本部長の措置

警察本部は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(2) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、警察本部は次により、緊急交通路の確保を図る。

- ・ 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。
- ・ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、市及び県と連絡を取りながら広域的に行うものとする。
- ・ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域外におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(3) 標示の設置による規制

警察本部は、災害が発生した場合、発生するおそれがある場合、規制する周辺の区域又は区間の道路の入口、これらと交差する道路との交差点付近に標示を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

(4) 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行う。

(5) 迂回路対策

警察本部は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

(6) 広報活動

警察本部は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、運転者をはじめ居住者等に広く周知する。

3 緊急通行車両に係る確認手続

県又は警察署は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く)を緊急通行車両として確認を行い、標章及び証明書を交付する。

市は、県又は警察署に災害対策基本法施行令第 32 条の 2 第 2 号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。なお、災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、管轄警察署に災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

【資料 11-2】緊急通行車両確認証明書等

4 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- ・ 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- ・ 前記にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- ・ 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- ・ 前記による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- ・ 前記2項を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第 15 節 防疫及び保健衛生

大規模な災害が発生した場合、被災者の病原体への抵抗力が低下するとともに、衛生環境が低下するおそれがある。そのため、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導を実施する。また、被災者は、被災によるストレス、避難生活の長期化に対するストレスを抱える可能性が高いため、精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

担当	【本庁】環境課班・健康づくり課班・経営課班・水道施設課班 【関係機関】県中保健福祉事務所

第 1 防疫活動（環境課班・健康づくり課班・経営課班・水道施設課班）

1 防疫体制の確立

市は、防疫班を編成し、防疫活動を実施する。また、災害時の状況に応じ、県に対し協力を要請する。

2 予防教育及び広報活動

市は、県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 15 節中、以下「法」という。）第 27 条第 2 項及び法第 29 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、市は、消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。また、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

法第 28 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。また、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

5 生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、市は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等、現地の実情に応じ適切な方法により生活の用に供される水の供給を行う。この際、配水器の衛生的処理に十分留意する。また、水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

6 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき、市は県及び関係機関と連携し、予防接種を実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

8 被害状況及び防疫活動状況の報告

市は、警察署、消防関係機関、地区の衛生組織、その他の関係団体の協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族、昆虫等の駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県中保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。

また、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45(1970)年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

第2 食品衛生監視（健康づくり課班・県中保健福祉事務所）

市は、災害時の状況に応じて県に対し、食品衛生監視班の派遣を要請する。県中保健福祉事務所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。食品衛生監視班は、県中保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

- ・炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- ・飲料水の簡易検査
- ・その他の食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導（健康づくり課班・県中保健福祉事務所）

市は、災害の状況により、保健活動班を編成又は県に対し栄養指導班の派遣を要請し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣したり、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回したりして、被災者の栄養・食生活支援を行う。

栄養指導活動の内容は次のとおりである。

- ・食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導
- ・巡回栄養相談の実施
- ・食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)
- ・特定給食施設等への指導

第4 保健指導（健康づくり課班・県中保健福祉事務所）

市及び県の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所等を巡回し、被災者の健康管理のため保健指導を行う。この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

第5 精神保健活動（健康づくり課班・県中保健福祉事務所）

市は、県が災害の状況に応じて派遣する災害派遣精神医療チーム（D P A T）と連携し、精神科診療体制の確立を図る。県は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（D P A T）による巡回メンタルヘルスケアを実施するため、市は、これらの活動が円滑に行えるよう連携を図る。

また、市は、県と協力して、入院医療及び保護を必要とする被災者のための精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 防疫及び保健衛生用資機材の確保・調達（健康づくり課班・環境課班）

市は、災害発生後、備蓄している防疫及び保健衛生用資機材の被害状況を把握し、不足する場合は、市内の取り扱い業者等から必要量を確保する。市内において必要数量を調達することができない場合、又は困難な場合、県に調達を依頼する。

第7 動物救護対策（環境課班・社会福祉課班・県中保健福祉事務所）

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。そのため、市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

第 16 節 廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策、復旧・復興の円滑な実施を図る。

担当	【本庁】環境課班 【関係機関】(福) 須賀川市社会福祉協議会

第 1 災害廃棄物処理（環境課班・(福) 須賀川市社会福祉協議会）

1 排出量の推定

災害時において、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境の保全、公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、(福) 須賀川市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるため、市は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、市の指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が収集処理を行う。

第2 し尿処理（環境課班）

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、市は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定する。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、一時的には、処理量が増加すると考えられる。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境保全、公衆衛生の重要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村、民間事業者等からの人員及び器材の応援を求める。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

避難所においては、水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものを選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくものとする。

水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者

等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

第３ 廃棄物処理施設の確保及び復旧（環境課班）

廃棄物処理施設に被害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害が収集作業に影響を与える場合は、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告する。

第４ 応援体制の確保（環境課班）

市は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

市及び県は、人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連事業者、し尿処理関連事業者及び仮設トイレ等を取り扱うリース事業者等に応援を要請する。

第17節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることができるよう、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

担当	【本庁】観光交流課班・商工課班・社会福祉課班・経営課班・水道施設課班・会計課班

第1 給水救援対策（経営課班・水道施設課班）

1 飲料水供給の概要

市は、県及び国の協力を得ながら災害等による被災者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日～7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

2 飲料水の応急給水活動

市は、給水班を組織し応急給水を実施する。市が確保した飲料水のほか、緊急貯水槽、井戸水等を活用して応急給水を実施する。なお、応急給水は、次の方法により実施する。

- ・給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」
- ・指定避難所等における「拠点給水」（緊急貯水槽）
- ・通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

【資料 9-2】飲料用耐震性緊急貯水槽

3 生活用水の供給

市は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

4 応援の要請

市のみで十分な給水活動が不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊、その他関係機関等の応援を要請して実施する。

5 水質の保全

市は、水質の保全に十分留意し、塩素滅菌処理を確実に実施するとともに、残留塩素量の測定を実施、確認の措置をとる。

第2 食料救援対策（観光交流課班・商工課班）

1 食料供給の概要

市及び県は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合は、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

2 食料需要の把握

市は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、防災要員数等から食料の需要を予測、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する高齢者、傷病者等の要配慮者の数についても把握する。なお食料供給実施対象者は次のとおりとする。

- ・避難所に受け入れた者
- ・住家に被害を受けて炊事のできない者
- ・住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- ・旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- ・救助活動に従事する者

3 食料の調達

市は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料は、供給協定締結業者等から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、知事に要請する。調達した食料については、台帳等で整理する。

また、調達する場合は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮するとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮する。

供給品目の目安は次のとおりとする。

- ・米穀
- ・保存食（乾パン、アルファ米、缶詰）
- ・パン等麦製品
- ・インスタント食品、カップめん
- ・おにぎり、弁当等
- ・粉ミルク

4 食料の配布

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の配布を行う。配布を行っ

たものについては、台帳等で整理する。配布する際には、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。また、必要な品目、要望等については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

5 炊き出しの実施

市は、給食設備を有する施設（避難所等）及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能なかどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所で行う。実施においては、原則として、配給対象者、自主防災組織、女性消防隊が中心となっており、状況により、地域の団体、日本赤十字奉仕団、NPO・ボランティア等又は自衛隊等の協力を得て実施する。

【資料 10-1】 学校給食センター・学校給食関係事業者

6 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、食料の供給は次のとおりである。

実施機関	知事（知事より委任された場合市長）
実施期間	原則災害発生の日から 7 日以内
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による

【資料 15-3】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第 3 生活必需物資等救援対策（観光交流課班・商工課班）

1 生活必需物資等供給の概要

市及び県は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し、供給する。県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合は、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行う。

- ・被服や寝具及び身の回り品
- ・日用品
- ・炊事用具及び食器
- ・光熱材料

3 生活物資需要の把握

市は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需物資の需要を

把握する。生活必需物資の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

4 生活必需物資等の調達

生活必需物資は、備蓄物資で対応するが、不足する場合は、供給協定締結事業者等から物資を調達する。ただし、市で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。調達を行った物資については、台帳等で整理する。

5 生活必需物資等の輸送

市は、調達した生活必需物資等及び県から給付を受けた生活必需物資等を指定の集積地に集め、避難所等へ輸送する。なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

6 生活必需物資等の配布

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活必需物資等を配布する。配布を行った物資については、台帳等に記入し整理する。配布する際には、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。また、品目・物品の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

7 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の、生活必需物資の供給は次のとおりである。

実施機関	知事（知事より委任された場合市長）
実施期間	原則災害発生の日から 10 日以内
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第 4 義援物資及び義援金の受入れ

（観光交流課班・商工課班・社会福祉課班・会計課班）

1 義援物資の受入れ

市及び県は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を市及び県災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。被災地の需給状況を把握し、同リストを随時改定するよう努める。なお、個人からの義援物資は、品目の整理等が困難であるため、原則として受入れを行わない。

2 義援金の受入れ

市は、その事情にあわせて義援金の受け入れ体制を整える。

第 18 節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・税務課班・道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班 【関係機関】金融機関

第 1 被害状況の把握及び報告（市民安全課班・税務課班）

住宅等に関する応急対策においては、被害状況により災害救助法が適用され、災害救助法による応急対策が実施されるため、市は、住宅の全焼、全壊及び流失等の被害状況を調査し、早急に県に報告する。

【資料15-1】災害状況認定基準

【資料15-2】被害の分類認定基準

第 2 障害物の除去

（道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班）

1 住宅関係障害物の除去

(1) 市長が実施する障害物の除去

がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市長がその障害物の除去を行う。

- ・住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ・緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ・その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 実施方法

住居障害物の除去は、市が保有する機械、器具を使用して実施し、労力又は機械力が不足する場合は、市内の建設業関係事業者から調達し、なお不足する場合は、近隣市町村又は県に派遣（応援）要請を行うものとする。

(3) 災害救助法を適用した場合の除去

災害救助法を適用した場合の除去は次のとおりである。

対象	障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。
実施期間	災害発生の日から 10 日以内とする。

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

2 道路における障害物の除去

道路上の障害物の除去は、道路法に規定する道路管理者が行う。道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

3 河川における障害物の除去

河川区域内の障害物の除去は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。河川管理者は、河川法第 22 条第 1 項に規定による緊急措置を行い、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第 28 条の規定による緊急措置を行う。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には須賀川地方保健環境組合の設置する廃棄物処分場へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、次の点を考慮して市長がその都度指定する。

- ・ 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。
- ・ 公共用地に適当な場所がない場合、民有地を使用し、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

5 関係機関との連携

市は、県及び近隣市町村等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等の要員の調達、確保に努める。

第 3 応急仮設住宅の供与（建築住宅課班）

1 実施機関等

(1) 建設型応急住宅

建設型応急住宅の計画、建設は、市長が行う。災害救助法を適用した場合の建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

(2) 賃貸型応急住宅

賃貸型応急住宅は県が民間賃貸住宅を借り上げ、市が窓口となって無償で提供する。

2 建設型応急住宅の建設応援要請

市は、建設型応急住宅を建設する場合、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うとともに、市内建設関連事業者から建設資材等の調達を行う。

市及び県は、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、(一社)福島県建設業協会等に対し、必要に応じて協力を要請する。

3 災害救助法による建設型応急住宅の建設

災害救助法が適用された場合の建設型応急住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

入居対象者	原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 ・住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。 ・居住する住宅がない者又は避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。（災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること）
入居者の選定	建設型応急住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託することができる。
規模	標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。
設計	設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の建設型応急住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
費用	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。
建設場所	建設型応急住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。また、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。 ・都市計画公園予定地 ・市有施設敷地内空地 ・公営住宅敷地内空地 ・国・県が選定供与する用地 ・公園、緑地及び広場 ・その他の適地
着工の時期	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。
着工時期の延長	大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。
供与期間	完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第4 住宅の応急修理（建築住宅課班）

1 実施機関等

被災家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。災害救助法を適用した場合の被災家屋の応急修理は知事が行う。

2 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本事項は次のとおりとする。

応急修理対象者	次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊又は中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者
修理の範囲	居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
費用	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。
応急修理の期間	災害発生の日から3か月(国の災害対策本部が設置された場合は災害発生の日から6か月)以内に完了するものとする。

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第5 公営住宅等のあっせん（建築住宅課班）

市及び県は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。

第6 災害相談対策（行政管理課班）

1 臨時災害相談所の開設

市及び県は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。また、市は、市有施設、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時災害相談所の規模等

臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して市長が決め、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。なお、臨時災害相談所では、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置するよう努めるものとする。

3 相談業務の内容

相談業務の内容は次のとおりである。

- ・ 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- ・ 被災住宅の修理及び応急仮設住宅のあっせんに関すること。
- ・ 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- ・ その他住民の生活に関すること。

第7 応急金融対策（金融機関）

1 金融機関による非常金融措置

金融機関は、日本銀行の指導、金融機関相互の申し合わせ等のもと、次のような非常措置により被災者の便宜を図る。

- ・ 預金通帳を滅（紛）失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- ・ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ・ 被災したために支払期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができること。また、災害関連手形の不渡処分について適宜配慮すること。
- ・ 損傷銀行券及び貨幣の引換えについて、状況に応じ必要な措置をとること。
- ・ 国債を紛失した、又は汚損した場合の取扱いについて、相談に応ずること。
- ・ 被災者への融資に対し、相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化等の措置を取ること。

第 19 節 死者の搜索・遺体の処理等

市及び県は、災害により死亡していると推定される者の搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

担当	【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・市民課班・環境課班・会計課班 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織

第 1 全般的な事項（市民安全課班・市民課班・環境課班）

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。そのため、収容所の設置場所の確保や開設、警察署、ラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と、段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 広域的な遺体処理体制の整備

市は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣市町村の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

第 2 遺体の搜索

（市民安全課班・環境課班・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）

1 搜索活動

市は、県、警察署、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。市は、行方不明者の届出受付窓口を明確にするとともに、窓口において安否情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する機械、器具等について現物により給付するものとする。

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

3 搜索状況の報告

市は、遺体搜索実施の都度、その状況を遺体搜索状況記録簿に準じて県に報告する。

第3 遺体の収容（社会福祉課班・環境課班・消防本部・消防団・警察署）

1 実施機関

遺体の収容は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助の余裕がない場合は、知事の補助機関として市長が行うものとする。市のみで処理不可能の場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を求めて実施する。

2 遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

3 遺体収容所（安置所）の開設

市は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

4 遺体の収容

市は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定める。

5 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害救助法を適用した場合の遺体の処理は、以下の基準で実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）・ 遺体の一時保存・ 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。） |
|--|

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

6 警察本部の対応

警察本部は市と協議の上、検視場所を開設する。この際、市は検視場所として適当な施設（遺体収容場所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保する。

警察官は、各種法令等に基づいて遺体の検視を行う。警察本部は、市が実施する遺体の搬送活動に協力する。

7 処理状況の報告

市は、遺体処理の都度、その状況を遺体処理状況に準じて県に報告する。

第4 遺体の火葬・埋葬（社会福祉課班・市民課班・環境課班）

1 実施機関

身元が判明しない遺体の火葬・埋葬は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助の余裕がない場合は、知事の補助機関として市長が行うものとする。

2 遺体の火葬

遺体を火葬に付する場合は、焼骨、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。災害救助法が適用されない場合で身元が判明している遺体の火葬、埋葬は、遺族が行い、市は火葬、埋葬許可手続が速やかに行える体制を確立する。

3 火葬場の調整

市は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合、福島県広域火葬計画に基づき、県及び近隣市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう、処理量を調整し適正な配分に努める。また、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

4 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、原則として市内で実施し、以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 棺（付属品を含む）・ 埋葬又は火葬・ 骨つぼ又は骨箱 |
|--|

【資料 15-3】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

5 埋葬状況の報告

市は、埋葬台帳を整備し、埋葬状況を報告事項発生の都度、県に報告する。

第5 災害弔慰金の支給（社会福祉課班・会計課班）

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。災害弔慰金の支給対象災害及び支給限度額は以下のとおりである。

対象災害	・市内において住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給限度額	死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。

第20節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、通信、鉄道等の生活に密着した施設が被災した場合、住民の生活の維持、円滑な応急対策の実施に大きな影響を及ぼすため、関係機関は速やかな応急復旧を図る。

担当	【本庁】経営課班・水道施設課班・下水道施設課班 【関係機関】＜電力事業者：東北電力ネットワーク(株)＞＜ガス関連事業者：(一社)福島県LPガス協会＞＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞＜鉄道事業者：東日本旅客鉄道(株)＞

第1 上水道施設の応急復旧対策（経営課班・水道施設課班）

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定する。

2 応急復旧の実施

水道事業者は、応急復旧計画に基づき、応急給水用飲料水の確保を行うとともに、水道施設の復旧対策を実施する。なお、復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

3 応援要請

水道事業者は、市内の事業者のみでは人員、資機材等が不足する場合、必要とする支援内容を明らかにして、隣接水道事業者、県等の他の機関に支援を要請する。

県は、水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整を図る。

4 情報の伝達・広報活動

水道事業者は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達する。また、住民に対し、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報活動を行う。

第2 下水道施設の応急復旧対策（経営課班・下水道施設課班）

1 要員の確保

下水道事業者は、緊急時の配備体制により要員の確保を図る。要員が不足する場合は、県、周辺市町村、関係機関、民間事業者に応援を要請する。

2 被害状況の把握及び応急復旧の実施

下水道事業者は、災害が発生した場合、直ちに施設等の被害状況を調査するとともに、施設の点検を実施する。排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。

3 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

4 復旧計画の策定

下水道事業者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- ・ 応急復旧の緊急度及び工法
- ・ 復旧資材及び作業員の確保
- ・ 設計及び監督技術者の確保
- ・ 復旧財源の措置

5 広報

下水道事業者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 電力施設の応急対策（電力事業者）

1 災害対策組織の設置

電力事業者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置する。

2 人員の確保

電力事業者は、あらかじめ定めている従業員の動員体制に基づき、対策要員を確保する。従業員以外の復旧要員を必要とする場合、他の電力会社及び工事関係会社に要員の応援を要請する。

3 応急復旧用資機材の確保等

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、速やかに確保する。災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行う。

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報

電力事業者は、災害が予想される場合、又は災害が発生した場合、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況等復旧の見通し及び住民の感電事故の防止についての広報を行う。

5 被害状況の把握

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告する。

○会社被害情報

- ・電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ・復旧の状況と見通し
- ・停電による主な影響
- ・復旧資材、応援隊、食料等に関する事項
- ・従業員の被災状況
- ・その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力事業者は、電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察本部、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 復旧計画等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行う。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎や事業所等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行う。

第4 LPガス施設の応急対策（ガス関連事業者）

1 出動体制

LPガス施設の関係機関は、災害の発生が予測される場合、出動可能な体制をとり、必要に応じて巡回・点検等を行う。災害が発生した場合は、直ちに出動して二次災害の防止等の措置を講じる。

2 （一社）福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

災害が発生し、被害の状況が相当規模になると認められる場合、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速か

つ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置する。

復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請する。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図る。災害が発生した場合は、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

平常時の広報活動	需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行う。
二次災害防止等の広報活動	テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、「ガス栓・器具栓・メーターコックの閉止」「LPガス事業者が安全を確認するまでのガスの使用禁止」について広報する

4 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告する。

○需要家からの情報
・販売区域の被害規模に関する情報の収集
・需要家の家屋被害状況
○一般被害状況に関する情報
・人身災害発生情報及びガス施設を除く、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
・対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
・その他災害に関する情報（交通状況等）
○設備の被害情報

5 復旧計画等

協会の現地災害対策本部長は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

- 被害状況の概要
- 復旧応援要員の要請
 - ・ 救援を必要とする作業内容
 - ・ 要員
 - ・ 資機材及び工具車両
 - ・ 救援隊の出動日時・集結場所等
- 復旧作業の日程
- 仮復旧の見通し
- その他必要な対策

第5 電気通信施設の応急対策（電気通信事業者）

1 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生した場合、必要に応じて災害対策本部、現地災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策ができる体制を確立する。

2 情報連絡体制の確立

電気通信事業者は、災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たるとともに、市、県及び防災関係機関と緊密な連絡を図る。

3 設備、資機材の点検及び発動準備

電気通信事業者は、災害の発生とともに、次の設備、資機材の点検を行う。

- ・ 電源の確保
- ・ 非常用対策機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ・ ビル建築物の防災設備の点検
- ・ 工事用車両、工具等の点検
- ・ 保有する資材、物資の点検
- ・ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

4 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ・ 通信の利用制限
- ・ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ・ 無線設備の使用
- ・ 非常用公衆電話の設置
- ・ 臨時電報、電話受付所の開設
- ・ 回線の応急復旧

5 応急復旧対策

災害により被災した電気通信設備の状況により、次の復旧工事を実施する。復旧工事は、復旧の優先順位にしたがって実施する。

○応急復旧工事

- ・電気通信設備を応急的に復旧する工事
- ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

○原状復旧工事

- ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

○本復旧工事

- ・被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

【資料 16-1】復旧する電気通信設備の順位

第6 鉄道施設の応急対策（鉄道事業者）

1 災害対策組織

鉄道事業者は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置し、対応に当たる。

2 通信設備等の活用

鉄道事業者は、J R 電話・N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及び F A X、列車無線及び携帯無線機等を活用し、情報の収集、伝達を行うとともに、部内機関、防災関係機関、地方公共団体との緊急な連絡を行う。

3 気象異常時の対応

施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及び S I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

4 消火に関する措置

災害により駅等の鉄道施設に火災が発生した場合、又は事故等により列車に火災が発生した場合は、消防関係機関に通報するとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

5 利用客の救援・救護

災害により負傷者が発生した場合、又は列車等において多数の死傷者が発生した場合は、消防、警察本部等の関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

6 利用客等の避難

駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合、速やかに利用客等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった場合、自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

7 広報活動

乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。

駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。

8 列車の運転方法等

列車の運転方法については、状況によりその都度決定するが、必要に応じて、迂回、折り返し運転、臨時列車の特発、バスによる代行等の措置を実施する。

第 21 節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。また、災害により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる。公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

担当	【本庁】行政管理課班・市民協働推進課班・生涯学習スポーツ課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・農政課班・道路河川課班・建築住宅課班・教育総務課班・こども課班 【関係機関】須賀川土木事務所・東日本高速道路(株)・警察本部・須賀川警察署

第 1 道路の応急対策（農政課班・道路河川課班・道路管理者）

1 市管理道路の応急対策計画

市は、「県管理道路の応急対策計画」に準じ、市道の応急復旧を実施する。

2 主要農道・主要林道応急対策計画

(1) 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は、所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

(2) 交通の確保

農道・林道管理者は、所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(3) 交通規制

農道管理者は、通行が危険な農道について、警察署と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。また、林道管理者は、通行が危険な林道について、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

3 県管理道路の応急対策計画

(1) 防災機関等への連絡

県は、地震による道路の被害状況、措置状況等の情報を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(2) 点検措置

県は、地震の発生後、道路等について、直ちに点検を行い、緊急に復旧計画を策定し、応急措置計画を樹立する。

(3) 交通規制

県は、地震災害発生と同時に、警察本部と協力して交通規制を行い、インターネット、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対し交通情報等を提供する。

(4) 復旧計画

県は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに災害復旧計画を作成する。復旧においては、被害の再発を防止するための施設の新設又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

4 東北自動車道応急対策計画

(1) 防災関係機関等への連絡

東日本高速道路(株)は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(2) 点検措置

東日本高速道路(株)は、災害発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとる。

(3) 交通規制

東日本高速道路(株)は、災害の発生と同時に、警察本部と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

(4) 初期消火及び火災防止活動

東日本高速道路(株)は、高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

(5) 救出及び応急対応

東日本高速道路(株)は、災害により高速道路上で死傷者が生じた場合、速やかに消防機関等に出動を要請し、消防機関等が行う救急活動に協力する。

(6) 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

東日本高速道路(株)は、災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、消防機関等が行う除去作業に協力する。

5 交通安全施設応急対策計画

(1) ヘリコプターによる被害状況の把握

警察本部は、テレビカメラ搭載のヘリコプター（ヘリテレ）により、被災地域内の交通安全施設等の被害状況を早急に把握する。

(2) 信号機等の応急復旧

警察は、交通信号機等が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合、修復を行う。修復においては、国道4号、国道6号、国道13号及び国道49号をはじめとする県指定の緊急輸送路等を優先し、復旧順位は、県警警備本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先等諸般の状況を総合的に判断する。

(3) 交差点における交通整理

警察は、被災地内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置して交通の安全と円滑化を図り、被災地域住民の不安の解消に努める。

(4) 交通情報提供装置等による交通（道路）情報の提供

警察は、道路利用者に対し、交通管制センターの交通情報提供装置、テレガイド等による情報の提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を抑制する。

(5) 報道機関に対する交通（道路）情報の提供

警察は、報道機関へ交通（道路）情報を提供し、ラジオ、テレビを通して被災地域内への一般車両の流入抑制を図る。

第2 河川管理施設等の応急対策（農政課班・道路河川課班・都市計画課班・河川管理者・砂防施設等管理者）

1 河川管理施設応急対策

(1) 水防活動の実施

市及び消防機関等は、監視、警戒等の次の水防活動を実施し、被害の軽減に努める。

(2) 被害状況の把握

河川管理者は、堤防、護岸等の河川管理施設の被害状況の把握を行う。市及び消防機関等は、河川管理施設の被害を発見した場合、河川管理者に通報する。

(3) 応急復旧の実施

河川管理者は、河川管理施設に被害が発生した場合、迅速に施設の応急復旧を行う。

(4) 復旧計画

河川管理者は、被害状況に基づき災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、従前の効用の回復を図るとともに、再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

2 農業用ダム施設応急対策

(1) 臨時点検の実施

農業用ダムの管理者は、相当規模の災害が発生した場合、又は被害のおそれがある場合に、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果農業用ダムの安全管理上必要があると認めた場合、応急措置を行い、農業用ダムの安全を確保する。

(2) 応急措置の実施

農業用ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等の農業用ダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に観測数値の変化を示す場合、臨機に放流による水位の低下等の応急措置を行う。この場合、農業用ダムの管理者から関係機関及び下流域住民への連

絡・通報は、農業用ダムの管理規程又は操作マニュアルにより行う。

3 砂防施設等応急対策

(1) 災害後点検の実施

県は、災害により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、市の協力を得て土砂災害警戒区域等の災害発生状況を調査する。

(2) 応急措置の実施

災害後点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や市と協力し、応急対策に努める。

4 農業用ため池施設応急対策

(1) 緊急点検の実施

農業用ため池の管理者は、一定規模以上の災害が発生した場合は、農業用ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに市に報告をする。また、農業用ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、農業用ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

(2) 応急措置の実施

農業用ため池の管理者は、災害により農業用ため池被害が生じた場合は、市長の指示のもと、直ちに緊急放流や応急工事等を行い、農業用ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

(行政管理課班・市民協働推進課班・生涯学習スポーツ課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・建築住宅課班・教育総務課班・こども課班)

1 応急対策の実施

市及び各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。市及び各施設管理者は、災害時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに災害後における災害復旧を早急に行う。

また、指定管理者制度を導入している公共施設については、市は管理者にあらかじめ危機管理対応業務の内容を示し、災害時に対応できる体制を整える。

- ・避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ・災害時における混乱の防止措置を講ずる。
- ・緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- ・避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- ・施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

2 市庁舎等の応急修理

(1) 被害状況の把握

庁舎等の管理者は、庁舎等の被害状況を速やかに調査し、災害対策本部及び関係機関に報告する。

(2) 応急修理

軽易な被害については、庁舎等管理責任者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、関係機関と協議のうえ修理を行う。なお、必要に応じ、県へ応援を要請する。

(3) 仮設庁舎等の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、市は行政事務の執行等を考慮し必要により仮設庁舎を建設する。

第22節 文教対策

市教育委員会及び学校長は、災害時において、児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、応急教育等を実施する。

担当	【本庁】文化振興課班・教育総務課班・学校教育課班・こども課班・各小中学校・義務教育学校班

第1 児童生徒等の保護（学校教育課班・各小中学校・義務教育学校班）

学校長及び教職員は次の対応により、児童生徒等の安全を確保する。

学校	・校長は、学校対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。 ・児童・生徒については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。ただし、児童・生徒のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童・生徒のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。 ・初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。
教職員	・災害が発生した場合、児童・生徒を教室等を集める。 ・児童・生徒の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。 ・学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。 ・障がい児については、介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。 ・児童・生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行う。 ・遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。 ・児童・生徒の安全を確保したのち、学校対策本部の指示により防災活動に当たる。

第2 被害状況の把握及び報告

（教育総務課班・学校教育課班・各小中学校・義務教育学校班）

学校長は、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会等に報告する。

第3 教員の参集（各小中学校・義務教育学校班）

災害が発生した場合、教員は、原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。学校で掌握した参集教員の人数等については、市教育委員会に報告する。

第4 教育施設の確保（教育総務課班）

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。なお、避難所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

被害箇所及び危険箇所の 応急修理	被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
公立学校の相互利用	授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
仮設校舎の設置	校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
公共施設の利用	被災を免れたコミュニティセンター等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りながら、利用について総合調整を行う。

第5 教員の確保（学校教育課班）

市教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を確保し、必要により県に教員の派遣等の要請を行う。

- ・ 欠員者の少ない場合は、学校内で調整する。
- ・ 管内隣接校からの応援要員の確保を考える。
- ・ 管内隣接校の協力を求める。
- ・ 短期、臨時的にはPTAの協力を求める。（退職教員等）
- ・ 欠員（欠席）が多数の場合、県、県教育委員会に教員の派遣を要請する。
- ・ 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合、補充教員を発令する。

第6 応急教育の実施（学校教育課班）

市教育委員会は、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、次の対応により災害後の応急教育の円滑な実施を図る。

災害の程度	応急教育実施の場所
校舎の一部が使用不能 の場合	・ 特別教室、屋内体育館等を使用する。 ・ 二部授業を行う。
校舎が全部被害を受け た場合	・ コミュニティセンター、集会所等の公共施設を利用する。 ・ 隣接校の校舎を利用する。 ・ 寺社、仏閣等の利用を行う。 ・ 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定する。
特定の地域全体について 相当大きな被害を受け た場合	・ 校舎が住民避難所に充当されることも考慮する。 ・ 上記の場合は隣接校又はコミュニティセンター等の公共施設の使用計画をつくる。

	・応急仮校舎の設定を考える。
市内全域に大きな被害を受けた場合	・避難先の最寄りの学校、コミュニティセンター等の公共施設を利用する。

第7 学用品の確保（学校教育課班）

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会に報告する。市教育委員会は、調査の結果に基づき、学用品の確保に努め、学用品の確保が困難な場合は、県へ要請する。

第8 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応 （学校教育課班）

市教育委員会は、児童・生徒・教職員の心身の健康状態について、継続的に調査し、必要に応じて心の健康に関する相談窓口を開設する。また、関係行政機関、専門機関、専門家等と連携し、児童・生徒・教職員のメンタルヘルスケアを実施する。

第9 避難所として使用される場合の措置 （教育総務課班・各小中学校・義務教育学校班）

学校が避難所として活用された場合、防災担当及び市教育委員会は、教育の継続、再開を円滑に行うため、使用施設の範囲、優先順位等について協議し、学校管理者に通知する。

また、防災担当、市教育委員会及び学校管理者は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の円滑な運営に努める。

第10 保育料の減免（こども課班）

市は、被災により保育所の保育料の減免等が必要と認める者について、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料の全部又は一部を免除する等の特別措置を行う。

第11 文化財の応急対策（文化振興課班）

市は、建築物等の文化財が被災した場合、被害状況を調査し県へ報告するとともに、以下の応急措置を行う。また、美術工芸品等の文化財保管場所が損害を受けた場合は、管理体制の整った公共施設に一時的に保管させる等の措置を行う。

- ・被害が小さい場合、応急修理を実施する。
- ・被害が大きい場合、覆屋の設置、固定等の損壊拡大防止措置を実施する。
- ・被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存に努める。

第 23 節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。そのため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において十分配慮するとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

担当	【本庁】 市民安全課班・観光交流課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・市民課班・学校教育課班・こども課班・こども課関係各施設班 【関係機関】 消防本部、須賀川警察署、自主防災組織、（福）須賀川市社会福祉協議会

第 1 要配慮者に係る対策（市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・消防本部・警察署・自主防災組織）

災害時においては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、新たに要配慮者となる者が発生することから、ニーズに合わせた的確なサービスの提供を行っていく必要があるため、市は、次の点に留意しながら、要配慮者対策を実施する。

- 避難支援プランによる避難行動要支援者名簿、在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を活用するなど、関係機関等と連携し、電話や訪問を行い、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
- 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。
 - ・避難所及び福祉避難所へ移動する。
 - ・社会福祉施設への緊急入所を行う。
 - ・居宅における生活が可能な場合、在宅保健福祉ニーズの把握に努める。
- 発災から 1 週間後に要配慮者に対する保健福祉サービスを提供できるよう、発災後 2 ～ 3 日目から要配慮者の把握調査の開始に努める。

第 2 社会福祉施設等に係る対策

（社会福祉課班・長寿福祉課班・こども課班・こども課関係各施設班・（福）須賀川市社会福祉協議会）

1 社会福祉施設の措置

社会福祉施設等の管理者は、避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図るとともに、飲料水、食料品等の日常生活用品及び人員の不足等について把握し、近隣施設、関係機関等に支援を要請する。

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

2 市及び県の措置

市及び県は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- ・ ライフラインの復旧において、優先的な対応が行われるよう事業者に要請する。
- ・ 復旧までの間、飲料水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を行う。
- ・ NPO・ボランティア等への情報提供などを含め、人員の確保に努める。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策（社会福祉課班・長寿福祉課班）

市は、県と連携し、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- ・ 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- ・ 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- ・ 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- ・ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- ・ 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。
- ・ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。
- ・ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること。

第4 児童・生徒に係る対策（学校教育課班・こども課班）

1 要保護児童・生徒の把握

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童・生徒の発見、把握及び援護を行う。

- ・ 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童・生徒、保護者の疾患等により発生する要保護児童・生徒の実態を把握し、市に対し、通報がなされるような措置を講ずる。
- ・ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ・ 市は、避難児童・生徒及び孤児、遺児等の要保護児童・生徒の実態を把握し、その

情報を親族に提供する。

- ・孤児、遺児等保護を必要とする児童・生徒を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きのあっせんを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

2 児童・生徒のメンタルヘルスケアの確保

市は、県及び関係機関と連携し、被災児童・生徒の精神不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

3 児童・生徒の保護等のための情報伝達

市及び県等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童・生徒を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策（市民安全課班・観光交流課班・市民課班）

1 避難誘導

市は、語学ボランティア等の協力を得て、広報車、防災行政無線等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

市は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティア、県、(公財)福島県国際交流協会等の協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

また、市及び県は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」の使用による表現での情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

県は、(公財)福島県国際交流協会内に災害に関する外国人への相談窓口を開設する。市は、語学ボランティアの協力を得て、外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

第24節 NPO・ボランティア等との連携

大規模な災害が市内に発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。そのため、防災関係機関等は、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようNPO・ボランティア等の有効な活用を図るものとする。

担当	【本庁】社会福祉課班 【関係機関】(福) 須賀川市社会福祉協議会

第1 NPO・ボランティア等の受入れ

(社会福祉課班・(福) 須賀川市社会福祉協議会)

1 NPO・ボランティア団体等の受入れ

大災害が発生した場合、市及び県は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部、NPO・ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。

また、被災地域外からのNPO・ボランティア等の受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、(福) 福島県社会福祉協議会、(福) 須賀川市社会福祉協議会、県内のNPO・ボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市及び県に設置し対応する。

2 情報提供

市及び県は、NPO・ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有するとともに、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報提供をし、連携の取れた支援活動を展開できるように努める。特に、発災直後においては、県、近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

3 活動拠点等の提供

市及び県は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう配慮に努める。

第2 NPO・ボランティア団体等の活動

(社会福祉課班・(福) 須賀川市社会福祉協議会)

1 NPO・ボランティア団体等の活動

NPO・ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。

- ・ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ・ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ・ 医療、看護
- ・ 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- ・ 清掃及び防疫
- ・ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ・ 災害応急対策事務の補助
- ・ 無線による情報収集及び伝達
- ・ 建築物及び土砂災害警戒区域等の応急危険度判定
- ・ 被災ペットの救護活動

2 ボランティアの組織化

市が被災しなかった場合、市は、社会福祉協議会等を窓口として居住地内の組織化されていないボランティアを取りまとめ、一定の組織化を行った上で、被災地にボランティア派遣の申し出を行う。また、地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図る。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

（社会福祉課班・（福）須賀川市社会福祉協議会）

市、県及び（福）福島県社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。

【資料 4-5】 災害時におけるボランティア活動に係る協定

第 25 節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班 【関係機関】消防本部・危険物施設等の管理者

第 1 危険物施設等

本節において、次の施設を危険物施設等として取り扱う。

危険物施設	危険物の貯蔵、取り扱いを行う施設。なお、危険物とは、「消防法」によりその貯蔵と取扱いに規制を受けるもので、それぞれの危険性に応じて第 1 類から第 6 類に分類され、貯蔵する場合の指定数量や、運搬する場合の混載の条件等について定められている。
火薬類施設	火薬類の貯蔵、取り扱いを行う施設。なお、火薬類とは、「火薬類取締法」において、火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（起爆剤、ニトログリセリン等）、火工品（工業雷管、電気雷管等）が定められている。
高圧ガス施設	高圧ガスの貯蔵、取り扱いを行う施設。なお、高圧ガスとは、「高圧ガス保安法」において、定められた温度における一定の圧力を有する圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガスが定められている。
毒物劇物施設	毒物劇物の貯蔵、取り扱いを行う施設。なお、毒物劇物とは、「毒物及び劇物取締法」において、医薬品及び医薬部外品以外の毒物（水銀、ひ素等）、劇物（塩化水素、硫酸等）、特定毒物（四アルキル鉛、モノフルオール酢酸等）が定められている。

第 2 出動体制の確立（危険物施設等の管理者）

危険物施設等の事業者は、危険物の漏洩、火災の発生等の被害の発生した場合、又は発生するおそれがある場合、あらかじめ定められた職員を出動させるとともに、被害の拡大を防止するため、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整える。

第 3 被害状況等の把握（危険物施設等の管理者）

危険物施設等の事業者は、災害の発生を覚知した場合、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- 施設等の被害状況
- 施設等の周辺の火災状況
- 一般被害状況に関する情報
 - ・事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - ・対外対応状況（市災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - ・その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

第4 災害時における緊急措置（危険物施設等の管理者）

危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合、危険物施設等の事業者は、市、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を行う。

- ・製造等の作業の中止
- ・飛散、漏れ、流出等の被害拡大防止措置
- ・危険物の性質に応じた応急措置、二次災害防止措置
- ・消防、警察等の関係機関への通報
- ・付近住民、近隣企業へ連絡、警戒、避難誘導等の状況に応じた安全対策

第5 市・県及び防災関係機関の対応

（市民安全課班・行政管理課班・消防本部）

1 災害情報の収集及び報告

市長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

2 社会混乱等の防止

市、県、消防機関、警察署、報道機関等は、危険物施設等の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、地域住民等に対し、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

3 消防応急対策

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。県は、必要に応じて他の消防本部等への応援の指示及び他県への応援要請を行う。

4 避難

市長は、被害の状況により、付近の住民の避難が必要な場合、警察署と協力し、退去の指示、避難所への受入れを行う。

5 交通応急対策

市及び道路管理者、警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため必要な場合、被災危険物施設等の周辺の交通規制等を実施する。

第 26 節 災害救助法の適用等

大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合、県知事は、法定受託業務として救助の実施に当たる。

市は、災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合、速やかに県に対し、災害救助法の適用を要請する。

担当	【本庁】市民安全課班・社会福祉課班

第 1 災害救助法の適用（市民安全課班・社会福祉課班）

1 災害救助法の概要

災害救助法の概要は次のとおりである。

- ・災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは異なる。
- ・災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- ・災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。
- ・知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとされている。
（法第 13 条第 1 項）
- ・災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、従事命令、協力命令、保管命令等の広範囲な権限が与えられている。
（法第 7 条～第 10 条）

2 災害救助法適用における留意点

市は、次の点に留意し、災害救助法の手続き等を行う。

- ・災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村単位で適用するため、被害状況の把握は、迅速かつ的確に行わなければならない。
- ・被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となり、また救助の実施において種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすため、適正に行わなければならない。
- ・被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあるため、市町村においてあらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準（市民安全課班・社会福祉課班）

1 本市における適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

- 市内の住家滅失世帯が80世帯以上に達した場合
- 県内の住家滅失世帯が1,500世帯以上に達し、市内の住家滅失世帯が40世帯以上に達した場合
- 県内の住家滅失世帯が7,000世帯以上に達し、市の被害世帯数が多数である場合。
なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては市の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
- 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
 - 例)・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法が必要とする場合
 - ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。
 - 例)・交通事故や爆発事故により多数の者が死傷した場合
 - ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ・有毒ガスの発生や放射性物質の放出のため、多数の者が避難の指示を受け、避難生活を余儀なくされる場合
 - ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
 - ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - ・山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

【資料 15-1】災害状況認定基準

第3 災害救助法の適用手続き（市民安全課班・社会福祉課班）

1 市の措置

市は、市の被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込

みであるときには、直ちにその旨を知事に報告する。

2 県の措置

知事は、市長の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めたときは、直ちに内閣総理大臣に報告し、市長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示する。災害救助法による救助を行うときは、速やかにその旨及び適用地域を告示し、関係機関に通知する。

3 救助の実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助を実施した場合、実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて、県に逐次報告する。

4 特別基準の申請

県は、災害救助法による救助において、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、市長から申請があり必要と認めた場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定する。

第4 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

(市民安全課班・社会福祉課班)

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「2 職権の委任」以外の救助は、県が実施することになっているが、市は実施に伴う応急活動体制を整え県と連携し救助活動を行う。

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療
- ・助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金の給与又は貸与
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の搜索
- ・死体の処理
- ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障

- | |
|---|
| を及ぼしているものの除去
・ 応急救助のための輸送
・ 応急救助のための賃金職員等 |
|---|

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第 30 条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

3 迅速な救助の実施

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

第 5 災害対策基本法に基づく従事命令等（市民安全課班・社会福祉課班）

1 従事命令の発動

災害救助法が適用しない場合において、災害により応急措置を実施するため特に必要があると認める場合、知事は、災害対策基本法第 71 条の規定により、市長は、同法第 65 条の規定により、市域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者に対して従事命令を発することができる。

2 公用令書の交付

知事及び市長は、従事命令等を発する場合、災害対策基本法第 81 条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

知事及び市長は、従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合、災害対策基本法第 84 条の規定により損害を補償しなければならない。

また、知事は、災害対策基本法第 71 条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第 82 条第 1 項に基づき、補償しなければならない。

第 27 節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書を速やかに交付する。

担当	【本庁】市民安全課班・税務課班・収納課班・社会福祉課班・市民課班・農政課班・商工課班 【関係機関】（福）須賀川市社会福祉協議会

第 1 被災者生活再建支援法の適用

（市民課班・社会福祉課班・（福）須賀川市社会福祉協議会）

1 支援法の対象となる自然災害

支援法の対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第 2 条第 1 号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- 1 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第 1 条第 1 号）
- 2 10 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第 1 条第 2 号）
- 3 100 以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第 1 条第 3 号）
- 4 上記 1 又は 2 の被害が発生した市町村を含む都道府県で 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万未満に限る。）における自然災害（施行令第 1 条第 4 号）
- 5 上記 3 又は 4 の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万未満に限る。）で上記 1 ～ 3 の区域のいずれかに隣接し、5 以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第 1 条第 5 号）
- 6 上記 3 又は 4 に規定する都道府県が 2 以上ある場合における市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により 5（人口 5 万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（施行令第 1 条第 6 号）

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおりである。

- ・居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第 2 条第 2 号イ）
- ・居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第 2 条第 2 号ロ）
- ・火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居

住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下、「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）

- ・居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- ・居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ホ）

3 支援法の適用手続き

(1) 市町村の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

4 支援金支給の基準

(1) 対象世帯と支給限度額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額とする。

- ・住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給限度額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	—	—

- ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給限度額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円 (100万円)	150万円 (75万円)

居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円 (50万円)	75万円 (37.5万円)
居住する住宅を賃貸する世帯（公営住宅を除く） （法第3条第2項第3号）	50万円 (25万円)	37.5万円 (18.75万円)

※括弧内の金額は、中規模半壊の場合の支給限度額。

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金は、そのうち最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

(2) 書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- ・住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ・住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できるり災証明書（住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。）
- ・長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

県は、市町村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

第2 り災証明書等の交付

（市民安全課班・税務課班・収納課班・農政課班・商工課班）

市は、災害により住家等が被災した者に対し、り災証明書を遅滞なく交付するため、必要な業務の実施体制の確保等を定める。

1 実施責任者

り災証明書は市長（火災の場合は須賀川消防署長）が交付する。

2 災害の種類

り災証明書で証明する災害の種類等は次のとおりとする。

交付責任者	災害の種類
市長	風水害、竜巻、雪害、崖崩れ、土石流、地滑り、地震、その他市長が必要と認める災害
須賀川消防署長	火災

3 交付の手順

(1) 申請

り災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて、市へ申請する。ただし、市により被害状況の確認を受けている住家等については、該当資料を省略することができる。

(2) 被害調査及び被害認定基準

被害調査及び被害認定基準については、下記のとおりとする。

- ・り災証明書に記載された災害による被害の内容について調査する。
- ・住家等の被害調査に係る認定基準は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用する。
- ・申請者に対し証明に必要な資料を求めることができる。
- ・申請者は、市の調査結果に異議がある場合に再調査を求めることができるものとする。

(3) 交付

り災証明書は、調査結果に基づき交付する。

4 実施体制

り災証明書の交付に必要な実施体制は次のとおりとする。

(1) 申請窓口

り災証明書の申請及び交付窓口は市民安全課とする。ただし、災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害においては、災害対策本部として税務課及び収納課が中心となり窓口業務を実施する。

(2) 調査の実施と調査人員の確保

市は、り災証明書の交付申請を受けたときは、遅滞なく調査を実施する。

災害の状況・規模によって、調査人員の増員が必要な場合においては、人事課班より庁内各課へ要請を行うこととする。

5 その他

(1) 職員の育成

市は、平常時から住家等の被害調査に係る研修を実施し、実務の習熟を行う。

(2) 業務マニュアルの作成

市は、り災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、り災証明書申請受付に関する業務マニュアル及び様式を作成する。

(3) 広報

市及び消防署は、り災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう、被災者へ交付手続き等についての広報を行う。

第3 被災者台帳の作成（社会福祉課班・税務課班）

市は、被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の支援を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用を検討するものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

被災者台帳に記載する内容は以下のとおりとする。

- ・氏名、生年月日、性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- ・支援の実施の状況
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・り災証明書の交付の状況
- ・台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・台帳情報を提供した場合には、その旨の日時
- ・被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- ・その他被災者の支援の実施に関し市長が必要と認める事項

2 被災者台帳の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ・市が被災者に対する支援の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ・他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する支援の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者(申請者)は、以下の事項を記載した申請書を、

台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

- ・ 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ・ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ・ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ・ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第4 被災者の生活支援（社会福祉課班）

県及び市は、関係機関等の協力を得ながら、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、市は平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

災害復旧においては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うとともに、早期の実施に努める。

被害が、激甚災害指定基準に該当する場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を早期に受けられるよう努める。

担当	【本庁】市民安全課・財政課・全課

第1 災害復旧事業計画の作成（市民安全課・全課）

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害防止に努めるよう、十分連絡調整を図り、計画を作成するとともに、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設事業復旧計画
- ・都市災害復旧事業計画
- ・上、下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- ・学校教育施設災害復旧事業計画
- ・社会教育施設災害復旧事業計画
- ・復旧上必要な金融その他資金計画
- ・その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

(市民安全課・財政課・全課)

災害復旧事業に伴う費用の全部又は一部は、国又は県が負担又は補助するため、市は、査定計画を策定し、国及び県の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。特に公共土木施設の復旧については、公共土木施設災害復旧費国庫負担法、その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う、災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

法律に基づき一部負担又は補助するものは次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・公営住宅法
- ・土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・予防接種法
- ・都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ・水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助は、次のとおりである。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業
- ・ 公共土木施設災害関連事業
- ・ 公立学校施設災害復旧事業
- ・ 公営住宅災害復旧事業
- ・ 生活保護施設災害復旧事業
- ・ 児童福祉施設災害復旧事業
- ・ 老人福祉施設災害復旧事業
- ・ 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- ・ 婦人保護施設災害復旧事業
- ・ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- ・ 感染症予防事業
- ・ 堆積土砂排除事業
- 公共施設の区域内の排除事業
- 公共的施設区域外の排除事業
- ・ たん水排除事業

(2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成は、次のとおりである。

- ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・ 森林災害復旧事業に対する補助
- ・ 治山施設災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

中小企業に関する特別の助成は、次のとおりである。

- ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
- ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

その他の財政援助及び助成は、次のとおりである。

- ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・ 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ・ 水防資機材費の補助の特例
- ・ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ・ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ・ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第 3 激甚災害の指定（市民安全課・全課）

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第 4 災害復旧事業の実施（市民安全課・全課）

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制等、必要な措置を講ずる。

なお、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2節 被災者の生活安定

大規模な災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を図るとともに適切な情報の提供に努める。

担当	【本庁】市民安全課・税務課・収納課・社会福祉課・農政課・商工課・建築住宅課・会計課 【関係機関】公共職業安定所・日本郵便株式会社・（福）須賀川市社会福祉協議会

第1 義援金の配分（社会福祉課・会計課）

1 義援金の受入れ・配分

(1) 県

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集团体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市に送金して、被災者に配分する。

(2) 日本赤十字社福島県支部・県共同募金会

日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金については、原則として、義援金配分委員会に付託して配分する。

(3) 市

市に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

第2 被災者の生活確保（市民安全課・税務課・収納課・建築住宅課・公共職業安定所・日本郵便株式会社）

1 公営住宅の一時使用

市は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案、実施を行う。

(1) 一時使用対象者

災害（火災の場合は全焼又は半焼、水害・地震・土砂災害等の場合は半壊（床上浸水も含む）以上のり災判定）により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるすべてに該当する者とする。

- ・被災時に市内に住民票を有し居住していた者
- ・居住する住宅がない者

(2) 一時使用対象者の選定

公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとし、公募によらない入居とし収入基準等の入居資格要件を緩和するものとする。

(3) 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、同一市町村内に市町村営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議の上、統一の条件を定めるものとする。その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに市町村住宅等条例を準用する。

- ・一時使用の期間
- ・家賃及び敷金の負担者
- ・電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- ・退去時の修繕義務

(4) 一時使用させる住宅の戸数

一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。市の公営住宅が不足する場合、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。依頼を受けた市町村又は県は、公営住宅等に被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

(5) 正式入居の措置

一時使用を行った者のうち、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業のあっせん

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

- ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ・公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡

回職業相談の実施

- ・ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- ・ 災害救助法が適用され市長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとる。

(1) 証明書による失業の認定

市を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

市を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37(1962)年法律第 150 号）第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金・追徴金の徴収免除、労働保険料の納付の猶予を行う。

5 租税の徴収猶予等の措置

市は、被災者の納付又は納入すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出及び納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

6 郵便関係措置等

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱等を実施する。

(1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社及びその他省令で定める法人又は団体にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。なお、個人の義援物資については、原則として受け入れを行わないことになっている。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

当該災害地の被災者（法人を除く）が、差し出す郵便物の料金を免除する。

(3) 郵便はがき等の無償交付

り災世帯当たり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第3 被災者への融資

(社会福祉課・農政課・商工課・(福)須賀川市社会福祉協議会)

1 農林水産業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利で融資し、農林漁業経営の維持・安定を図る。市は、県へのあっせんをおこなう。

2 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。市は、県へのあっせんを行う。

3 住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）

住宅金融支援機構は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を行う。

4 福祉関係

(福)須賀川市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を融資する。

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第 3 部 震災対策計画

第1章 総則

「第1部総則」を準用する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第1節防災組織の整備・充実」を準用する。

第2節 応援協力体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第2節応援協力体制の強化」を準用する。

第3節 情報連絡体制の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第3節情報連絡体制の整備」を準用する。

第6 震度情報ネットワークシステムの強化（市民安全課）

震度情報ネットワーク、震度計等、県、総務省消防庁、気象庁等の関係機関が整備を進めているシステムの活用に努めるとともに、可能な限り整備に協力する。

第4節 都市の防災対策

都市の総合的な防災対策及び建物の耐震・不燃化、窓ガラス、看板の落下防止対策、建物内の家具の転倒防止策を進め、被害の防止、軽減に努める。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課

第1 都市防災に関する方針の明確化（都市計画課）

都市計画マスタープランをはじめとする各種都市計画・都市整備に関する計画において、都市防災に関する方針を明確にし、総合的な都市の耐震・不燃化を推進する。

第2 計画的な市街地整備の推進（道路河川課・建築住宅課・都市計画課）

地震に伴う火災発生の危険性、土地の特性を十分考慮した安全で計画的な土地利用が図れるよう、用途地域・防火地域等を指定し、建築物の用途の制限、建築物の不燃化の促進を図る。また、各種都市計画の手法を用いて、震災に強い計画的な市街地の整備を推進し、緊急車両の通行を阻害する狭あい道路、火災の延焼拡大の要因となる住宅密集市街地の建物の建替えに努める。

第3 オープンスペースの確保（道路河川課・都市計画課）

公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する場合は、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。

また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせて整備を推進する。

【資料 8-1】指定緊急避難場所

【資料 8-2】指定一般避難所

第4 防災拠点施設整備の推進（市民安全課・市民協働推進課・教育総務課）

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第4節都市の防災対策の整備 第4 防災拠点施設整備の推進」を準用する。

第5 公共施設の安全化（行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・建築住宅課・教育総務課・こども課）

公共施設は、多くの人が利用するとともに、災害時には避難施設や応急対策の拠点となることから、庁舎、学校、社会福祉施設、病院、不特定多数収容施設（体育館等）など、常に防災上重要な公共建築物の耐震診断、改良工事等により、施設の耐震性の向上に努めるとともに、ロッカー、書棚等の備品の転倒防止対策を行う。

1 防災拠点建築物

市は、応急対策の拠点となる庁舎や社会福祉施設などの防災拠点建築物については、必要な耐震診断を推進しており、逐次耐震工事に着手すると共に、災害発生時の施設の点検を実施し、施設の保全に努める。

なお、防災拠点建築物の新設・改築の際には、耐震性の一層の補強に努める。

2 教育施設

学校等教育施設の管理者及び市は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等は、教育施設としての機能向上を基本に、耐震性の強化に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）の管理に当たっては、転倒、落下等の防止対策を実施し、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう十分配慮する。

第6 民間建築物の安全化（市民安全課・建築住宅課）

民間の建築物については、所有者の責務において安全対策を行うものであるため、市は、関係機関と連携し、耐震・不燃化に関する指導、広報に努める。特に、多数の者が利用する特殊建築物の防火、避難対策について指導に努める。

また、耐震化が進むよう、耐震診断等の支援に努めるとともに、広報紙、パンフレット等により耐震化等の地震に対する備えに関する啓発に努める。

第7 落下物・転倒等の防止対策（市民安全課・建築住宅課）

建築物の所有者・管理者が、外装材・看板の落下防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策、家具の転倒防止対策等を実施するよう、市は、関係機関と連携し指導、広報に努める。特に主要通学路沿い、避難所周辺のブロック塀を対象に、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、倒壊のおそれのあるものに対しては、積極的に指導を進める。

第8 建物内の安全対策（市民安全課・建築住宅課）

建物内の家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するために、家具の固定に関わる方法や固定材料について、広報紙、パンフレット等による普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第9 建築物の応急危険度判定体制の整備（建築住宅課）

大規模な地震災害が発生した場合、被災建築物の安全性を確認する応急危険度判定活動の実施が必要となる。そのため、（公社）福島県建築士会との協定に基づく情報収集等の協力体制の強化を図るとともに実施体制を整備する。

【資料 4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧

第5節 上水道・下水道施設の強化

地震災害により、上水道・下水道施設に被害が発生した場合、市民の生活、応急対策の実施に大きな影響を及ぼすため、施設の管理者は、施設の震災対策に努めるとともに、地震災害により施設が被災した場合、迅速に応急復旧活動を実施する体制の整備に努める。

担当	【本庁】経営課・水道施設課・下水道施設課

第1 上水道施設の強化（経営課・水道施設課）

1 上水道施設の安全化

市は、水道水の安定供給、地震災害時の施設被害の軽減を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、老朽化した配水管の交換、配水塔及び調整池に緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。

2 応急復旧用資機材の確保

水道事業者は、上水道施設が被災した場合に備え、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。あわせて調達体制の整備に努める。

3 相互応援

水道事業者は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者、日本水道協会、管工事組合等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応援復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

第2 下水道施設の強化（経営課・下水道施設課）

1 排水機能の確保

市は、地震被害の軽減を図り、下水道施設の機能を確保するため、関係機関と連携して下水道施設の震災対策に努める。また、災害時には、最小限の排水機能が確保できるよう努める。

2 応急復旧用資機材の確保

下水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、優先的に調達を図るものとする。また、地震発生後に速やかに対応できるよう下水道台帳及び維持管理録を一体として整理し、さらに優先的に調査する箇所の情報を整理しておくものとする。

3 要員の確保

応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道関連業者等と災害時の応援協定等に基づき協力、支援を求めるものとする。

第6節 道路・鉄道施設の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第6節道路・鉄道施設の強化」を準用する。

第7節 電力・ガス・電気通信施設の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第7節電力・ガス・電気通信施設の強化」を準用する。

第8節 土砂災害予防対策

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第9節土砂災害予防対策」を準用する。

第7 地震災害等の予防の推進（市民安全課・農政課・道路河川課）

地震による土砂災害等の地盤災害を予防するため、地形や地質を十分に理解し、自然特性に応じた土地利用を計画的に実施する。

また、余震等による二次災害を防止するため、土砂災害の危険箇所を点検する体制の整備、危険箇所の警戒体制を図るとともに、広報紙・パンフレットによる土砂災害警戒区域等の住民への周知について努める。

第9節 消防体制の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第11節消防体制の整備」を準用する。

第10節 緊急輸送体制の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第12節緊急輸送体制の整備」を準用する。

第11節 避難対策の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第13節避難対策の強化」を準用する。

第12節 医療（助産）救護・防疫体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第14節医療・（助産）救護・防疫体制の強化」を準用する。

第13節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第15節食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備」を準用する。

第14節 消防防災ヘリコプター活用体制の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第16節消防防災ヘリコプター活用体制の整備」を準用する。

第15節 防災教育の充実

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第17節防災教育の充実」を準用する。

第16節 防災訓練の実施

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第18節防災訓練の実施」を準用する。

第17節 自主防災組織の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第19節自主防災組織の整備」を準用する。

第18節 要配慮者支援体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第20節要配慮者支援体制の強化」を準用する。

第19節 ボランティアとの連携体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第21節NPO・ボランティア等との連携体制の強化」を準用する。

第20節 文化財予防対策の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第22節文化財予防対策の強化」を準用する。

第 21 節 危険物施設等の安全性の向上

第 2 部一般災害対策計画第 1 章災害予防計画「第 23 節危険物施設等の安全性の向上」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

地震発生に伴う災害が発生した場合、市は、被害状況、二次災害の拡大の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・道路河川課班・全班

第1 災害応急対策の防災行動計画

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制の確立 第1 災害応急対策の防災行動計画」に準じて実施する。

第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）

各配備体制の配備基準及び職員の動員配備は次のとおりとする。

各職員は、地震が発生した場合、配備基準により次の配備体制を確立する。特に夜間、勤務時間外に相当規模の地震が発生した場合、被害の状況により参集できない職員も発生することから、職員の参集状況を把握し情報の収集をはじめ、効率的に応急対策を実施する。

1 災害対策本部設置前：震度4

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
警戒配備	・市内で震度4の地震を観測したとき。 ・その他、特に総務部長が必要と認めたとき。	総務部長	・総務部長、建設部長 ・市民安全課長、道路河川課長 ・市民安全課で必要な職員、道路河川課で必要な職員 ・地震に伴う災害に係る部課において必要な職員

2 災害対策本部設置前後：震度 5 弱、5 強

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第 1 非常配備	災害対策本部設置前	総務部長	・全部長、全課（廃）長、各施設長 ・地震に伴う災害に係る部課において必要な職員（全職員の半数程度） ＜被災状況の推移により災害対策本部の設置に移行できる体制＞
	災害対策本部設置後	本部長（市長）	・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課（廃）長、各施設長 ・消防長 ・消防団長 ・警察署長 ・地震に伴う災害に係る部課において必要な職員（全職員の半数程度） ＜被災状況の推移により第 2 非常配備に移行できる体制＞

3 災害対策本部設置後：震度 6 弱以上

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第 2 非常配備	・市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 ・その他、特に本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部長（市長）	全職員

第3 活動の要点（市民安全課班・道路河川課班）

各配備体制における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前：震度4

配備体制	動員配備職員	活動の要点
警戒配備	総務部長	- 地震情報等を受領し、必要に応じて市長へ報告するとともに、各配備課長へ送付する。 - 地震発生に伴う、被災状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じて市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
	配備につく課長	- 関係機関と連絡を取るとともに、被災情報を収集し、総務部長へ報告する。 - 必要に応じ総務部長席に参集して相互に情報を交換する。 - 地震情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し必要な指示を行う。 - 所要の人員を配置し、資機材を準備する。
	配備につく各職員	- 地震情報及び被災情報を収集し、所属課長に報告する。 - 自己の所属する課の所定の場所に待機する。

2 災害対策本部設置前後：震度 5 弱、5 強

配備体制		動員職員	活動の要点
第 1 非常配備	災害対策本部設置前	総務部長	- 地震情報等を受領し、必要に応じて市長へ報告するとともに、各部長へ送付する。 - 地震発生に伴う、被災状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
		各部長	- 状況を各課（廃）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 - 必要に応じ、応急対策活動を実施する。 - 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 - 被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。
		各課（廃）長 各施設長	- 部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 - 部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 - 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 - 被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。
		配備につく 各職員	必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
	災害対策本部設置後	市長	- 災害対策本部の設置を発令する。 - 本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 - 本部会議により応急対策内容の決定と各課（廃）長への指示を行う。 - 避難情報の発令を検討する。 - 被災状況の推移により、第 2 非常配備に移行するかの判断を行う。
		副市長	- 副本部長として市長を補佐する。 - 市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		教育長	副本部長として市長を補佐する。
		総務部長	- 関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 - 副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		企画政策部長	- 必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。 - 総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		各部長	- 状況を各課（廃）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 - 必要に応じ、応急対策活動を実施する。 - 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 - 被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。
		消防長	本部員として消防本部へ指示を伝達する。
		消防団長	本部員として各分団へ指示を伝達する。
		警察署長	本部員として警察署員へ指示を伝達する。
		各課（廃）長 各施設長	- 部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 - 部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 - 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 - 被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。
		配備につく 各職員	必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。

3 災害対策本部設置後：震度 6 弱以上

配備体制		動員職員	活動の要点
第 2 非常配備	災害対策本部設置後	市長	・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課（廃）長への指示を行う。 ・避難情報の発令を検討する。 ・県への応援要請、自衛隊の派遣要請等の判断を行う。
		副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		教育長	・副本部長として市長を補佐する。
		総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		各部長	・状況を各課（廃）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。
		消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
		消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。
		各課（廃）長 各施設長	・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。
		配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。

第 4 県等への報告（市民安全課班）

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 1 節応急活動体制の確立 第 4 県等への報告」に準じて実施する。

第 5 勤務時間外等の非常参集及び非常連絡（市民安全課班・人事課班・全班）

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 1 節応急活動体制の確立 第 5 勤務時間外等の非常参集および非常連絡」に準じて実施する。

第 6 消防団員等の動員（市民安全課班・消防団）

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 1 節応急活動体制の確立 第 6 消防団員等の動員」に準じて実施する。

第2節 災害対策本部の設置

大規模な地震災害が発生した場合、市は、設置基準により災害対策本部を設置し、動員計画に基づく組織及び機能のすべてをあげて応急対策にあたる。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・全班

第1 災害対策本部の設置及び解散（市民安全課班・行政管理課班・全班）

市長は、地震災害が発生した場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、地震発生に伴う災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。

第2 災害対策本部の設置基準（市民安全課班・全班）

災害対策本部の設置は、次の基準に該当するとき。

市内で震度5（強・弱）の地震を観測し、市内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき。 市内で震度6弱以上の地震を観測したときには、自動的に設置する。

第3 意思決定者不在時の措置（市民安全課班）

市長が公務、被災等により不在、連絡が取れない場合は、副市長が決定し、それも困難な場合は総務部長を第2順位、企画政策部長を第3順位とする。自衛隊への災害派遣要請等、緊急を要する判断についても同様とする。

第4 災害対策本部の設置場所（市民安全課班・行政管理課班）

災害対策本部は、本庁市政経営会議室に設置するものとし、被害等により使用不能な場合は、状況を判断し、本部長（市長）が公共施設等を指定し設置する。

第5 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。

第6 本部会議の開催（市民安全課班・全班）

本部長（市長）は、本部長、副本部長及び各本部員で組織した本部会議を開催し、災害応急対策の具体的な事項について協議する。なお、本部会議においては、必要な

場合、各班員（市職員）、関係機関の職員、団体等の関係者の出席を求める。

本部会議での主な協議・決定・指示事項は、次のとおりとし、決定事項は、速やかに各部、各班に伝達する。

- ・地震情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・避難所の開設に関すること。
- ・救出・救援に関すること。
- ・応急医療対策に関すること。
- ・応急給水に関すること。
- ・公共施設の応急復旧作業に関すること。
- ・食料の配給、調達に関すること。
- ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・県及び他の市町村、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- ・避難のため立ち退きの指示に関すること。
- ・災害対策に要する経費の措置方法に関すること。
- ・義援金品の募集及び配分に関すること。
- ・その他災害に対する必要な事項
- ・本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。

第7 現地災害対策本部の設置（市民安全課班・全班）

本部長（市長）は、地震災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、組織及び設置場所等を定めて現地災害対策本部を設置する。

第8 複合災害発生時の体制（市民安全課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第8 複合災害発生時の体制」を準用する。

第9 災害対策本部の組織（市民安全課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第9 災害対策本部の組織」を準用する。

第10 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第10 災害対策本部の事務分掌」を準用する。

第3節 災害情報の収集・伝達

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第3節災害情報の収集・伝達」に準じて実施する。

第3 情報の収集・伝達（市民安全課班・全班）

特に夜間、勤務時間外に相当規模の地震が発生した場合、被害の状況により参集できない職員も発生し、組織的な情報の収集が困難となるおそれもあるため、限られた職員により効率的な情報収集を実施する。

参集する職員は、被害の状況を把握しながら参集する。

なお、詳細については、第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第3節災害情報の収集・伝達」を参照する。

第4節 通信の確保

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第4節通信の確保」に準じて実施する。

第5節 相互応援協力

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第5節相互応援協力」に準じて実施する。

第6節 災害広報

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第6節災害広報」に準じて実施する。

第7節 水防計画

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第7節水防計画」に準じて実施する。

第8節 消火活動

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第8節消火活動」に準じて実施する。

第9節 救助・救急

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第9節救助・救急」に準じて実施する。

第10節 自衛隊の災害派遣

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第10節自衛隊の災害派遣」に準じて実施する。

第11節 避難

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第11節避難」に準じて実施する。

第12節 医療（助産）救護

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第12節医療（助産）救護」に準じて実施する。

第13節 緊急輸送対策

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第13節緊急輸送対策」に準じて実施する。

第14節 災害警備活動及び交通規制措置

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第14節災害警備活動及び交通規制措置」に準じて実施する。

第15節 防疫及び保健衛生

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第15節防疫及び保健衛生」に準じて実施する。

第16節 廃棄物処理対策

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第16節廃棄物処理対策」に準じて実施する。

第 17 節 救援対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 17 節救援対策」に準じて実施する。

第 18 節 被災地の応急対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 18 節被災地の応急対策」に準じて実施する。

第 8 被災建築物応急危険度判定活動の実施（建築住宅課班）

市は、地震により建築物に大きな被害を受けた場合は、必要に応じ、被災建築物応急危険度判定活動実施本部を設置し、協定に基づき（公社）福島県建築士会に被災情報の収集を要請する。

その収集した情報を用いて、県と連携して被災建築物応急危険度判定士の協力を得ながら、応急危険度判定活動を実施する。

なお、本活動の意義及び内容等については、市民に周知する。

第 19 節 死者の捜索・遺体の処理等

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 19 節死者の捜索・遺体の処理等」に準じて実施する。

第 20 節 生活関連施設の応急対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 20 節生活関連施設の応急対策」に準じて実施する。

第 21 節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 21 節道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策」に準じて実施する。

第 22 節 文教対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 22 節文教対策」に準じて実施する。

第 23 節 要配慮者対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 23 節要配慮者対策」に準じて実施する。

第 24 節 NPO・ボランティア等との連携

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 24 節NPO・ボランティア等との連携」に準じて実施する。

第 25 節 危険物施設等災害応急対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 25 節危険物施設等災害応急対策」に準じて実施する。

第 26 節 災害救助法の適用等

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 26 節災害救助法の適用等」に準じて実施する。

第 4 部 原子力災害対策計画

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的及び方針

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36(1961)年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11(1999)年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者が廃止措置計画等に沿って、廃炉作業を進めている原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の安全を図ることを目的とする。

第 2 計画の構成

第 1 部総則第 1 節計画の目的及び方針「第 2 計画の構成」を準用する。

第 3 計画の修正

第 1 部総則第 1 節計画の目的及び方針「第 4 計画の修正」を準用する。

第 4 計画の周知徹底

第 1 部総則第 1 節計画の目的及び方針「第 5 計画の周知徹底」を準用する。

第 5 計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくの程度を五感で感じるができないため、一般災害などと異なり、市民等が自らの判断で状況を把握して行動することは、極めて困難である。また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。

本計画は、このような原子力災害の特殊性に鑑み、市民等に対する的確な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立など所要の措置を定める。

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部総則第2節防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱「第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。

第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び関係機関等

(1) 須賀川市

- ・ 原子力災害対策重点区域にある市町村からの避難者受け入れ
- ・ 避難所の立ち上げ及び運営

(2) 須賀川地方広域消防本部

- ・ 県広域消防相互応援協定に基づく防災活動の実施

(3) 消防団

- ・ 避難の誘導

2 県関係機関

(1) 福島県(県中地方振興局・県中保健福祉事務所)

- ・ 原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練
- ・ 緊急時通信連絡網の整備
- ・ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備
- ・ 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握
- ・ 事故状況の把握及び連絡
- ・ 緊急時モニタリング関係
- ・ 緊急時モニタリング体制の整備・維持
- ・ 市が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援
- ・ 原子力災害医療活動
- ・ 飲食物の摂取制限等
- ・ 輸送車両の確保及び必需物資の調達
- ・ 汚染物質の除去等
- ・ 各種制限措置等の解除決定の調整
- ・ 市の原子力防災対策に対する指導及び助言
- ・ 防災関係機関との連絡調整

(2) 県警察（県警察本部・須賀川警察署）

- ・情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民等への伝達
- ・避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけ
- ・交通の規制及び緊急輸送の支援
- ・犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

(1) 東北農政局（福島県拠点）

- ・農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導
- ・農業関係被害状況の収集及び報告
- ・応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

(2) 関東森林管理局（福島森林管理署白河支署）

- ・国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
- ・国有林野内の放射性物質の汚染対策

(3) 東北地方整備局（郡山国道事務所・福島河川国道事務所郡山出張所）

- ・国道の通行確保
- ・道路情報表示による災害情報の提供

(4) 仙台管区气象台（福島地方气象台）

- ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地・郡山駐屯地）

- ・災害応急救護
- ・原子力災害医療活動に対する協力

5 指定公共機関

(1) 日本赤十字社（福島県支部須賀川市地区）

- ・災害被ばく医療調整チーム等への派遣
- ・義援金の募集

(2) 日本放送協会（福島放送局）

- ・ 災害情報及び各種指示の伝達
- ・ 住民に対する原子力防災に関する知識の普及

(3) 東日本旅客鉄道(株)（仙台支社福島支店）

- ・ 救援物資及び避難者の輸送の協力

(4) 東日本電信電話(株)（福島支店）

- ・ 通信の確保
- ・ 災害時優先電話関係
- ・ 仮設回線の設置

(5) 日本通運（株）（郡山支店県南ロジスティクス事業所）

- ・ 緊急輸送に対する協力

(6) 東北電力ネットワーク(株)（須賀川電力センター）

- ・ 電気供給施設の整備及び防災管理
- ・ 災害時における電力供給の確保

6 指定地方公共機関等

(1) バス機関（福島交通(株)須賀川営業所）

- ・ 緊急輸送に対する協力

(2) 放送機関（福島テレビ(株)・(株)福島中央テレビ・(株)福島放送・(株)テレビユー福島・(株)ラジオ福島・(株)エフエム福島）

- ・ 災害情報及び各種指示の伝達
- ・ 原子力防災に関する知識の普及

(3) 新聞社（(株)福島民報社・福島民友新聞(株)）

- ・ 災害情報及び各種指示の伝達
- ・ 原子力防災に関する知識の普及

(4) 運輸業者

- ・ 緊急輸送に対する協力

(5) 医療関係機関（(一社)須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会）

- ・ 原子力災害医療活動に対する協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 夢みなみ農業協同組合

- ・市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ・農作物災害応急対策の指導
- ・農産物の出荷制限等
- ・被災組合員に対する融資のあっせん

(2) ふくしま中央森林組合（岩瀬事務所）

- ・市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ・被災組合員に対する融資のあっせん

(3) 須賀川商工会議所・大東商工会・長沼商工会・岩瀬商工会

- ・市及び県が実施する被害状況調査及び応急対策の協力
- ・災害時における物資安定の確保についての協力
- ・救助用物資、復旧資材の確保について協力

(4) ウルトラFM（（株）こぷろ須賀川）

- ・災害状況及び災害対策に関する放送

(5) 地方新聞社（（有）マメタイムス社・（有）阿武隈時報社）

- ・災害状況及び災害対策に関する報道

(6) 金融機関

- ・災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

(7) 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練の実施
- ・災害時における収容者の保護及び誘導
- ・災害時における病人等の収容及び保護
- ・災害時における被災負傷者の治療及び助産

(8) 社会福祉施設等の管理者

- ・避難施設の整備及び避難訓練の実施
- ・災害時における入所者の保護及び誘導

(9) （福）須賀川市社会福祉協議会

- ・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力

(10) 自主防災組織及び自治組織等

- ・ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ・ 地域における住民の避難誘導、被災者の救護
- ・ その他災害時における応急対策の協力

8 電力会社（東京電力ホールディングス（株））

- ・ 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等
- ・ 原子力施設の防災管理
- ・ 従業員等に対する教育、訓練
- ・ 関係機関に対する情報の提供
- ・ 放射線防護活動及び施設内の防災対策
- ・ 緊急時モニタリング活動に対する協力
- ・ 原子力災害医療活動
- ・ 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動

第2章 原子力災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、関係自治体、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制の整備・充実に努める。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課

第1 情報の収集・連絡体制等の整備

(市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課)

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の構築を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 東北地方非常通信協議会との連携

市は、東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

4 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動無線機・移動無線車、携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

第2 情報の分析整理（市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課）

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

第3 受信情報に基づく意志決定（市民安全課・行政管理課・環境課）

市は、県及び関係自治体あるいは原子力事業者から情報を受信した場合に、迅速に市としての判断が行えるよう、あらかじめ防護対策等に関する意志決定の判断基準等を整理する。

第4 通信手段・経路の多様化（市民安全課・行政管理課・情報政策課）

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県又は原子力施設等からの状況報告や、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網に伴う諸設備等を整備し、その操作方法について習熟に努める。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳や停電等への対策に十分留意しておく。

第2節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

その際、原子力災害の規模に応じて、専門部署の設置についても検討する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・社会福祉課・健康づくり課・環境課・全課 【関係機関】消防本部

第1 警戒配備をとるために必要な体制等（市民安全課・行政管理課・人事課）

市は、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態（原災法第10条に規定する通報すべき特定事象が発生）の連絡を受けた場合、又はあらかじめ定めた警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるための職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

第2 災害対策本部体制（市民安全課・人事課）

市は、内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意志決定については、判断の遅滞がないよう、情報の入手及び指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 防災関係機関相互の連携体制（市民安全課）

市は、平常時から各防災機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、それぞれの役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第4 消防の相互応援体制（市民安全課・消防本部）

市は、消防の応援について県内の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結、消防相互応援体制の整備に努める。

第5 原子力災害医療体制（健康づくり課）

市は、原子力災害に係る医療体制の構築等、必要な整備に努める。

第 6 広域的な応援協力体制（市民安全課・行政管理課・人事課）

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、関係自治体との間の応援協定締結の促進を図る。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容についてあらかじめ調整を行う。

第 7 自衛隊派遣要請体制（市民安全課）

市は、県に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整える。

第 8 専門家の派遣要請体制（市民安全課）

市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

第 9 救護所運営・避難退域時検査実施体制（社会福祉課・健康づくり課）

市は、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

第 10 緊急時モニタリング体制（環境課）

市は、平常時の放射線状況の把握と、緊急時の迅速な情報の収集を目的として、緊急時モニタリングを実施する体制を整備する。

また、優先的に測定対象とする地域や施設等を考慮し、設備・機器等の整備、組織体制の整備と要員の教育等、必要な準備を行う。

第3節 屋内退避等に係る体制の整備

市は、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・学校教育課・こども課

第1 判断基準（市民安全課・行政管理課・環境課）

市は、屋内退避等の市民への防護対策の実施に係る判断基準を整備する。判断の基準としては、国の原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長からの指示によるほか、原子力事業者が、防護対策の必要性を判断するための基準（EAL：Emergency Action Level、緊急時活動レベル）についても考慮する。

第2 対象者の把握（市民課・社会福祉課・長寿福祉課）

市は、屋内退避等の防護対策を行った場合において、対象者など、実施状況を的確に確認するための体制を整備する。特に、対象者の人数、連絡方法のほか、避難行動要支援者等の対策の実施に特別な配慮が必要な対象者について、重点的に把握に努めるものとする。

第3 避難所等の整備（市民安全課・社会福祉課）

1 避難所等の整備

市民の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画（資料編）」によるものとし、避難退避時検査はこれらの避難所で実施する。

なお、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

【資料 8-2】指定一般避難所

2 避難誘導資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

第4 避難所運営等の体制（市民安全課・社会福祉課）

1 避難計画の作成

市は、風向き等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、避難実施に必要な情報伝達方法、実施状況を確認する方法等、市民の避難誘導のための計画の作成に努める。

2 避難所運営体制の整備

市は、避難所の設置に際し、食料、水、毛布など生活必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受け入れ体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行うための体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。孤立するおそれのある集落や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮に努めるものとする。なお、必要に応じ、指定避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

長期的な避難が必要な場合においては、町内会等による自主管理・運営を行うための体制の整備に努め、男女のニーズの違いなどに配慮した運営に努めるものとする。

第5 要配慮者への対応体制（市民安全課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・学校教育課・こども課）

市は、屋内退避及び避難の実施にあたり、要配慮者に配慮しつつ、関係機関との協力により体制の整備等を行う。

1 要配慮者に対する情報伝達

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報を迅速かつ滞りなく伝達する体制を整備する。

2 要配慮者に対する支援体制の整備

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導や搬送・受け入れ体制の整備を図る。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

これらの検討を踏まえ、第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画第20節要配慮者支援体制の強化「第2 在宅者に対する対策」の個別避難計画の策定に基づき、原子力災害に係る個別避難計画についても策定するよう努める。

なお、個別避難計画については、原子力災害と一般災害、それぞれの作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項等を記載するなどして共有化に考慮するものとする。

3 学校等施設の体制の整備

学校等施設の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下、「生徒等」という。）の安全を確保するため、屋内退避の方法、安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

4 病院等医療機関の体制の整備

病院等医療機関の管理者は、患者の安全を確保するため、通院患者を安全に帰宅させるための方法、入院患者等の屋内退避の方法について検討しておくものとする。また、入院患者等の避難が必要になった場合について、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について避難計画の作成に努める。

5 社会福祉施設の体制の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者の安全を確保するため、通所者を安全に帰宅させるための方法、入所者等の屋内退避方法について検討しておくものとする。また、入所者等の避難が必要になった場合について、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の作成に努める。

第6 市民等の屋内退避及び避難状況の確認体制の整備

（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課）

市は、屋内退避又は避難情報の発令を行った場合において、市民等の屋内退避又は避難等の状況を的確に把握するための体制をあらかじめ整備する。

第7 屋内退避・避難等の周知体制の整備（市民安全課・行政管理課）

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

また、市は、警戒事象発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報について整理する。

第 4 節 緊急輸送活動体制の整備

第 2 部一般災害対策計画第 1 章災害予防計画「第 12 節緊急輸送体制の整備」を準用する。

担当	【本庁】市民安全課・道路河川課

第5節 防護資機材等の整備

市は、原子力災害時における応急対策に必要な防護資機材について、備蓄に努めるとともに、市民に対し迅速かつ適切に配布できる体制の整備に努める。

担当	【本庁】市民安全課・観光交流課・健康づくり課・商工課・環境課・全課

第1 医療活動用資機材の整備（健康づくり課）

市は、放射線測定資機材、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材等の整備に努める。

第2 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備 （市民安全課・全課）

市は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、必要な資機材の整備に努めるものとする。

第3 物資の調達・供給体制の整備（市民安全課・観光交流課・商工課）

市は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。

第4 安定ヨウ素剤の備蓄（市民安全課・健康づくり課）

市は、安定ヨウ素剤の配備に努めるとともに、市民に対して、迅速かつ適切に安定ヨウ素剤が配布されるよう、備蓄量・場所、搬送手段等の整備に努める。

第5 除染用資機材の整備（環境課）

市は、除染用資機材の整備に努める。

第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう、あらかじめ必要な体制を整備する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・ 全課 【関係機関】自主防災組織

第1 情報項目の整理（市民安全課・行政管理課・環境課）

市は、警戒事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。

第2 情報伝達手段の整備等（市民安全課・行政管理課）

市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市防災行政無線、広報車両、緊急速報メールの導入などの整備を図る。

第3 市民相談窓口の準備（市民安全課・全課）

市は、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめ、その方法、体制等について定めておく。

第4 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備（市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・自主防災組織）

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、被災外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第7節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備

県は、原子力災害の状況により、関係自治体の行政区域全域におよぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村長に対し避難者等の受け入れ及び避難所の設置を要請するものとされている。

そのため、市としては、避難者の受け入れができる体制の整備に努める。

担当	【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課・市民課・全課

第1 避難対象者の把握（市民安全課・市民課）

市は、県及び関係自治体と協議の上、受け入れの対象となる避難者の規模等について、あらかじめ把握しておく。

なお、市は、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画において、いわき市及び南相馬市の避難先に指定されている。

第2 市の対応資源の確認（市民安全課・社会福祉課）

関係自治体の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画（資料編）」による避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、県及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して、市として提供可能な避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等の確認をする。

【資料 8-2】指定一般避難所

第3 受入計画の作成（市民安全課・社会福祉課）

市は、関係自治体からの避難者の受け入れを行う際に実施する活動について、県及び関係自治体との間で役割分担を協議し、体制・方法等を具体的に定めた受入計画を作成する。

第4 支援計画の作成（市民安全課・人事課）

市は、市内避難所等へ受け入れを行った後に市が実施する活動について、県及び関係自治体との間で役割分担を協議し、体制・方法等を具体的に定めた支援計画を作成する。

第8節 原子力防災に関する普及啓発活動

市は、原子力災害時における市民の混乱と動揺を避けるため、平常時より広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の啓発と普及に努める。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・環境課・学校教育課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・環境課・学校教育課

第1 市民に対する普及啓発

（市民安全課・行政管理課・健康づくり課・環境課）

市では、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施する。

- ・放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ・原子力施設の概要に関すること
- ・原子力災害とその特性に関すること
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ・緊急時に市等が講じる対策の内容に関すること
- ・避難所に関すること
- ・緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

第2 教育機関における普及啓発（学校教育課）

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

第3 要配慮者への配慮（市民安全課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課）

市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、パンフレット、チラシの配布等により、原子力防災に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

市は、警戒事象の発生又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合等において、状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

その際、災害の規模によっては、専門部署を設置し、総括的に災害応急対策を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・人事課班・健康づくり課班・環境課班・ 全班 【関係機関】消防団

第1 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・行政管理課班・人事課班）

各配備体制の配備基準及び動員計画は次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
警戒配備	・ 県又は原子力事業者より警戒事象発生の報告を受けたとき、又は施設敷地緊急事態（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生。	総務部長	・ 総務部長、経済環境部長 ・ 市民安全課長、環境課長 ・ 市民安全課職員数名、環境課職員数名

2 災害対策本部設置後

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1 非常配備	・ 内閣総理大臣が全面緊急事態を発出したとき。	本部長 （市長）	災害対策本部を設置 ・ 市長 ・ 副市長、教育長 ・ 全部長、全課（廃）長、各施設長 ・ 消防長 ・ 消防団長 ・ 警察署長 ・ 予想される災害に関係する部課において必要な職員（全職員の半数程度） ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞
第2 非常配備	・ 市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・ 本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部長 （市長）	全職員

第2 活動の要点（市民安全課班・環境課班・全班）

各配備体制における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

配備体制	動員配備職員	活動の要点
警戒配備	総務部長	・状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
	配備につく課長	・必要に応じ総務部長席に参集して相互に情報を交換する。 ・市民安全課長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し必要な指示を行う。 ・状況に応じて各課職員の増減を行う。
	配備につく各職員	・自己の所属する課の所定の場所に待機する。

2 災害対策本部設置後

配備体制	動員配備職員	活動の要点
第1非常配備	市長	・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課（廃）長への指示を行う。 ・屋内退避、避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。
	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	教育長	・副本部長として市長を補佐する。
	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課（廃）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。
	消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。

	警察署長	・本部員として警察署員へ指示を伝達する。
	各課（廊）長 各施設長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。
	配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
第2 非常 配備	全職員	地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。 非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。

第3 県等への報告（市民安全課班）

市が収集した被害状況等（緊急時モニタリング調査結果、応急対策の状況、屋内退避指示や避難情報の発令状況など）については、速やかに県に報告する。

第4 消防団員等の動員（市民安全課班・消防団）

1 動員命令

動員命令は、市長（災害対策本部が設置されたときは本部長）が消防団長に対し行い、消防団長が各分団に対し下記事項により命令する。

- ・動員を要する分団名
- ・動員の規模
- ・作業内容及び作業場所
- ・装具等
- ・集合時間及び集合場所
- ・その他必要と認める事項

2 動員

消防団員の動員方法は、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速かつ確実な方法で動員するものとし、緊急の動員は警鐘、サイレン等の迅速処置により動員を行う。なお、災害が発生し、又は発生のおそれがあると知った団員は進んで分団と連絡をとり、自らの判断により指定の場所へ出動する。

3 配備

消防団の配備は次のとおりである。

配備区分	配備内容
第1非常配備	団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、その他の団員は待機させる。
第2非常配備	消防団員をもって充てる。

4 須賀川地方広域消防本部との連携

消防団長は、災害に対応する警戒、防ぎよ等、統制ある消防活動を行うため、須賀川地方広域消防本部と連携を保つものとする。

第5 広域的な応援協力等（市民安全課班・人事課班）

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、必要な場合、あらかじめ定めた関係市町村との応援協定締結における協力の内容等に基づいて、応援の要請を行う。

第6 自衛隊の派遣要請（市民安全課班）

市は、必要な場合、あらかじめ取り決めた要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法に基づき、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。

第7 専門家の派遣要請（環境課班）

市は、必要な場合、知事に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第8 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

（市民安全課班・健康づくり課班・環境課班）

市は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

1 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

市は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく対策管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるように配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防護対策

災害対策本部長は、必要に応じ緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

第2節 災害対策本部の設置

市は、施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合、災害対策本部を設置し、組織及び機能のすべてをあげて応急対策にあたる。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・人事課班・全班

第1 災害対策本部の設置及び解散

（市民安全課班・行政管理課班・人事課班）

市長は、内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、国及び県の情報及び独自に収集した情報を基に、本市に原子力災害の影響がないと判断した場合は本部を解散する。

第2 意思決定者不在時の措置（市民安全課班・行政管理課班）

市長が公務、被災等により不在、連絡が取れない場合は、屋内退避の指示や避難情報の発令、自衛隊への災害派遣要請等、緊急を要する判断について、副市長が決定し、それも困難な場合は総務部長を第2順位、企画政策部長を第3順位とする。

第3 災害対策本部の設置場所（市民安全課班・行政管理課班）

災害対策本部は、本庁市政経営会議室に設置するものとし、被害等により使用不能な場合は、状況を判断し、本部長（市長）が公共施設等を指定し設置する。

第4 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）

市長は、災害対策本部を設置又は解散したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。

第5 本部会議の開催（市民安全課班・行政管理課班・全班）

本部長（市長）は、本部長、副本部長及び各本部員で組織した本部会議を開催し、災害応急対策の具体的な事項について協議する。なお、本部会議においては、必要な場合、各班員（市職員）、関係機関の職員、団体等の関係者の出席を求める。

本部会議での主な協議・決定・指示事項は、次のとおりとし、決定事項は、速やかに各部、各班に伝達する。

- ・ 緊急時モニタリングの実施およびモニタリング結果の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・ 除染作業の実施に関すること。
- ・ 避難所の開設に関すること。
- ・ 救出・救援に関すること。
- ・ 応急医療対策に関すること。
- ・ 応急給水に関すること。
- ・ 食料の配給、調達に関すること。
- ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 県及び他の市町村、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- ・ 放射線の影響による屋内退避、避難情報の発令に関すること。
- ・ 対策に要する経費の措置方法に関すること。
- ・ 義援金品の募集及び配分に関すること。
- ・ その他必要な事項
- ・ 本部の配備体制の切替及び解散に関すること。

第6 複合災害発生時の体制（市民安全課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第8 複合災害発生時の体制」を準用する。

第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態（原災法第10条に規定する通報すべき特定事象が発生）の連絡を受けた場合、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班・環境課班・全班

第1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡（市民安全課班・行政管理課班）

県は、原子力事業者より原災法第10条に規定する通報を受けた場合、市に連絡することとし、市は県から連絡を受けた事項について、関係部局に連絡することとする。

第2 応急対策活動情報の連絡

（市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班）

市は、県を通じて原子力規制委員会（原子力防災専門官）から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

また、指定地方公共機関及び関係機関との間においても、県を通じて原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

第3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（環境課班）

市は、緊急時モニタリングにより、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第4 一般回線が使用できない場合の対処（行政管理課班・情報政策課班）

地震などの影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第4節 緊急時モニタリングの実施

市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・環境課班・全班

第1 緊急時モニタリング体制（市民安全課班・人事課班・環境課班・全班）

市は、警戒配備又は災害対策本部体制をとった場合、緊急時モニタリング班を設置し、モニタリングを開始する。

1 緊急時モニタリング班の組織及び業務

(1) 緊急時モニタリング班の組織

緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを編成しない特別チームで活動にあたる。

(2) 緊急時モニタリング班の業務

緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。

- ・ 気象情報の収集
- ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定
- ・ 緊急時モニタリングに関する情報の収集整理
- ・ 空間放射線量率の測定
- ・ 環境試料の採取及び分析
- ・ 緊急時対応要員の被ばく管理

2 緊急時モニタリング結果の報告

緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、災害対策本部長に報告する。

また、災害対策本部長は、緊急時モニタリングの結果を必要に応じ、県に報告するとともに、市民へ情報提供を行う。

第5節 屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害が発生し、市民等に対する防護措置の実施について、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・観光交流課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・ 商工課班・環境課班・学校教育課班・こども課班 【関係機関】自主防災組織

第1 屋内退避の実施（市民安全課班・環境課班）

1 屋内退避の指示

市は、屋内退避の実施が決定された場合、対象となる地域を明確にし、対象者への指示を行うとともに、屋内退避の実施について市民及び市内の滞在者に対して関係する情報等を提供する。屋内退避は、対象者の判断によって自発的に実施するため、対象者が適切な行動をとるために以下の情報を併せて提供することに留意する。

- ・対象となる地域
- ・判断の根拠となった基準及び事故の状況
- ・将来の見通し
- ・実施上の留意点
- ・その他必要な情報

また、自宅等の屋内に退避することが困難な状況や地域がある場合については、対象地域内において安全性を確認した施設を確保したうえで、屋内退避先として市民に周知する。

2 状況の確認

市は、屋内退避の指示を行った地域における市民の状況を把握するため、屋内退避の実施状況を確認するための手段を確保する。そのために対象地域において要員等が巡回を行う場合には、要員の被ばくに対して十分留意する。

また、屋内退避等の防護対策の対象とならない地域においても、市民や交通網等の混乱の発生など、社会的な状況の把握を行う。

第2 避難の実施（社会福祉課班・健康づくり課班）

1 避難所

市は、必要に応じて、避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じて、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

2 避難所の運営

市は、必要に応じて、各避難場所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

3 避難所の環境

市は、避難所を開設した場合、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

4 情報提供

市は、市民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。

5 広域避難

市町村の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受け入れ先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施への協力について協議のうえ、市に対し避難所等となる施設を示す。

6 避難の指示

市は、各種情報に基づいて必要な避難先を調整し、避難対象となる市民等に対して避難先、避難のための移動方法及び集合場所等の必要な情報を提供し、避難情報の発令を行う。

7 状況の確認

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認する。

第3 要配慮者への配慮（市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・健康づくり課班・学校教育課班・こども課班）

1 要配慮者

市は、避難対象地域が設定された場合においては、関係機関と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し避難場所での健康状態の把握等に努める。

2 学校等施設

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難情報の発令があった場合、あらかじめ定められた計画等に基づき、生徒等を安全に帰宅させる、又は保護者に引き渡すなどの必要な措置を講じる。

3 医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難情報の発令があった場合、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

4 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難情報の発令があった場合、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させる。

第4 飲食物、生活必需品等の供給

(市民安全課班・観光交流課班・商工課班)

1 生活必需品の供給・分配

被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

2 被災者への供給

市は、必要に応じて、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県等によって調達され引き渡された物資を被災者に対して供給する。

3 関係機関への要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には関係機関に物資の調達を要請する。

第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課班）

1 安定ヨウ素剤の準備及び配布

市は、事故の状況に応じて、安定ヨウ素剤の服用が必要になった場合に備え、市が備蓄する安定ヨウ素剤を確認し、輸送手段、小児用のシロップ剤の調剤に必要な薬剤師、配布の際に立ち会う医療関係者等の手配の準備を行う。

2 安定ヨウ素剤の服用の指示

市は、国及び県の指示・助言をもとに、安定ヨウ素剤の服用の判断を行う。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示する。

第 6 屋内退避等の解除（市民安全課班・環境課班）

市は、国又は県の指示を受けた場合及び対策の継続が不要と判断した場合、屋内退避等の指示の解除について関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を実施する。

第6節 社会的混乱の防止

市は、原子力災害が発生した場合、迅速な避難、緊急輸送路の確保及び市内の混乱を防止するため、必要な措置を実施する。

担当	【本庁】市民安全課班 【関係機関】須賀川警察署

第1 交通規制等の実施（市民安全課班・須賀川警察署）

市は、県警察等と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市が管理する道路の交通規制等の措置を実施する。

第2 自主避難・買い占め等への対策（市民安全課班・須賀川警察署）

1 自主避難等

市は、原子力災害が発生した際、一時滞在者の帰宅等、市外への早期移動を必要とする者の支援を行う。

また、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を実施する。

このため、市民及び一時滞在者の状況を常に把握するとともに、市民及び一時滞在者等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。

2 適切な流通の確保

市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を実施する。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。

第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施

市は、原子力災害が発生した場合、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、国及び県の指導・助言に基づき実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班

第1 飲食物の出荷制限、摂取制限等

（市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班）

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除の手続きをする。

第2 放射性物質の影響の把握

（市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班）

市は、飲食物の摂取制限、食料品の出荷制限等の措置を的確に実施するために必要な放射性物質による影響の把握に努めるものとする。そのため、原子力災害が発生した場合に必要なと認められるときには、緊急時モニタリング活動と併せて、あらかじめ定める体制及び方法に基づいて以下の測定を実施する。

- ・水道水中の放射性物質測定
- ・食品中の放射性物質測定
- ・学校給食に関する放射性物質測定

また、これらの測定結果は、必要に応じて、県等に報告するとともに、汚染が検出されない場合であっても、適切な行動を促すために市民等へ迅速に周知を行う。

第8節 緊急輸送対策

市は、原子力災害が発生した場合、緊急輸送路等の確保、車両等の円滑な調達を行い、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・道路河川課班 【関係機関】須賀川警察署・陸上自衛隊

第1 緊急輸送活動（市民安全課班・道路河川課班）

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは次の順位を原則として、関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送
第2順位	・避難者の輸送 ・災害状況の把握・進展予測のための専門家。資機材の輸送
第3順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	・市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送

第2 緊急輸送のための交通確保（市民安全課班・須賀川警察署・陸上自衛隊）

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行うこととし、市は必要な協力を行う。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保（市民安全課班・陸上自衛隊）

被害の状況等により、ヘリコプターによる物資、人員等の輸送が必要となる場合、市は、ヘリコプター臨時離着陸場を確保し、関係機関に周知する。また、事故等が発生しないよう、ヘリコプター臨時離着陸場及び周辺環境の安全性を確保するとともに、周辺住民等に周知する。

第9節 原子力災害医療活動

市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療を実施する。

また、必要に応じて、避難退域時検査実施時などに住民説明等を行う。

担当	【本庁】健康づくり課班

第10節 情報伝達活動

市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ的確に、市民への情報提供を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・社会福祉課班・環境課班・全班

第1 迅速・的確な情報提供（市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班）

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

また、市は、市民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

第2 市民ニーズを踏まえた情報伝達内容

（市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・環境課班）

市は、市民ニーズを十分把握し、次に掲げる内容を、災害対応の時期や場所に応じて適切に提供する。

- ・原子力災害の状況
- ・緊急時モニタリング結果
- ・安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・市が講じている施策に関する情報
- ・交通規制
- ・その他市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報

第3 安否情報の提供等

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画第11節避難「第6 安否情報の提供等」を準用する。

第4 多様な情報伝達手段の確保

（市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班）

市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、広報車、広報誌等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

第5 情報伝達困難者等に対する情報伝達

(市民安全課班・社会福祉課班・秘書広報課班)

市は、情報伝達に当たって、被災外国人、聴覚障がい者、高齢者等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、関係機関との連携を図りながら次のことを行う。

- ・通訳者の派遣
- ・多言語、点字、音声、文字情報（インターネット、FAX等）による情報提供体制の構築
- ・ラジオや携帯電話での広報・広聴手段の整備

第11節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援

関係自治体が全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、県の調整・決定を踏まえ、本市が受け入れ先となる場合、市として迅速な対応を行う。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・観光交流課班・社会福祉課班・健康づくり課班・商工課班・道路河川課班・建築住宅課班・会計課班 【関係機関】（福）須賀川市社会福祉協議会

第1 関係自治体の支援ニーズの把握（市民安全課班）

市は、避難者の受け入れ及び避難所の設置について県からの要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の対象人数・世帯数、避難行動要支援者の有無等について確認する。

第2 受け入れ先施設の確保（市民安全課班）

市は、原子力災害の状況、関係自治体の避難者の規模・属性、当該関係自治体との位置関係、受け入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。

このとき必要に応じて、あらかじめ指定された以外の施設についても、安全性を確認の上、避難所開設に関して管理者の同意を得る。

第3 避難方法・経路等の調整、緊急輸送

（市民安全課班・社会福祉課班・道路河川課班）

市は、受け入れ先避難所の所在や収容力等について調整した結果を県に報告したのち、必要に応じて、避難方法・経路の調整等を行う。

第4 避難所の開設・運営（社会福祉課班）

市は、受け入れ先避難所を速やかに開設し、受け入れ状況等に関して県へ随時報告する。

第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課班）

市は、関係自治体から避難者を受け入れた場合、安定ヨウ素剤の調達など必要な協力をする。

県及び医療機関等は、避難所において必要に応じて安定ヨウ素剤の服用を指示する。

第6 飲食物、生活必需品等の供給（観光交流課班・商工課班）

市は、関係自治体からの避難者を受け入れた場合、県及び関係自治体と協議の上、避難者に飲食物や生活必需品を供給する。

第 7 家畜・ペット（市民安全課班・農政課班）

市は、県、関係自治体と連携し、家畜・ペットに係る対応について、必要な協力を行う。

第 8 関係自治体行政機能の代替拠点の確保（市民安全課班・行政管理課班）

市は、避難者の受け入れを行った関係自治体に対し、行政機能の継続のため、必要に応じて、市内の施設を代替拠点として提供するよう努める。

第 9 自発的支援の受け入れ（観光交流課班・社会福祉課班・商工課班・会計課班・（福）須賀川市社会福祉協議会）

大規模な災害が発生した場合、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市はこれを適切に対応する。

1 NPO・ボランティア等の受け入れ

市は、関係機関と相互協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、NPO・ボランティア等の受付・調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

2 義援物資、義援金の受け入れ

市は、関係機関の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を広く公表する。

第 10 二次避難先の確保（市民安全課班・建築住宅課班）

市は、避難生活の長期化を回避するため、市営住宅の空き部屋の供給や民間賃貸住宅の借り上げ等、関係自治体の避難者の生活基盤確保に努める。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 放射性物質への対応

市は、原子力災害発生後、放射性物質への対応を実施し、早期の災害復旧・復興に向け努力する。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・農政課・環境課

第1 環境汚染への対処（環境課）

市は、関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。

また、放射性物質による環境汚染への対処にあたり、学校、公園等、子どもの生活環境について優先的に配慮して行うものとする。

第2 各種制限措置の解除（市民安全課・農政課・環境課）

市は、緊急時モニタリング等による調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限、市内産農林産物の採取・出荷制限及び食料品の出荷規制等各種制限措置の解除の手続きを行う。

また、解除実施状況を確認する。

第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表（行政管理課・環境課）

市は、原子力緊急事態解除宣言後、必要に応じて、県、原子力事業者が行う環境放射線モニタリング結果の情報入手に努めるとともに、市が実施する環境放射線モニタリング結果を市民等へ速やかに情報提供する。

第2節 心身の健康管理・医療

市は、原子力災害発生後、市民の不安軽減のため適切な情報を提供するとともに、心身の健康の保持・増進に努める。

担当	【本庁】市民安全課・健康づくり課・全課

第1 相談窓口の設置（市民安全課・全課）

市は、市民の心身の健康の保持・増進に努めるため、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口を設置する場合は、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接対応）、連絡先等の必要事項を広報する。

第2 健康影響調査の実施（健康づくり課）

市は、原子力災害時において避難及び屋内退避を講じた地区の市民を含めた市民等に対し、関係機関と協力し、健康調査を実施する。

第3節 風評被害等対策

市は、原子力災害発生後、市内農林畜水産物等への風評被害軽減のための対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・観光交流課・農政課・環境課

第1 市内産農林産物等の売り上げ減少への対応（農政課）

市は、市内産農林産物及び加工食品等の放射能汚染への不安による、消費者の買い控え及び市場での取引拒否、価格低下などによる売り上げ減少を防ぐため、県と連携し、市内産農林産物及び加工食品等の安全性について、放射性物質検査を実施し、その結果を、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等の多様なメディアを活用して情報発信する。

第2 販売促進・観光誘致活動（観光交流課・農政課）

市は、市内産農林産物、加工食品等の販売促進イベントを、市内外及び県外で、積極的に実施する。

第3 放射線被ばくについての人権侵害の防止（市民安全課・環境課）

市は、放射線被ばくに関するうわさや偏見等による被災地域の市民の人権侵害を防ぐため、放射線に関する正しい知識の普及及び人権意識の啓発を行う。

第4節 関係自治体の避難者に対する中長期的支援

市は、関係自治体から受け入れた避難者に対し、中長期的な支援を行う。

担当	【本庁】市民安全課・商工課・学校教育課

第1 地域コミュニティの維持（市民安全課）

市は、関係自治体から受け入れた避難者の地域コミュニティの維持に資するよう、必要な支援を行う。

第2 就労・就学支援（商工課・学校教育課）

市は、関係自治体から受け入れた避難者の就労に資するよう、求人情報等関連情報の提供を行うとともに、避難者の就学機会の確保及び情報提供を行う。

第 5 部 事故対策計画

第 1 章 航空機事故対策計画

航空機の墜落等の大規模で多数の死傷者等の発生といった事故に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「第 2 部一般災害対策計画」の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・福島空港事務所・東京航空局福島空港出張所

第 1 節 航空事故予防対策

第 1 災害応急対策への備え（市民安全課・消防本部・消防団）

1 防災情報通信網等の整備

航空運送事業者は、航空機事故時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努める。また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 防災関係機関等相互の連携

福島空港事務所は、福島空港及び空港周辺における航空機事故について「福島空港緊急時計画」を策定し、防災関係機関等との連携強化に努める。

3 応援協力体制の整備

航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

市、県及び防災関係機関は、航空機事故が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、応援協定の締結等により応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

4 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

福島空港事務所は、福島空港等における航空機事故について、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備、相互の連携強化に努める。

5 消防力の強化

福島空港事務所は、福島空港等において発生した航空機事故による被害の拡大を最小限に留めるため、化学消防車等の消防用機械・資機材及び「福島空港緊急時計画」に定める消火救護用資器材の整備を促進するとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携強化に努める。

県は、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

6 防災訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第2 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等において要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 航空事故応急対策

第1 災害情報の収集伝達（市民安全課・消防本部・消防団・警察本部）

1 福島空港事務所（空港管理者）のとりべき措置

福島空港事務所は、福島空港等において航空機事故が発生したときは、「福島空港緊急時計画」に基づき、関係機関等に通報・連絡する。

2 県及び警察本部のとりべき措置

県は、航空機事故の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

3 市及び防災関係機関のとりべき措置

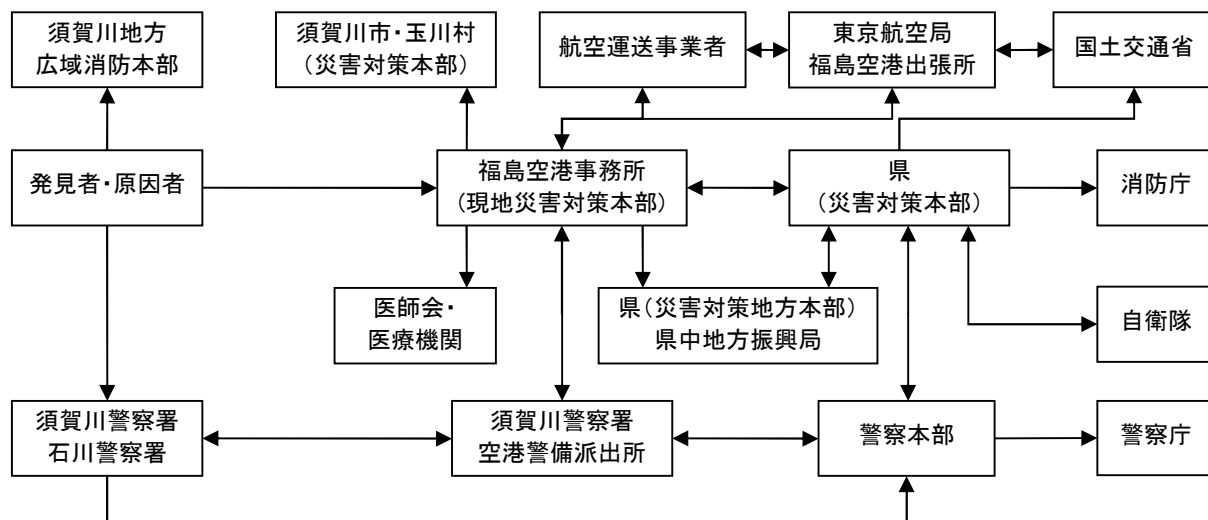
市及び防災関係機関は、航空機事故の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

市及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—6 航空災害」により連絡するものとする。

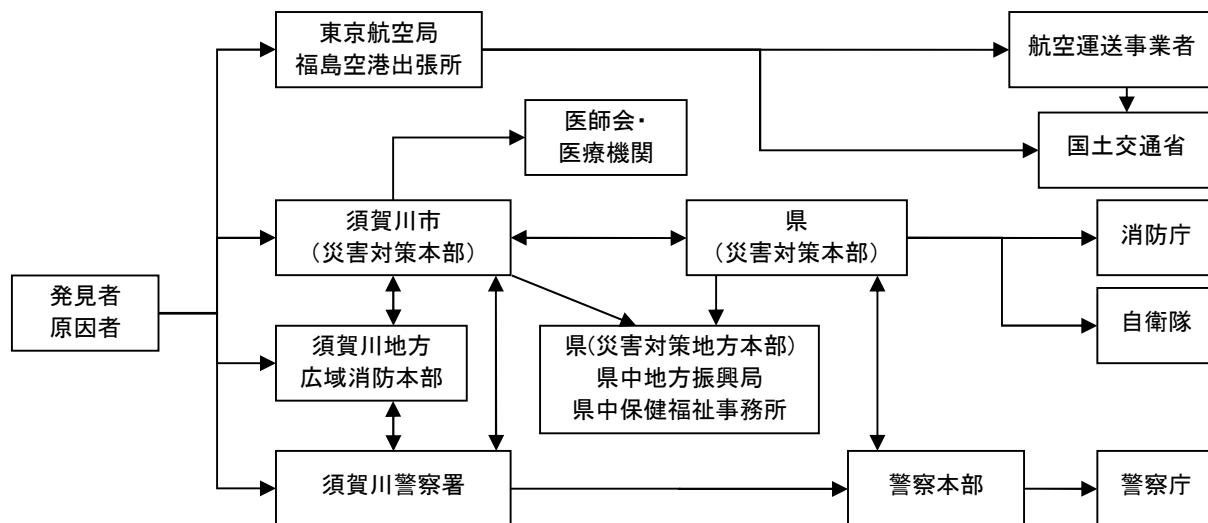
4 東京航空局福島空港出張所のとりべき措置

東京航空局福島空港出張所は、航空機事故の発生を知った場合、又は発見者等からの通報を受けた場合、防災関係機関に通報するとともに、災害を最小限に止めるよう努める。

■福島空港等における航空機事故の情報伝達系統



■福島空港等以外の地域における航空機事故の情報伝達系統



※矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・消防本部・消防団）

1 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努める。

2 県の活動体制

福島空港等において航空機事故が発生した場合、知事は、必要と認める場合は、福島県航空機事故対策本部を設置する。また、福島空港事務所長は、福島空港事務所内に航空機事故対策現地本部（合同対策本部）を設置する。

福島空港等以外において航空機事故が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

3 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

4 相互応援協力

県は、大規模な航空災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認められるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、航空災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

消防本部は、航空災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

県は、航空機事故が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するため、市町村から要請があり、かつ必要と認める場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

また、国の空港事務所長等法令で定める者は、航空機事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・消防本部・消防団）

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

（1）福島空港等における航空機事故の場合

福島空港事務所は、福島空港等において航空機事故が発生した場合、速やかに被害状況を把握し、「福島空港消火救難対策実施要領」及び「福島空港消防救急業務実施要領」に基づき、必要に応じ救助・救急活動を行うとともに、消防機関、警察等による迅速かつ的確な救助・救出、消火が行われるよう協力する。また、医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。

須賀川地方広域消防組合、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合等は、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、迅速に救助・救出を行う。

東京航空局福島空港出張所は、航空機事故に係る火災が発生したときは、消防機関等の協力を得て消防活動を実施する。航空機事故が発生したときは、状況に応じ、空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

（2）福島空港等以外の地域における航空機事故の場合

警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、航空機、船舶等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行う。

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

2 消火活動

（1）福島空港等における航空機事故の場合

福島空港事務所は、福島空港等において航空機事故が発生した場合、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携協力して消火活動を行う。

須賀川地方広域消防組合、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合、須賀川市及び玉川村は、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、迅速に消火活動を行う。

(2) 福島空港等以外の地域における航空機事故の場合

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通規制等の必要な措置を講ずる。なお、福島空港等において航空災害が発生した場合には、「福島空港緊急時計画」に基づき、交通規制等を実施する。

第5 災害広報（市民安全課・秘書広報課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を被災者等に対し適切に広報する。広報活動においては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮し実施する。

第3節 航空事故復旧対策

空港管理者等の空港関係機関は、航空機事故により空港施設が被災した場合、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行う。復旧作業においては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

空港等以外で航空機事故が発災した場合、市、県、国、関係機関は連携し、迅速かつ的確に被災現場の復旧作業を行う。

第2章 鉄道事故対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「第2部 一般災害対策計画」の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・鉄道事業者

第1節 鉄道事故予防対策

第1 鉄道交通の安全の確保（鉄道事業者）

1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努める。

2 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図る。また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努める。

市、県、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2 災害応急対策、災害復旧への備え

（市民安全課・消防本部・消防団・鉄道事業者）

1 防災情報通信網等の整備

鉄道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るとともに、県、市町村及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずる。

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努める。また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

市、県及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により応援協定体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておく。

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるとともに、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図り、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。

県は、鉄道災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 防災知識の普及・啓発（市民安全課・鉄道事業者）

県及び鉄道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努める。

第4 要配慮者対策 (市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 鉄道事故応急対策

第1 災害情報の収集伝達 (市民安全課・消防本部・消防団・鉄道事業者)

1 鉄道事業者のとりべき措置

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び警察本部のとりべき措置

県は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

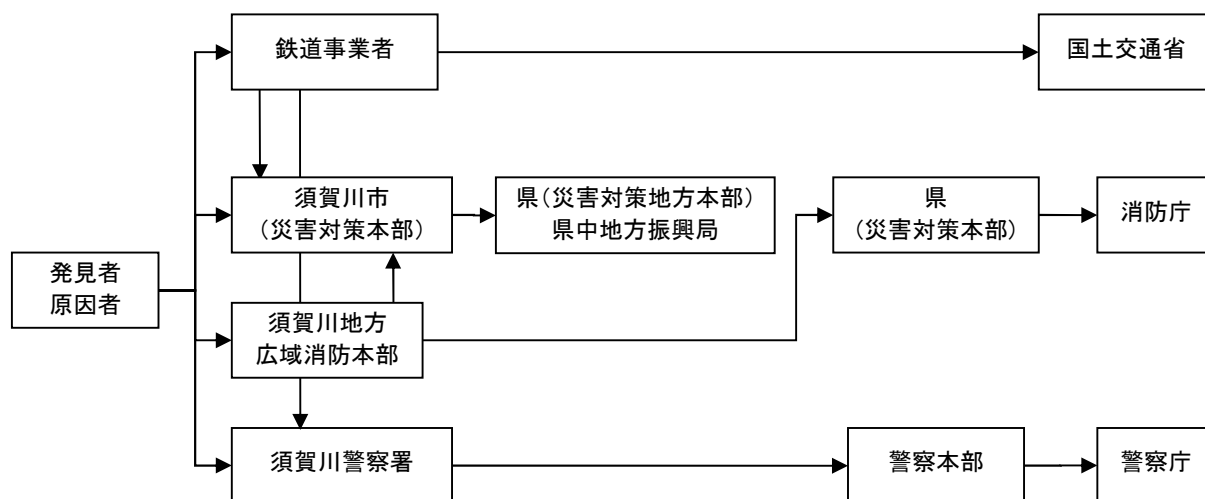
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

3 市及び防災関係機関のとりべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災・危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

■鉄道事故の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・消防本部・消防団）

1 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 県の活動体制

鉄道事故が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

3 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

4 相互応援協力

県は、鉄道災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、鉄道災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

消防本部は、鉄道災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団）

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

鉄道事業者は、消防機関、警察等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施する。

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察本部、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

鉄道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

市が被災しなかった場合、市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置（警察）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通規制措置等の必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導（鉄道事業者）

鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難を実施する。

第6 災害広報（市民安全課・秘書広報課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。広報活動の際は、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 鉄道事故復旧対策

鉄道事故における復旧対策は、事故の原因者が実施する。鉄道事業者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行う。復旧作業においては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3章 道路事故対策計画

大規模な自動車事故等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「第2部一般災害対策計画」の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・道路管理者

第1節 道路事故予防対策

第1 道路交通の安全のための情報の充実

(市民安全課・道路河川課・消防本部・消防団)

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

第2 道路施設等の整備（市民安全課・道路河川課・消防本部・消防団）

道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるとともに、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

また、道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

第3 災害応急対策、災害復旧への備え（市民安全課・健康づくり課・道路河川課・道路管理者・消防本部・消防団）

1 防災情報通信網等の整備

道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

市、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

市及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておく。

4 消防力の強化

道路管理者は、消防活動について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。

県は、道路災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

6 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発（市民安全課・道路河川課・消防本部・消防団）

道路管理者は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 道路事故応急対策

第1 災害情報の収集伝達

(市民安全課・道路河川課・道路管理者・消防本部・消防団)

1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び警察本部のとりべき措置

県は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

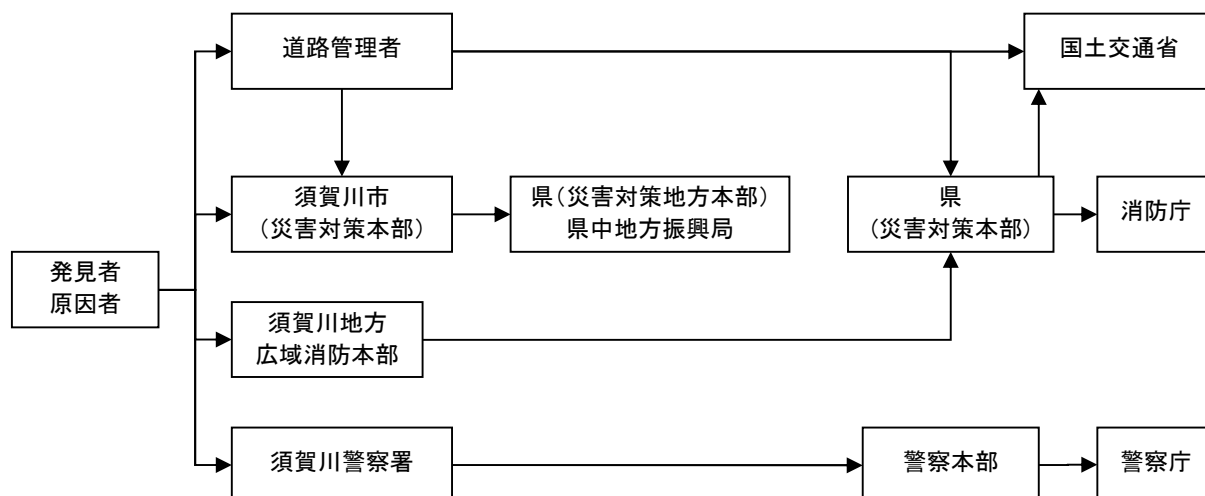
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

3 市及び防災関係機関のとりべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 2 火災・危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

■道路事故の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

(市民安全課・道路河川課・道路管理者・消防本部・消防団)

1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

2 県の活動体制

大規模な道路災害が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

3 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

4 相互応援協力

道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

県は、道路災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、道路災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

消防本部は、道路災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

県は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・道路河川課・健康づくり課・消防本部・消防団）

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

道路管理者は、消防機関、警察等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力する。

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通規制措置等の必要な措置を講ずる。

第5 危険物の流出に対する応急対策（道路河川課・消防本部・消防団）

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧（道路河川課・警察本部）

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

第7 災害広報（市民安全課・秘書広報課・道路河川課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対

し適切に広報する。広報活動の際は、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第３節 道路事故復旧対策

道路管理者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。復旧作業において、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第4章 危険物等事故対策計画

危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「第2部一般災害対策計画」の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・環境課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・危険物等施設の事業者

第1節 危険物等事故予防対策

第1 危険物等の定義

危険物等の定義は次のとおりとする。

危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの
高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
火薬類	火薬類取締法第2条に規定されているもの

第2 危険物等施設の安全性の確保（市民安全課・消防本部・消防団）

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県及び市は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努める。

1 危険物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。

(2) 県、市のとりべき措置

県は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図る。

県及び市等は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

2 高圧ガス

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

(2) 県のとりべき措置

県は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図る。

県は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努める。

3 毒物・劇物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

(2) 県のとりべき措置

県は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策や防災体制についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図る。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

4 火薬類

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

県のとりべき措置

県は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図る。また、火薬類の爆発等の災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努める。

第3 災害応急対策、災害復旧への備え

(市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団)

1 防災情報通信網等の整備

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

市、県及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進するとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

市及び県は、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

4 消防力の強化

事業者は、危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。

県は、危険物等災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

県は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求めることができる体制の整備について支援する。

消防機関、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

6 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

7 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発（市民安全課・消防本部・消防団）

市、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 危険物等事故応急対策

第1 災害情報の収集伝達（市民安全課・環境課・消防本部・消防団）

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び警察本部のとりべき措置

県は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。なお、事業者から収集した情報については、危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

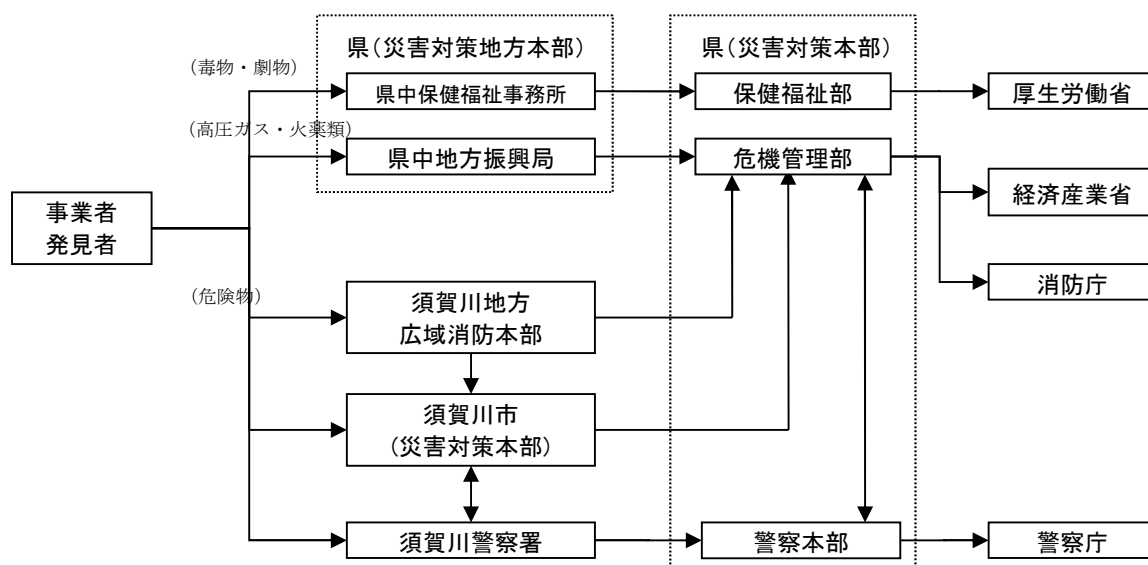
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

3 市及び防災関係機関のとりべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 2 火災・危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム 4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

■危険物等事故の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・環境課・消防本部・消防団）

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 県の活動体制

危険物等の事故が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

3 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

4 相互応援協力

県は、大規模な危険物等災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

消防本部は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

5 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 災害の拡大防止（市民安全課・環境課・消防本部・消防団）

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法等の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

2 市、県、消防機関等のとりべき措置

市、県、消防機関等は、関係法等の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団・警察本部）

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察本部、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

市が被災しなかった場合、市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

（市民安全課・環境課・消防本部・消防団）

1 事業者、消防機関、警察本部等のとりべき措置

事業者、消防機関及び警察等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 市及び県のとりべき措置

市及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直

ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第7 避難誘導（市民安全課・消防本部・消防団）

1 市等のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

市、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

第8 災害広報（市民安全課・秘書広報課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。広報活動の際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 危険物等事故復旧対策

危険物等事故の復旧対策については、事故の原因者が実施する。

第5章 大規模な火災対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「第2部一般災害対策計画」の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・ 建築住宅課・都市計画課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織

第1節 大規模な火災予防対策

第1 災害に強いまちづくりの形成（建築住宅課・都市計画課・消防本部）

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

(1) 市街地の整備

市及び県は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の手法について検討し、防災上安全な市街地の形成を促進する。

(2) 防災空間の整備

市及び県は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

(3) 建築物の不燃化の推進

市及び県は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用について検討し、建築物の不燃化を推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

市、県、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

市、県、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

消防本部は、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

市及び県は、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を受け入れる施設について、予防査察時に防火安全対策に関する適切な指導を行う。

第 2 大規模な火災防止のための情報の充実（市民安全課）

市及び県は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第 3 災害応急対策、災害復旧への備え

（市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団）

1 防災情報通信網等の整備

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

市、県及び防災関係機関は、大規模な火災における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

市及び県は、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

県は、大規模な火事災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行う。

市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化、適正な配置に努めるとともに、消防施設、消防設備の整備に努める。また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発（市民安全課・消防本部・消防団）

市、県及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 大規模な火災応急対策

第1 災害情報の収集伝達（市民安全課）

1 県及び警察本部のとりべき措置

県は、大規模な火災災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

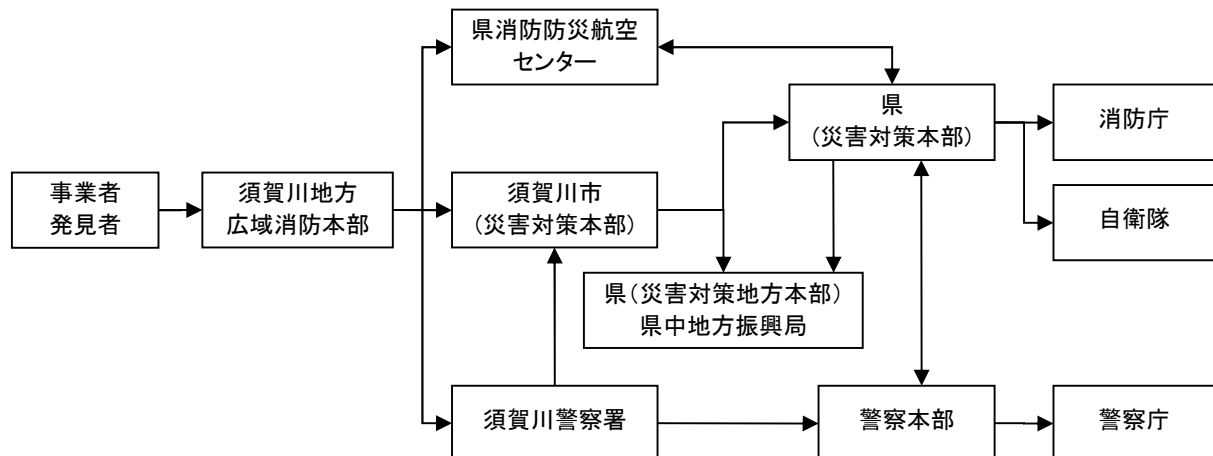
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

2 市及び防災関係機関のとりべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への大規模な火災災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災・危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

■大規模な火災災害の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・消防本部・消防団）

1 県の活動体制

大規模な火災が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

3 相互応援協力

県は、大規模な火事災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

市は、火事災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

消防本部は、火事災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・健康づくり課・消防本部・消防団）

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察本部、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

市が被災しなかった場合、市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団）

1 市等のとるべき措置

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第6 災害広報（市民安全課・秘書広報課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。広報活動の際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 大規模な火災復旧対策

市、県及び関係機関は、国と連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業又は支援を行う。

第6章 林野火災対策計画

林野火災は、火災の早期発見、迅速な初期消火が困難で水利等の不便もあるため、被害が拡大するおそれがある。また、一般火災に対する消防活動とは著しく異なり、消防活動が困難な状況となるおそれもあることから、消防関係機関は、関係機関と連携し被害の軽減に努める。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織

第1節 林野火災予防対策

第1 林野火災に強い地域づくり（市民安全課・農政課・消防本部・消防団）

市は、地域の特性に配慮し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。

市及び県は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

第2 林野火災防止のための情報の充実（市民安全課）

市及び県は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第3 災害応急対策、災害復旧への備え

（市民安全課・健康づくり課・農政課・消防本部・消防団）

1 防災情報通信網等の整備

県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

市、県及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備、防災訓練等による習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

市及び県は、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

県は、林野火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うとともに、林野火災用消防資機材を整備する。また、「林野火災用消防資機材の保管及び使用に関する協定」に基づき、陸上自衛隊福島駐屯地及び陸上自衛隊郡山駐屯地に保管するとともに、市町村及び自衛隊等が、林野火災用消防資機材の迅速かつ的確な操作をすることができるよう、訓練又は講習会等を開催する。

市は、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材、標識板、警報旗等の防火施設を整備するとともに、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

関東森林管理局は、森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行う。また、森林火災の拡大防止のため保護樹帯の設置等を実施するとともに、森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努める。

5 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努め、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発（農政課・消防本部）

県は、「福島県山火事防止運動実施要領」に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努める。

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 林野火災応急対策

第1 災害情報の収集伝達

(市民安全課・農政課・消防本部・消防団・警察本部)

1 県及び警察本部のとりべき措置

県は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。

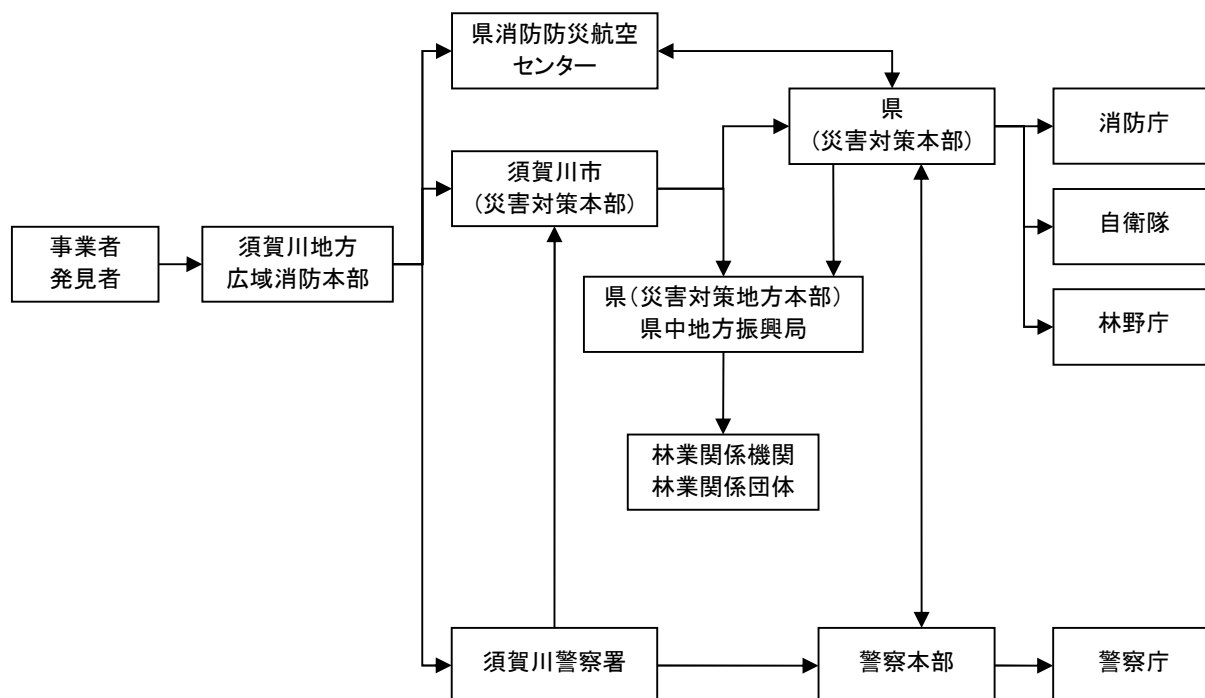
警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。

県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。

2 市及び防災関係機関のとりべき措置

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施する。市及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 1 林野火災」により連絡するものとする。

■林野火災の情報伝達系統



※ 矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立（市民安全課・農政課・消防本部・消防団）

1 県の活動体制

林野火災が発生した場合、県は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、災害の状況に応じて、特別警戒本部、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部を設置し、警戒配備、特別警戒配備、非常配備等適切な配備体制をとり必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

市は、発災後速やかに情報収集伝達体制を確立し、必要に応じて職員の非常参集、災害対策本部の設置等を行うとともに、職員の事故現場への派遣及び状況報告、状況に応じて県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

3 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

4 相互応援協力

県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示する。

市は、林野火災の規模が当該市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

（市民安全課・健康づくり課・農政課・消防本部・消防団・警察本部）

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関、市、警察本部、医療機関、関係機関等は相互に連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

- ・ 出動部隊の出動区域
 - ・ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
 - ・ 携行する消防機材及びその他の器具
 - ・ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
 - ・ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - ・ 応急防火線の設定
 - ・ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
 - ・ 交代要員の確保
 - ・ 救急救護対策
 - ・ 住民等の避難
 - ・ 空中消火の要請
 - ・ 空中消火資機材の手配及び消火体制
- （「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」参照）

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。また、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材を、市町村等へ貸付ける。

市が被災しなかった場合、市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努める。

第4 交通規制措置（警察本部）

警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通規制措置等の必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導（市民安全課・行政管理課・社会福祉課・長寿福祉課・農政課・消防本部・消防団）

1 市等のとるべき措置

市は、林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合、人命の安全を第一に地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

市、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

3 森林内の滞在者

市、消防本部等は、林野火災発生の特報を受けた場合、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

第6 災害広報（市民安全課・秘書広報課・農政課・消防本部・消防団）

市、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。広報活動の際は、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第7 二次災害の防止（農政課・道路河川課）

市、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

市及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行い、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第３節 林野火災復旧対策

市及び県は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

第 6 部 日本海溝・千島海溝周辺海溝 型地震対策計画

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16(2004)年法律第 27 号。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第 1 部総則「第 2 節防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を準用する。

第 2 章 地震予防計画

第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 17(2005)年政令第 282 号）第 1 条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その必要性や緊急性を判断した上で、関係機関等と協議・連携しながら整備を図るものとする。

なお、施設整備を行う場合は、具体的な目標及びその達成期間を定めた整備計画を策定する。策定にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するとともに、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第 2 節 避難場所及び避難所の運営・安全確保

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害予防計画「第 13 節避難対策の強化」を準用する。

第3節 防災意識の普及・啓発

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第17節防災教育の充実」を準用する。

第4節 電力・ガス・電気通信施設の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第7節電力・ガス・電気通信施設の強化」を準用する。

第5節 報道機関による放送

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第3節情報連絡体制の整備」を準用する。

第6節 避難路・緊急輸送路の確保

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第6節道路・鉄道施設の強化」及び「第12節緊急輸送体制の整備」を準用する。

第7節 公共施設等における防災対策

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第4節都市の防災対策の整備」、「第5節上水道・下水道施設の強化」、「第6節道路・鉄道施設の強化」、第3部震災対策計画第2章災害予防計画「第4節都市の防災対策」を準用する。

第8節 救助体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第11節消防体制の整備」、「第14節医療（助産）救護・防疫体制の強化」及び「第16節消防防災ヘリコプター活用体制の整備」を準用する。

第9節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第15節食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備」を準用する。

第10節 防災訓練の実施

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第18節防災訓練の実施」を準用する。

第 3 章 地震応急対策計画

第 2 部一般災害対策計画「第 2 章災害応急対策計画」及び第 3 部震災対策計画「第 3 章災害応急対策計画」を準用する。